

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年3月19日提出
【計算期間】	PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型） 第20特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型） 第16期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型） 第20特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型） 第16期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） 第16特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型） 第16期 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） 第15特定期間 PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型） 第15期 (自 2020年6月23日至 2020年12月21日)
【ファンド名】	PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型） PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）
【発行者名】	三菱ＵＦＪ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長と収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

＊委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MR F	
追加型	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年１回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経２２５	ブル・ベア型
一般	年２回	日本				
大型株	年４回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年６回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年１２回	オセアニア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他	中近東 (中東)				その他 ()
クレジット	()	エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券 公債))						
資産複合 ()						

「豪ドルコース（年2回分配型）」

「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」

「メキシコペソコース（年2回分配型）」

「世界通貨分散コース（年2回分配型）」

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	日本				
大型株	年4回	北米			TOPIX	条件付運用型
中小型株	年6回	欧州	ファンド・	なし		
債券	(隔月)	アジア	オブ・		その他 ()	ロング・
一般	年12回	オセアニア	ファンズ			ショート型／
公債	(毎月)	中南米				絶対収益
社債	日々	アフリカ				追求型
その他債券	その他 ()	中近東 (中東)				その他 ()
クレジット		エマージング				
属性 ()						
不動産投信						
その他資産						
(投資信託証券 (債券 公債))						
資産複合 ()						

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

※ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MR F（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMR Fをいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信		信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合		信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回		信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回		信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

	年４回	信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年６回（隔月）	信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対 象 イ ン デックス	日経２２５	信託約款において、日経２２５に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	ＴＯＰＩＸ	信託約款において、ＴＯＰＩＸに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

※上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり利益の獲得をめざします。

ファンドの特色

PIMCO ニューワールドインカムファンドは、以下の8本のファンドで構成される投資信託です。

 豪ドルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 ブラジルリアルコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 メキシコペソコース (毎月分配型) / (年2回分配型)	 世界通貨分散コース (毎月分配型) / (年2回分配型)
---	---	--	--

- 1 世界通貨分散コースにおいては、12通貨(豪ドル、ブラジルリアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、ロシアルーブル、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドル)への実質的な配分は12分の1程度ずつになることを基本とします。ただし、投資環境、資金動向、為替の変動等により、実質的な通貨配分が12分の1程度ずつから乖離する場合があります。

投資対象

米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等が実質的な主要投資対象です。

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。
- 主として円建外国投資信託への投資を通じて、米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券(新興経済国の政府および政府機関等の発行もしくは保証する債券(ソブリン債券、準ソブリン債券))に実質的な投資を行います。また、エマージング債券と同様の投資効果を持つ派生商品を活用する場合があります。証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンド(わが国の短期公社債等に投資)への投資も行います。
- ポートフォリオの実質的な平均デュレーションは原則として3年以上8年以内で調整します。
- 実質的に投資する債券は、原則として取得時において「CCC-格」相当以上の信用格付けを有しているものに限定し、実質的に投資する債券の平均格付けは原則として「B-格」相当以上を維持します。



エマージング債券とは

新興経済国(エマージング・カントリー)の政府、政府機関、企業が発行する債券です。先進国の国債等と比較して信用力が低い代わりに利回りが高くなる傾向があります。

- 新興経済国とは、経済が発展途上にあり、今後の急速な経済成長が期待できる国々をいいます。
- デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

<世界の主な新興経済国>



- 1 上記以外の国を投資対象国とすることがあります。

<信用格付けと利回りについて>

信用格付けとは、債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

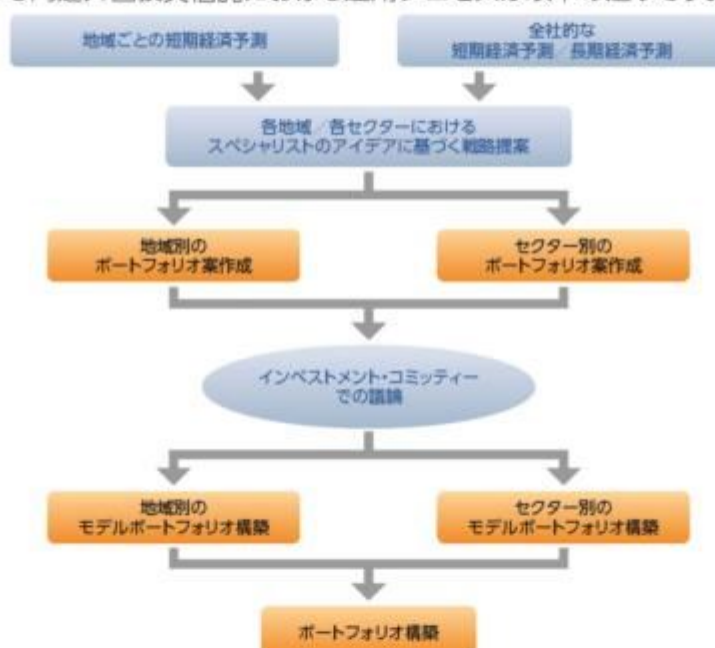


Moody'sのAaからCaaまでの信用格付けには「1, 2, 3」、S&PのAAからCCCまでの信用格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。左記は信用格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは信用格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。

運用方法
運用プロセス

投資対象とする円建外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

- 投資対象とする円建外国投資信託における運用プロセスは以下の通りです。



！ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>) でご覧いただけます。

運用の
委託先

投資信託証券への運用の指図に関する権限をピムコジャパンリミテッドに委託します。

- ピムコジャパンリミテッドは、ピムコ社が運用する円建外国投資信託（米ドル建てを中心とした世界のエマージング債券等に投資）への投資、およびマネー・マーケット・マザーファンドへの投資の指図を行います。
 - ピムコ社（PIMCO＝Pacific Investment Management Company LLC）は、1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。
- ！ 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

為替対応
方針

各ファンドが投資を行う外国投資信託においては、米ドル建てを中心としたエマージング債券等に投資を行う一方で、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行います。これにより、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)」、「為替差益／差損」が生じます。

■ 為替取引とは、為替予約取引等*を利用することにより、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いを行うことをいいます。為替取引を行うことにより、各ファンドの対象通貨ベースでのエマージング債券等への投資効果を追求します。

❗ 各ファンド対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です。

* 為替取引にあたっては、一部新興国通貨の場合、「NDF(ノン・デリバラブル・フォワード)取引」を利用する場合があります。

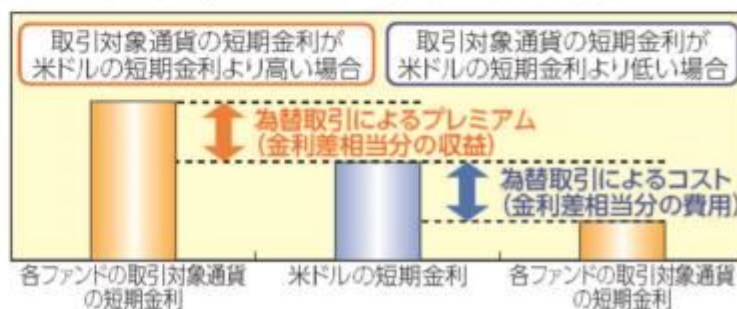
■ NDF取引とは、将来の所定の期日に当該通貨の受け渡しを行わず、主に米ドルなど主要通貨で差金決済のみ可能な為替先渡し取引(デリバティブ取引)です。

❗ NDF取引では、市場の期待値(需給)や規制の影響を大きく受けて価格が形成されます。そのため、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)は、理論上期待される短期金利差から大きく乖離する場合があります。

<為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)>

各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より高い場合、当該ファンドでは「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」の獲得が期待できます。

一方、各ファンドの取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、当該ファンドでは「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が生じます。



❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

<為替差益／差損>

各ファンドの基準価額は、各ファンドの対象通貨の対円での為替変動により、以下のような影響を受けます。

PIMCO ニューワールド インカムファンド	下落 ← 基準価額 → 上昇																																							
豪ドルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	豪ドル安 ← 円に対して → 豪ドル高																																							
ブラジルリアルコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	ブラジルリアル安 ← 円に対して → ブラジルリアル高																																							
メキシコペソコース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	メキシコペソ安 ← 円に対して → メキシコペソ高																																							
世界通貨分散コース (毎月分配型)／(年2回分配型) 	<table><tr><td>世界通貨</td><td>円に対して</td><td>世界通貨</td></tr><tr><td>豪ドル安</td><td></td><td>豪ドル高</td></tr><tr><td>ブラジルリアル安</td><td></td><td>ブラジルリアル高</td></tr><tr><td>メキシコペソ安</td><td></td><td>メキシコペソ高</td></tr><tr><td>カナダドル安</td><td></td><td>カナダドル高</td></tr><tr><td>インドネシアルピア安</td><td></td><td>インドネシアルピア高</td></tr><tr><td>インドルピー安</td><td></td><td>インドルピー高</td></tr><tr><td>韓国ウォン安</td><td></td><td>韓国ウォン高</td></tr><tr><td>ロシアルーブル安</td><td></td><td>ロシアルーブル高</td></tr><tr><td>トルコリラ安</td><td></td><td>トルコリラ高</td></tr><tr><td>ユーロ安</td><td></td><td>ユーロ高</td></tr><tr><td>英ポンド安</td><td></td><td>英ポンド高</td></tr><tr><td>米ドル安</td><td></td><td>米ドル高</td></tr></table> ＊上記通貨は、今後変更となる場合があります。	世界通貨	円に対して	世界通貨	豪ドル安		豪ドル高	ブラジルリアル安		ブラジルリアル高	メキシコペソ安		メキシコペソ高	カナダドル安		カナダドル高	インドネシアルピア安		インドネシアルピア高	インドルピー安		インドルピー高	韓国ウォン安		韓国ウォン高	ロシアルーブル安		ロシアルーブル高	トルコリラ安		トルコリラ高	ユーロ安		ユーロ高	英ポンド安		英ポンド高	米ドル安		米ドル高
世界通貨	円に対して	世界通貨																																						
豪ドル安		豪ドル高																																						
ブラジルリアル安		ブラジルリアル高																																						
メキシコペソ安		メキシコペソ高																																						
カナダドル安		カナダドル高																																						
インドネシアルピア安		インドネシアルピア高																																						
インドルピー安		インドルピー高																																						
韓国ウォン安		韓国ウォン高																																						
ロシアルーブル安		ロシアルーブル高																																						
トルコリラ安		トルコリラ高																																						
ユーロ安		ユーロ高																																						
英ポンド安		英ポンド高																																						
米ドル安		米ドル高																																						

<世界通貨分散コースについて>

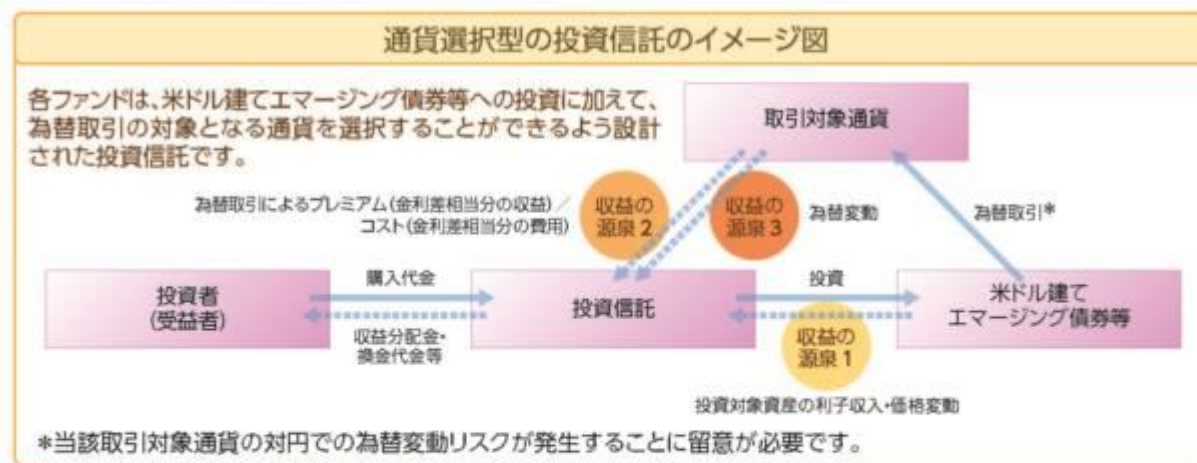
- ◆ 通貨の分散を考慮し、原則として12通貨へ投資を行います。また、各通貨の実質的な配分が概ね均等になることを基本とします。
- ◆ 組入通貨については、世界各国の長期的な経済構造の変化等を考慮し、入替えを行う場合があります。なお、資本規制等が設けられ、継続的な投資が困難となった場合等には、当該通貨を除外することがあります。

<通貨配分のイメージ>

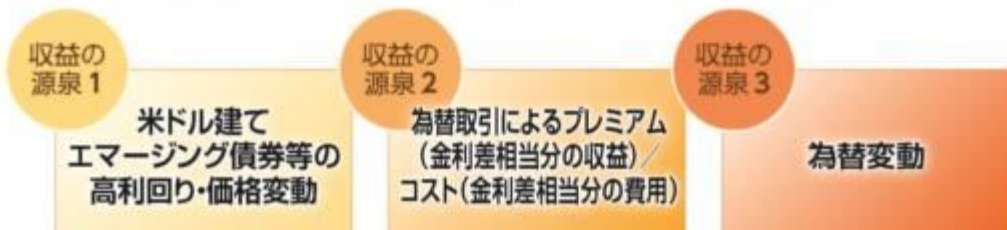


! 上記はイメージであり、実際の通貨配分とは異なる場合があります。また、組入通貨については、今後変更となる場合があります。

■通貨選択型ファンドの収益のイメージ



● 各ファンドの収益の源泉としては、以下の3つの要素があげられます。



● 各ファンドにおける収益の源泉と基準価額の変動要因は以下の通りです。

それぞれの収益源に相応してリスクが内在していることに留意が必要です。



❗ ただし、為替市場の状況によっては、為替取引によるプレミアム／コストが、金利差相当分から乖離する場合があります。

📄 対象通貨の為替レート推移については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/>)でご覧いただけます。「月報(マンスリーレポート)」をご参照ください。

分配方針

「毎月分配型」は毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。「年2回分配型」は年2回の決算時(6・12月の各20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

「毎月分配型」

- 原則として、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配を行います。
- 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

「年2回分配型」

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。
(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



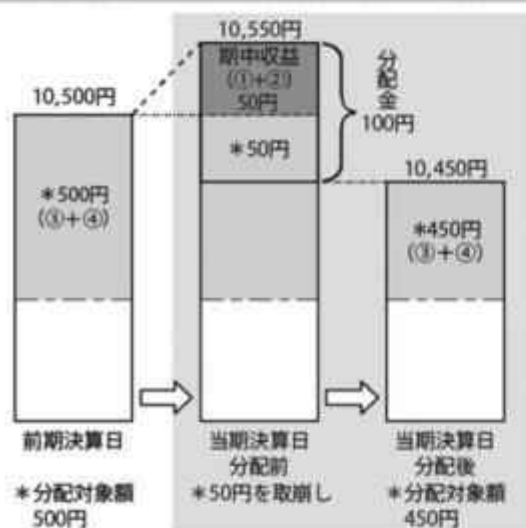
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

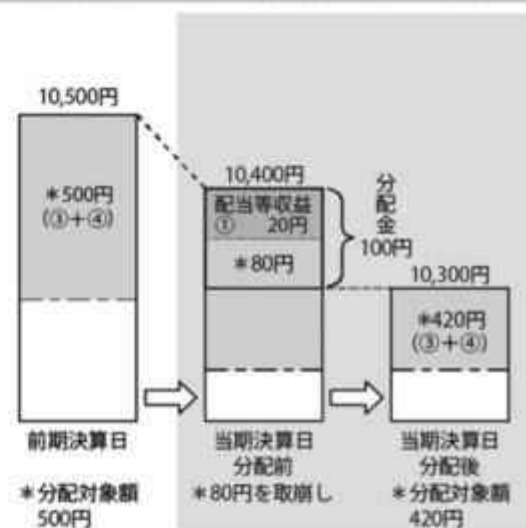
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



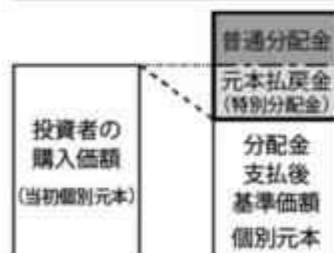
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

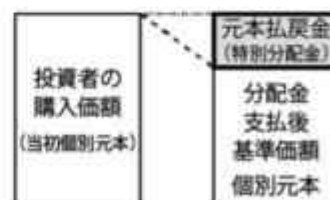
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更
 2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（年２回分配型）」

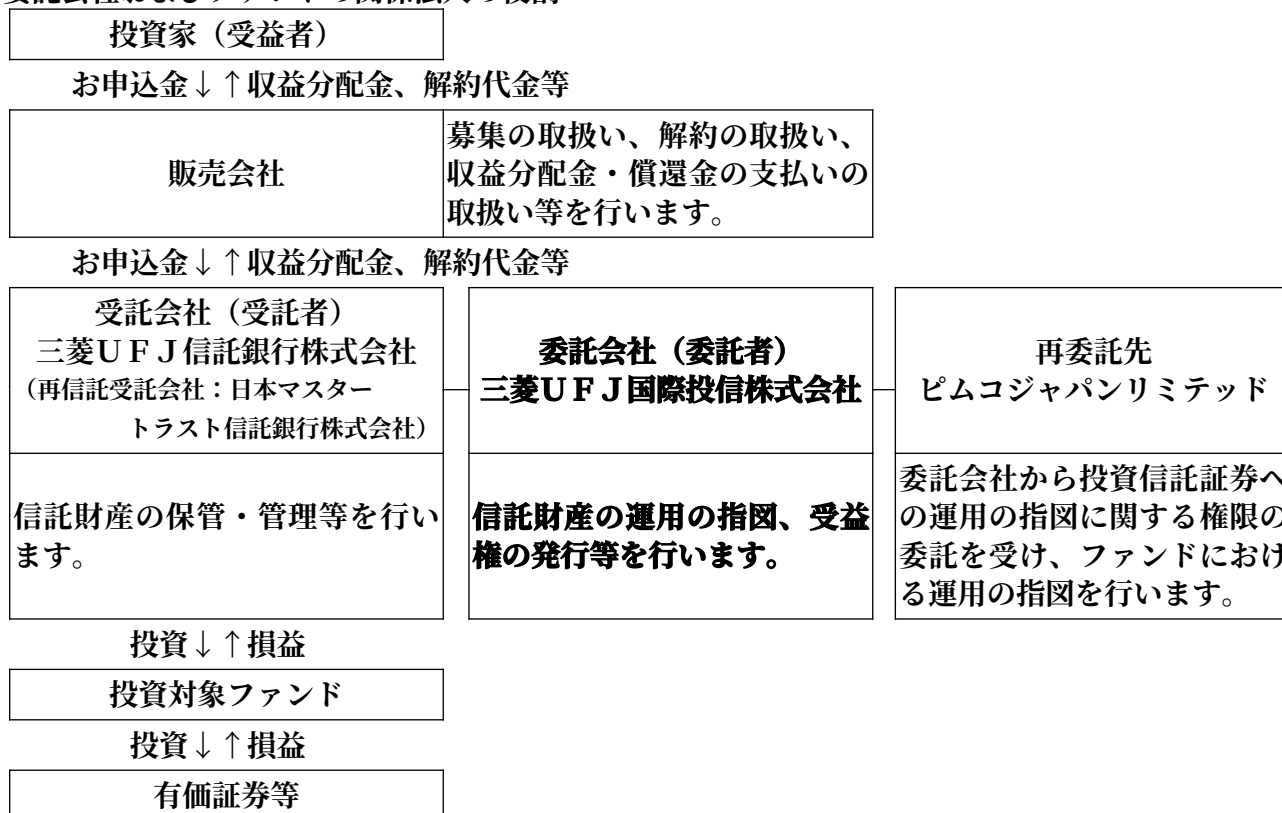
2013年7月1日 設定日、信託契約締結、運用開始

2013年9月20日 信託期間を2016年6月20日までから2021年6月21日までに変更

2019年9月20日 信託期間を2021年6月21日までから2025年11月20日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】

①委託会社およびファンドの関係法人の役割



②委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

③委託会社の概況（2020年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日

- 1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
 - ・沿革
- 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

「豪ドルコース（毎月分配型）」

「豪ドルコース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（AUD）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います（このため、基準価額は豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（AUD）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」

「ブラジルリアルコース（年2回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（BRL）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等を実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います（このため、基準価額はブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（BRL）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を

投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。
円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「メキシコペソコース（毎月分配型）」

「メキシコペソコース（年２回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託であるピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（MXN）の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。また、当該外国投資信託への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います（このため、基準価額はメキシコペソの対円での為替変動の影響を受けます。）。なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ（MXN）」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

「世界通貨分散コース（毎月分配型）」

「世界通貨分散コース（年２回分配型）」

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として円建ての外国投資信託の投資信託証券への投資を通じて、新興経済国の政府および政府機関等の発行する債券等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。投資信託証券への投資にあたっては、異なる通貨への投資効果を有する別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から、通貨の分散に配慮して投資を行うことを基本とします。各指定投資信託証券への投資にあたっては、実質的な配分は概ね均等になることを基本とします。指定投資信託証券は、長期的な経済構造の変化に応じて見直しを行います。この際、投資信託証券が指定投資信託証券から外れることや、新たに指定投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託も含みます。）に指定されることがあります。指定投資信託証券への投資を通じて、実質的な保有外貨建て資産に対し、米ドル売り、各対象通貨買いの為替取引を行います。ただし、対象通貨が米ドルの指定投資信託証券においては当該為替取引を行いません。（このため、基準価額はすべての対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。）なお、証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資も行います。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して、グローバル債券運用で長期の実績を有し、債券運用に強みを持つ会社であるピムコ社が運用を行う「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II – クラスJ」、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III – クラスJ」を選定しました。また、余裕資金の運用については、取得・処分に係る利便性および余裕資金運用に適する資産を投資対象としていることを重視し、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

円建ての外国投資信託への投資は高位を維持することを基本とします。

投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。^(注)
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（注）運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

（２）【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ．有価証券
- ロ．約束手形
- ハ．金銭債権

２．次に掲げる特定資産以外の資産

- イ．為替手形

②有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）および証券投資信託であるマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年２回分配型）」の場合）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- １．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- ２．コマーシャル・ペーパー
- ３．外国または外国の者の発行する証券または証書で、２．の証券の性質を有するもの
- ４．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、１．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

③金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形

<投資信託証券の概要>

ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ (AUD)／(BRL)／(MXN)／(CAD)／(IDR)／(INR)／(KRW)／(RUB)／(TRY) ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ (EUR)／(GBP)／(USD)																													
形態	パミュダ籍・円建外国投資信託																												
投資態度	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)への投資を通じて、新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等に実質的な投資を行い、信託財産の成長をめざします。																												
主な投資対象	新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品等																												
主な投資制限	・通常、ファンドの純資産総額の80%以上を新興経済国の政府、政府機関等が発行もしくは信用保証する債券およびその派生商品に投資します。 ・投資する公社債は原則として取得時においてCCC-格相当以上の格付けを取得しているものに限り、投資する債券の平均格付けは、原則としてB-格相当以上に維持します。 ・ポートフォリオの平均デュレーションは、原則として3年以上8年以内で調整します。 ・米ドル建ておよび米ドル建て以外の資産に投資を行います。 ・資金管理目的で、米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ証券(MBS)、資産担保証券(ABS)等にも投資を行います。 ・保有外貨建資産に対し、以下の為替対応を行います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ</th></tr> <tr> <td>AUD(豪ドル)</td><td>原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>BRL(ブラジルレアル)</td><td>原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>MXN(メキシコペソ)</td><td>原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>CAD(カナダドル)</td><td>原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>IDR(インドネシアルピア)</td><td>原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>INR(インドルピー)</td><td>原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>KRW(韓国ウォン)</td><td>原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>RUB(ロシアルーブル)</td><td>原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>TRY(トルコリラ)</td><td>原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ</th></tr> <tr> <td>EUR(ユーロ)</td><td>原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>GBP(英ポンド)</td><td>原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>USD(米ドル)</td><td>原則として、為替ヘッジを行いません。</td></tr> </table>	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ		AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。	BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。	MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。	CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。	IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。	INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。	KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。	RUB(ロシアルーブル)	原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。	TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ		EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。	GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。	USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。
ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅡ－クラスJ																													
AUD(豪ドル)	原則として、米ドル売り、豪ドル買いの為替取引を行います。																												
BRL(ブラジルレアル)	原則として、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行います。																												
MXN(メキシコペソ)	原則として、米ドル売り、メキシコペソ買いの為替取引を行います。																												
CAD(カナダドル)	原則として、米ドル売り、カナダドル買いの為替取引を行います。																												
IDR(インドネシアルピア)	原則として、米ドル売り、インドネシアルピア買いの為替取引を行います。																												
INR(インドルピー)	原則として、米ドル売り、インドルピー買いの為替取引を行います。																												
KRW(韓国ウォン)	原則として、米ドル売り、韓国ウォン買いの為替取引を行います。																												
RUB(ロシアルーブル)	原則として、米ドル売り、ロシアルーブル買いの為替取引を行います。																												
TRY(トルコリラ)	原則として、米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行います。																												
ピムコ エマージング ボンド インカム ファンドⅢ－クラスJ																													
EUR(ユーロ)	原則として、米ドル売り、ユーロ買いの為替取引を行います。																												
GBP(英ポンド)	原則として、米ドル売り、英ポンド買いの為替取引を行います。																												
USD(米ドル)	原則として、為替ヘッジを行いません。																												
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。																												
購入時手数料	ありません。																												
信託財産留保額	ありません。																												
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)																												
設定日	AUD/BRL:2011年3月31日 MXN:2013年1月16日 CAD/IDR/INR/KRW/RUB/TRY/EUR/GBP/USD:2013年7月1日																												
決算日	原則として毎年10月31日																												
分配方針	原則として毎月经費控除後の利子収益および売買益より分配を行う方針です。ただし、適正な分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配原資をこれらに限定しません。なお、分配原資が少額の場合は、分配を行わないことがあります。																												

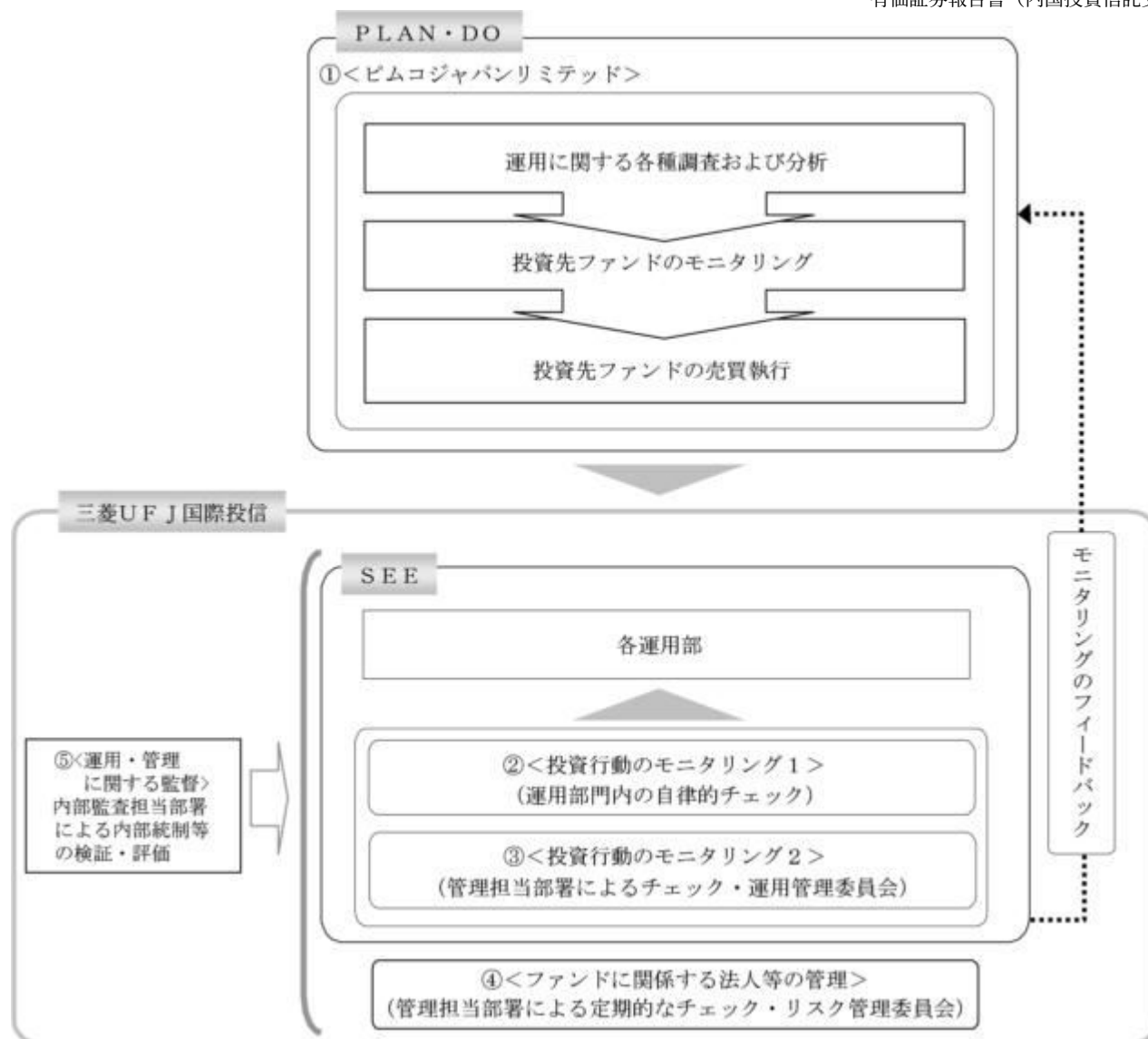
原則として「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド(M)」においても運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

! 投資対象とする投資信託証券については、今後変更となる場合があります。

マネー・マーケット・マザーファンド	
形態	証券投資信託

投資運用会社	三菱UFJ国際投信株式会社
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	わが国の公社債等
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・外貨建資産への投資は行いません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 （信託報酬）	ありません。
その他の費用・ 手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
設定日	2005年3月4日
決算日	原則として毎年5月および11月の20日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

（３）【運用体制】



①運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは投資信託証券への運用の指図に関する権限を、ピムコジャパンリミテッド（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた投資信託証券への運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

②投資行動のモニタリング1

委託会社では、各運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

③投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

④ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑤運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営

陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ②収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（５）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

- ①株式
株式への直接投資は行いません。
- ②外貨建資産
外貨建資産への直接投資は行いません。
- ③投資信託証券
投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
- ④信用取引
信用取引の指図は行いません。
- ⑤公社債の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ⑥資金の借入れ
 - a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
 - c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ⑦信用リスクの分散規制
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えるこ

ととなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

（1）投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

①価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

②為替変動リスク

■世界通貨分散コース（毎月分配型）および世界通貨分散コース（年2回分配型）以外の各コース

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主として米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、各ファンドの対象通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

■世界通貨分散コース（毎月分配型）および世界通貨分散コース（年2回分配型）

実質的な主要投資対象である海外の公社債は主として米ドル建て資産ですが、各ファンドが投資する外国投資信託において、米ドル売り、世界通貨買いの為替取引を行うため、当該通貨の対円での為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が当該通貨に対して円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替取引を行う場合で当該通貨の金利が米ドル金利より低いときには、これらの金利差相当分が為替取引によるコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上の為替取引によるコストとなる場合があります。

為替に関する取引規制等がある場合など、通貨によっては、取引量が少なく需給動向等の影響を受けやすいため、市場で取引もしくは公表されている金利と大きく乖離した金利水準をもとに取引されることがあります。このため、当該通貨の金利が米ドルより高いときであっても、為替取引によるコストが生じる場合があります。

* 世界通貨は、豪ドル、ブラジルレアル、メキシコペソ、カナダドル、インドネシアルピア、インドルピー、韓国ウォン、ロシアルーブル、トルコリラ、ユーロ、英ポンド、米ドルが各々12分の1程度ずつで構成されます。

③信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

⑤カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まる場合があります。

※留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

①トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

②コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

③リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

④内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

＜流動性リスクに対する管理体制＞

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

※組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびオペレーション・リスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

＜投資対象ファンド（国内投資信託を除く）の信用リスク管理方法＞

投資対象ファンドの管理会社および投資運用会社は、投資対象ファンドにおいて、欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

豪ドルコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

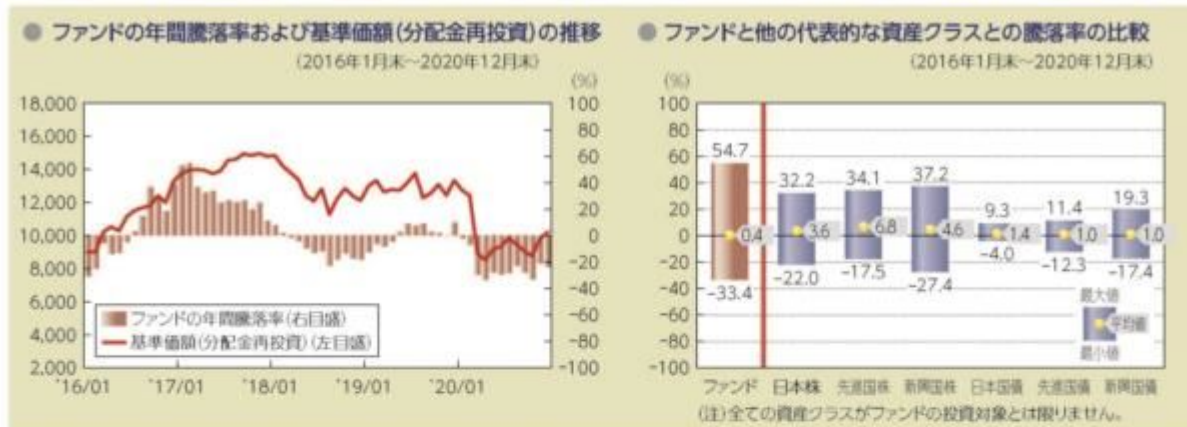
豪ドルコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ブラジルリアルコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

メキシコペソコース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

メキシコペソコース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

世界通貨分散コース(毎月分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

世界通貨分散コース(年2回分配型)



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・ インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

※申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2)【換金（解約）手数料】

かかりません。

※換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3)【信託報酬等】

- ・信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.815%（税抜1.65%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- ・信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- ・信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

各販売会社における 取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
300億円以下の部分	0.91%	0.7%	0.04%
300億円超の部分	0.81%	0.8%	0.04%

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年3、6、9、12月の15日（該当日が休業日のときは、該当日の翌営業日とします。）および信託終了のときから15営業日以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.649%以内（税抜 年0.59%以内）の率を乗じて得た金額とします。

ファンドが投資対象とする投資信託証券では信託報酬はかかりませんので、受益者が負担する実質的な信託報酬は上記と同じです。

（４）【その他の手数料等】

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

①個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

１．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

◇個別元本について

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

③受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※上記は2020年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	6,734,412,483	99.32
親投資信託受益証券	日本	5,649,175	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	40,695,136	0.60
純資産総額		6,780,756,794	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)	946,908.392	7,084	6,707,899,048	7,112	6,734,412,483	99.32
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	1.0182	5,649,175	1.0182	5,649,175	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.32
親投資信託受益証券	0.08
合計	99.40

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成23年 6月20日）	13,902,783,496	13,998,407,696	10,177	10,247
第2計算期間末日（平成23年 7月20日）	19,184,766,599	19,317,269,949	10,135	10,205
第3計算期間末日（平成23年 8月22日）	27,090,306,226	27,286,526,656	9,664	9,734
第4計算期間末日（平成23年 9月20日）	30,658,527,816	30,888,676,336	9,325	9,395
第5計算期間末日（平成23年10月20日）	35,494,097,258	35,759,274,394	9,370	9,440
第6計算期間末日（平成23年11月21日）	42,815,061,716	43,141,308,284	9,186	9,256
第7計算期間末日（平成23年12月20日）	50,048,326,437	50,431,581,411	9,141	9,211
第8計算期間末日（平成24年 1月20日）	59,131,057,908	59,566,542,006	9,505	9,575
第9計算期間末日（平成24年 2月20日）	70,122,820,408	70,603,957,655	10,202	10,272
第10計算期間末日（平成24年 3月21日）	78,327,683,227	78,845,993,579	10,578	10,648
第11計算期間末日（平成24年 4月20日）	82,678,791,071	83,244,887,186	10,224	10,294
第12計算期間末日（平成24年 5月21日）	82,655,833,869	83,275,125,699	9,343	9,413
第13計算期間末日（平成24年 6月20日）	89,056,114,353	89,695,072,367	9,756	9,826
第14計算期間末日（平成24年 7月20日）	91,990,639,329	92,624,566,047	10,158	10,228
第15計算期間末日（平成24年 8月20日）	93,805,109,745	94,445,713,697	10,250	10,320
第16計算期間末日（平成24年 9月20日）	96,757,326,181	97,417,871,158	10,254	10,324
第17計算期間末日（平成24年10月22日）	100,708,483,344	101,386,902,674	10,391	10,461
第18計算期間末日（平成24年11月20日）	101,266,009,586	101,936,661,300	10,570	10,640
第19計算期間末日（平成24年12月20日）	108,018,202,413	108,501,410,275	11,177	11,227
第20計算期間末日（平成25年 1月21日）	114,462,372,293	114,940,603,176	11,967	12,017
第21計算期間末日（平成25年 2月20日）	110,400,827,767	110,857,312,931	12,092	12,142
第22計算期間末日（平成25年 3月21日）	105,145,902,985	105,573,271,780	12,302	12,352
第23計算期間末日（平成25年 4月22日）	102,412,718,949	105,274,848,598	12,524	12,874
第24計算期間末日（平成25年 5月20日）	97,860,937,629	98,259,069,370	12,290	12,340
第25計算期間末日（平成25年 6月20日）	73,323,631,630	73,673,318,344	10,484	10,534
第26計算期間末日（平成25年 7月22日）	64,474,615,923	64,778,423,959	10,611	10,661
第27計算期間末日（平成25年 8月20日）	55,718,036,469	55,996,761,971	9,995	10,045
第28計算期間末日（平成25年 9月20日）	52,864,289,511	53,111,723,485	10,683	10,733
第29計算期間末日（平成25年10月21日）	50,031,098,252	50,262,558,275	10,808	10,858
第30計算期間末日（平成25年11月20日）	45,765,217,134	45,981,620,894	10,574	10,624
第31計算期間末日（平成25年12月20日）	41,797,197,527	41,999,493,713	10,331	10,381

第32計算期間末日	(平成26年 1月20日)	39,786,223,703	39,979,579,766	10,288	10,338
第33計算期間末日	(平成26年 2月20日)	37,654,700,715	37,837,912,895	10,276	10,326
第34計算期間末日	(平成26年 3月20日)	35,939,681,583	36,112,792,214	10,381	10,431
第35計算期間末日	(平成26年 4月21日)	36,202,970,471	36,368,696,285	10,923	10,973
第36計算期間末日	(平成26年 5月20日)	34,464,407,709	34,621,352,209	10,980	11,030
第37計算期間末日	(平成26年 6月20日)	32,864,672,195	33,610,001,243	11,024	11,274
第38計算期間末日	(平成26年 7月22日)	31,728,623,605	31,873,722,079	10,933	10,983
第39計算期間末日	(平成26年 8月20日)	31,179,475,693	31,320,749,519	11,035	11,085
第40計算期間末日	(平成26年 9月22日)	30,396,945,254	30,811,097,112	11,009	11,159
第41計算期間末日	(平成26年10月20日)	28,677,709,666	28,814,222,087	10,504	10,554
第42計算期間末日	(平成26年11月20日)	30,280,740,201	30,414,240,345	11,341	11,391
第43計算期間末日	(平成26年12月22日)	27,601,333,308	27,732,775,805	10,499	10,549
第44計算期間末日	(平成27年 1月20日)	27,050,288,540	27,180,822,649	10,361	10,411
第45計算期間末日	(平成27年 2月20日)	25,782,508,441	25,910,824,699	10,046	10,096
第46計算期間末日	(平成27年 3月20日)	25,054,499,052	25,181,195,451	9,888	9,938
第47計算期間末日	(平成27年 4月20日)	25,406,691,733	25,531,520,686	10,177	10,227
第48計算期間末日	(平成27年 5月20日)	25,675,228,058	25,798,313,371	10,430	10,480
第49計算期間末日	(平成27年 6月22日)	24,946,411,598	25,068,953,493	10,179	10,229
第50計算期間末日	(平成27年 7月21日)	23,755,764,700	23,877,131,246	9,787	9,837
第51計算期間末日	(平成27年 8月20日)	22,956,970,736	23,077,509,396	9,523	9,573
第52計算期間末日	(平成27年 9月24日)	20,508,649,181	20,626,955,214	8,668	8,718
第53計算期間末日	(平成27年10月20日)	20,932,793,691	21,049,546,908	8,965	9,015
第54計算期間末日	(平成27年11月20日)	20,570,099,709	20,683,361,561	9,081	9,131
第55計算期間末日	(平成27年12月21日)	19,229,297,721	19,339,492,341	8,725	8,775
第56計算期間末日	(平成28年 1月20日)	17,356,883,751	17,465,876,124	7,962	8,012
第57計算期間末日	(平成28年 2月22日)	16,793,716,987	16,899,377,837	7,947	7,997
第58計算期間末日	(平成28年 3月22日)	17,837,456,627	17,939,871,303	8,708	8,758
第59計算期間末日	(平成28年 4月20日)	17,755,330,353	17,855,216,220	8,888	8,938
第60計算期間末日	(平成28年 5月20日)	15,905,482,324	16,002,956,360	8,159	8,209
第61計算期間末日	(平成28年 6月20日)	15,333,844,555	15,429,443,422	8,020	8,070
第62計算期間末日	(平成28年 7月20日)	16,367,796,539	16,463,182,232	8,580	8,630
第63計算期間末日	(平成28年 8月22日)	15,720,340,645	15,814,716,802	8,329	8,379
第64計算期間末日	(平成28年 9月20日)	15,269,163,136	15,361,720,496	8,248	8,298
第65計算期間末日	(平成28年10月20日)	15,526,552,271	15,617,544,363	8,532	8,582
第66計算期間末日	(平成28年11月21日)	14,893,853,697	14,983,456,278	8,311	8,361
第67計算期間末日	(平成28年12月20日)	15,440,000,383	15,528,739,647	8,700	8,750
第68計算期間末日	(平成29年 1月20日)	15,805,923,469	15,893,456,410	9,029	9,079
第69計算期間末日	(平成29年 2月20日)	15,624,064,478	15,710,695,210	9,018	9,068
第70計算期間末日	(平成29年 3月21日)	15,596,446,628	15,682,259,338	9,087	9,137
第71計算期間末日	(平成29年 4月20日)	14,544,484,591	14,628,815,561	8,623	8,673
第72計算期間末日	(平成29年 5月22日)	14,634,663,615	14,718,263,462	8,753	8,803
第73計算期間末日	(平成29年 6月20日)	14,836,288,976	14,919,208,682	8,946	8,996

第74計算期間末日	(平成29年 7月20日)	15,233,819,178	15,315,436,949	9,332	9,382
第75計算期間末日	(平成29年 8月21日)	14,657,838,200	14,738,461,546	9,090	9,140
第76計算期間末日	(平成29年 9月20日)	15,055,399,245	15,134,824,734	9,478	9,528
第77計算期間末日	(平成29年10月20日)	14,665,664,045	14,712,225,120	9,449	9,479
第78計算期間末日	(平成29年11月20日)	13,621,163,271	13,666,742,971	8,965	8,995
第79計算期間末日	(平成29年12月20日)	13,703,741,837	13,748,540,655	9,177	9,207
第80計算期間末日	(平成30年 1月22日)	13,820,582,369	13,864,745,501	9,388	9,418
第81計算期間末日	(平成30年 2月20日)	12,666,011,766	12,709,592,907	8,719	8,749
第82計算期間末日	(平成30年 3月20日)	12,085,471,949	12,128,579,480	8,411	8,441
第83計算期間末日	(平成30年 4月20日)	12,281,295,481	12,324,098,234	8,608	8,638
第84計算期間末日	(平成30年 5月21日)	11,830,421,653	11,873,044,170	8,327	8,357
第85計算期間末日	(平成30年 6月20日)	11,205,118,120	11,247,286,902	7,972	8,002
第86計算期間末日	(平成30年 7月20日)	11,285,821,999	11,326,445,198	8,335	8,365
第87計算期間末日	(平成30年 8月20日)	10,574,591,188	10,614,562,804	7,937	7,967
第88計算期間末日	(平成30年 9月20日)	10,485,503,864	10,524,732,783	8,019	8,049
第89計算期間末日	(平成30年10月22日)	10,122,806,456	10,161,461,649	7,856	7,886
第90計算期間末日	(平成30年11月20日)	10,114,501,993	10,152,673,229	7,949	7,979
第91計算期間末日	(平成30年12月20日)	9,760,554,829	9,797,905,786	7,840	7,870
第92計算期間末日	(平成31年 1月21日)	9,683,601,219	9,720,789,263	7,812	7,842
第93計算期間末日	(平成31年 2月20日)	9,675,962,117	9,712,608,077	7,921	7,951
第94計算期間末日	(平成31年 3月20日)	9,650,298,268	9,686,446,745	8,009	8,039
第95計算期間末日	(平成31年 4月22日)	9,631,478,414	9,667,121,197	8,107	8,137
第96計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	9,002,929,540	9,038,366,771	7,622	7,652
第97計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	8,904,103,956	8,927,268,087	7,688	7,708
第98計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	8,924,023,906	8,946,592,756	7,908	7,928
第99計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	8,275,118,104	8,297,281,282	7,467	7,487
第100計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	8,276,848,333	8,293,095,196	7,642	7,657
第101計算期間末日	(令和 1年10月21日)	8,067,261,192	8,082,992,678	7,692	7,707
第102計算期間末日	(令和 1年11月20日)	7,877,459,855	7,892,930,445	7,638	7,653
第103計算期間末日	(令和 1年12月20日)	7,871,737,476	7,886,763,952	7,858	7,873
第104計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	7,890,778,146	7,905,569,170	8,002	8,017
第105計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	7,662,415,160	7,676,889,594	7,941	7,956
第106計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	5,361,394,452	5,375,644,718	5,643	5,658
第107計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	5,872,355,858	5,886,400,810	6,272	6,287
第108計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	6,164,027,908	6,177,955,429	6,639	6,654
第109計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	6,588,448,640	6,602,138,247	7,219	7,234
第110計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	6,709,870,939	6,727,895,669	7,445	7,465
第111計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	6,860,131,095	6,877,762,732	7,782	7,802
第112計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	6,580,862,919	6,598,292,692	7,551	7,571
第113計算期間末日	(令和 2年10月20日)	6,441,681,054	6,458,831,249	7,512	7,532
第114計算期間末日	(令和 2年11月20日)	6,508,693,181	6,525,541,068	7,726	7,746
第115計算期間末日	(令和 2年12月21日)	6,784,804,092	6,801,388,865	8,182	8,202

令和 1年12月末日	7,996,641,487	—	8,023	—
令和 2年 1月末日	7,527,708,187	—	7,729	—
2月末日	7,399,883,960	—	7,707	—
3月末日	5,648,533,587	—	5,972	—
4月末日	5,892,187,909	—	6,323	—
5月末日	6,296,886,020	—	6,843	—
6月末日	6,564,341,177	—	7,245	—
7月末日	6,778,616,258	—	7,562	—
8月末日	6,879,721,179	—	7,847	—
9月末日	6,506,507,106	—	7,487	—
10月末日	6,213,312,291	—	7,287	—
11月末日	6,626,295,567	—	7,905	—
12月末日	6,780,756,794	—	8,211	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	70円
第2計算期間	70円
第3計算期間	70円
第4計算期間	70円
第5計算期間	70円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円
第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円
第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	350円
第24計算期間	50円

第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	250円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	150円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円

第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	30円
第78計算期間	30円
第79計算期間	30円
第80計算期間	30円
第81計算期間	30円
第82計算期間	30円
第83計算期間	30円
第84計算期間	30円
第85計算期間	30円
第86計算期間	30円
第87計算期間	30円
第88計算期間	30円
第89計算期間	30円
第90計算期間	30円
第91計算期間	30円
第92計算期間	30円
第93計算期間	30円
第94計算期間	30円
第95計算期間	30円
第96計算期間	30円
第97計算期間	20円
第98計算期間	20円
第99計算期間	20円
第100計算期間	15円
第101計算期間	15円
第102計算期間	15円
第103計算期間	15円
第104計算期間	15円
第105計算期間	15円
第106計算期間	15円
第107計算期間	15円
第108計算期間	15円

第109計算期間	15円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	20円
第113計算期間	20円
第114計算期間	20円
第115計算期間	20円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.47
第2計算期間	0.27
第3計算期間	△3.95
第4計算期間	△2.78
第5計算期間	1.23
第6計算期間	△1.21
第7計算期間	0.27
第8計算期間	4.74
第9計算期間	8.06
第10計算期間	4.37
第11計算期間	△2.68
第12計算期間	△7.93
第13計算期間	5.16
第14計算期間	4.83
第15計算期間	1.59
第16計算期間	0.72
第17計算期間	2.01
第18計算期間	2.39
第19計算期間	6.21
第20計算期間	7.51
第21計算期間	1.46
第22計算期間	2.15
第23計算期間	4.64
第24計算期間	△1.46
第25計算期間	△14.28
第26計算期間	1.68
第27計算期間	△5.33
第28計算期間	7.38
第29計算期間	1.63
第30計算期間	△1.70

第31計算期間	△1.82
第32計算期間	0.06
第33計算期間	0.36
第34計算期間	1.50
第35計算期間	5.70
第36計算期間	0.97
第37計算期間	2.67
第38計算期間	△0.37
第39計算期間	1.39
第40計算期間	1.12
第41計算期間	△4.13
第42計算期間	8.44
第43計算期間	△6.98
第44計算期間	△0.83
第45計算期間	△2.55
第46計算期間	△1.07
第47計算期間	3.42
第48計算期間	2.97
第49計算期間	△1.92
第50計算期間	△3.35
第51計算期間	△2.18
第52計算期間	△8.45
第53計算期間	4.00
第54計算期間	1.85
第55計算期間	△3.36
第56計算期間	△8.17
第57計算期間	0.43
第58計算期間	10.20
第59計算期間	2.64
第60計算期間	△7.63
第61計算期間	△1.09
第62計算期間	7.60
第63計算期間	△2.34
第64計算期間	△0.37
第65計算期間	4.04
第66計算期間	△2.00
第67計算期間	5.28
第68計算期間	4.35
第69計算期間	0.43
第70計算期間	1.31
第71計算期間	△4.55
第72計算期間	2.08

第73計算期間	2.77
第74計算期間	4.87
第75計算期間	△2.05
第76計算期間	4.81
第77計算期間	0.01
第78計算期間	△4.80
第79計算期間	2.69
第80計算期間	2.62
第81計算期間	△6.80
第82計算期間	△3.18
第83計算期間	2.69
第84計算期間	△2.91
第85計算期間	△3.90
第86計算期間	4.92
第87計算期間	△4.41
第88計算期間	1.41
第89計算期間	△1.65
第90計算期間	1.56
第91計算期間	△0.99
第92計算期間	0.02
第93計算期間	1.77
第94計算期間	1.48
第95計算期間	1.59
第96計算期間	△5.61
第97計算期間	1.12
第98計算期間	3.12
第99計算期間	△5.32
第100計算期間	2.54
第101計算期間	0.85
第102計算期間	△0.50
第103計算期間	3.07
第104計算期間	2.02
第105計算期間	△0.57
第106計算期間	△28.74
第107計算期間	11.41
第108計算期間	6.09
第109計算期間	8.96
第110計算期間	3.40
第111計算期間	4.79
第112計算期間	△2.71
第113計算期間	△0.25
第114計算期間	3.11

第115計算期間	6.16
----------	------

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	13,704,100,000	43,500,000	13,660,600,000
第2計算期間	5,275,700,000	7,250,000	18,929,050,000
第3計算期間	9,135,550,000	33,110,000	28,031,490,000
第4計算期間	4,906,390,000	59,520,000	32,878,360,000
第5計算期間	5,224,036,071	219,948,020	37,882,448,051
第6計算期間	8,889,737,029	165,532,465	46,606,652,615
第7計算期間	8,354,609,359	210,551,305	54,750,710,669
第8計算期間	7,957,161,646	495,858,261	62,212,014,054
第9計算期間	7,990,030,763	1,468,152,275	68,733,892,542
第10計算期間	6,887,896,070	1,577,452,605	74,044,336,007
第11計算期間	8,149,499,332	1,322,961,660	80,870,873,679
第12計算期間	8,861,784,953	1,262,397,189	88,470,261,443
第13計算期間	6,251,411,836	3,441,956,931	91,279,716,348
第14計算期間	4,676,507,008	5,395,263,630	90,560,959,726
第15計算期間	4,128,194,049	3,174,303,356	91,514,850,419
第16計算期間	5,333,300,855	2,484,583,033	94,363,568,241
第17計算期間	5,701,454,414	3,147,975,397	96,917,047,258
第18計算期間	3,830,162,463	4,939,821,902	95,807,387,819
第19計算期間	4,469,042,158	3,634,857,416	96,641,572,561
第20計算期間	2,864,495,242	3,859,891,098	95,646,176,705
第21計算期間	181,284,641	4,530,428,382	91,297,032,964
第22計算期間	119,330,710	5,942,604,672	85,473,759,002
第23計算期間	8,427,812	3,707,053,981	81,775,132,833
第24計算期間	43,113,263	2,191,897,893	79,626,348,203
第25計算期間	18,033,700	9,707,038,981	69,937,342,922
第26計算期間	21,543,088	9,197,278,623	60,761,607,387
第27計算期間	12,911,333	5,029,418,246	55,745,100,474
第28計算期間	74,132,916	6,332,438,422	49,486,794,968
第29計算期間	4,879,749	3,199,669,947	46,292,004,770
第30計算期間	51,762,731	3,063,015,310	43,280,752,191
第31計算期間	20,474,440	2,841,989,271	40,459,237,360
第32計算期間	8,695,598	1,796,720,303	38,671,212,655
第33計算期間	53,976,720	2,082,753,213	36,642,436,162
第34計算期間	4,177,914	2,024,487,826	34,622,126,250
第35計算期間	7,093,110	1,484,056,469	33,145,162,891

第36計算期間	46,355,237	1,802,618,002	31,388,900,126
第37計算期間	3,440,876	1,579,179,077	29,813,161,925
第38計算期間	2,998,575	796,465,571	29,019,694,929
第39計算期間	3,638,247	768,567,918	28,254,765,258
第40計算期間	7,214,293	651,855,661	27,610,123,890
第41計算期間	8,213,127	315,852,651	27,302,484,366
第42計算期間	4,091,130	606,546,528	26,700,028,968
第43計算期間	2,748,169	414,277,554	26,288,499,583
第44計算期間	4,613,149	186,290,833	26,106,821,899
第45計算期間	21,830,692	465,400,984	25,663,251,607
第46計算期間	24,748,931	348,720,698	25,339,279,840
第47計算期間	5,650,337	379,139,447	24,965,790,730
第48計算期間	11,289,437	360,017,406	24,617,062,761
第49計算期間	15,006,874	123,690,628	24,508,379,007
第50計算期間	3,600,000	238,669,717	24,273,309,290
第51計算期間	9,900,576	175,477,715	24,107,732,151
第52計算期間	11,342,084	457,867,572	23,661,206,663
第53計算期間	1,080,000	311,643,204	23,350,643,459
第54計算期間	1,129,816	699,402,678	22,652,370,597
第55計算期間	5,000,000	618,446,591	22,038,924,006
第56計算期間	51,267,568	291,716,848	21,798,474,726
第57計算期間	11,791,835	678,096,374	21,132,170,187
第58計算期間	2,126,693	651,361,540	20,482,935,340
第59計算期間	2,313,984	508,075,776	19,977,173,548
第60計算期間	18,264,354	500,630,691	19,494,807,211
第61計算期間	46,422,248	421,455,992	19,119,773,467
第62計算期間	234,266,962	276,901,757	19,077,138,672
第63計算期間	132,642,974	334,550,061	18,875,231,585
第64計算期間	87,194,402	450,953,978	18,511,472,009
第65計算期間	182,301,203	495,354,725	18,198,418,487
第66計算期間	119,686,034	397,588,275	17,920,516,246
第67計算期間	78,481,780	251,145,151	17,747,852,875
第68計算期間	2,341,832	243,606,368	17,506,588,339
第69計算期間	18,360,464	198,802,232	17,326,146,571
第70計算期間	38,122,505	201,727,015	17,162,542,061
第71計算期間	74,385,784	370,733,781	16,866,194,064
第72計算期間	64,153,565	210,378,072	16,719,969,557
第73計算期間	27,316,339	163,344,552	16,583,941,344
第74計算期間	31,347,203	291,734,150	16,323,554,397
第75計算期間	—	198,885,059	16,124,669,338
第76計算期間	1,000,000	240,571,437	15,885,097,901
第77計算期間	1,284,156	366,023,602	15,520,358,455

第78計算期間	—	327,124,944	15,193,233,511
第79計算期間	1,000,000	261,294,076	14,932,939,435
第80計算期間	1,000,000	212,895,257	14,721,044,178
第81計算期間	50,000	194,047,085	14,527,047,093
第82計算期間	5,164,380	163,034,384	14,369,177,089
第83計算期間	2,958,022	104,550,614	14,267,584,497
第84計算期間	—	60,078,518	14,207,505,979
第85計算期間	1,000,000	152,245,201	14,056,260,778
第86計算期間	10,000	515,204,113	13,541,066,665
第87計算期間	3,338,525	220,532,927	13,323,872,263
第88計算期間	3,100,000	250,665,826	13,076,306,437
第89計算期間	1,010,000	192,251,848	12,885,064,589
第90計算期間	1,000,000	162,319,243	12,723,745,346
第91計算期間	—	273,426,111	12,450,319,235
第92計算期間	70,000	54,374,339	12,396,014,896
第93計算期間	2,280,082	182,974,916	12,215,320,062
第94計算期間	1,000,000	166,827,410	12,049,492,652
第95計算期間	1,000,000	169,564,666	11,880,927,986
第96計算期間	—	68,517,440	11,812,410,546
第97計算期間	2,000,000	232,344,804	11,582,065,742
第98計算期間	6,039,632	303,679,987	11,284,425,387
第99計算期間	—	202,836,143	11,081,589,244
第100計算期間	1,000,000	251,346,746	10,831,242,498
第101計算期間	—	343,585,127	10,487,657,371
第102計算期間	—	173,930,130	10,313,727,241
第103計算期間	—	296,076,097	10,017,651,144
第104計算期間	—	156,967,918	9,860,683,226
第105計算期間	—	211,060,416	9,649,622,810
第106計算期間	—	149,445,337	9,500,177,473
第107計算期間	1,772,921	138,648,404	9,363,301,990
第108計算期間	765,504	79,053,296	9,285,014,198
第109計算期間	—	158,609,051	9,126,405,147
第110計算期間	—	114,040,062	9,012,365,085
第111計算期間	—	196,546,247	8,815,818,838
第112計算期間	—	100,932,141	8,714,886,697
第113計算期間	—	139,789,104	8,575,097,593
第114計算期間	—	151,153,671	8,423,943,922
第115計算期間	—	131,557,409	8,292,386,513

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	67,513,861	99.38
親投資信託受益証券	日本	71,026	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	350,050	0.52
純資産総額		67,934,937	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)	9,492.9502	7,084	67,248,059	7,112	67,513,861	99.38
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	69,757	1.0182	71,026	1.0182	71,026	0.10

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.38
親投資信託受益証券	0.10
合計	99.48

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 6月20日）	44,624,566	44,624,566	9,076	9,076
第2計算期間末日（平成25年12月20日）	33,109,745	33,109,745	9,203	9,203
第3計算期間末日（平成26年 6月20日）	45,326,843	45,370,989	10,267	10,277
第4計算期間末日（平成26年12月22日）	21,691,294	21,712,719	10,124	10,134
第5計算期間末日（平成27年 6月22日）	38,754,553	38,754,553	10,109	10,109
第6計算期間末日（平成27年12月21日）	34,833,624	34,833,624	8,962	8,962
第7計算期間末日（平成28年 6月20日）	31,200,966	31,200,966	8,543	8,543
第8計算期間末日（平成28年12月20日）	30,040,727	30,040,727	9,595	9,595
第9計算期間末日（平成29年 6月20日）	30,100,339	30,100,339	10,200	10,200
第10計算期間末日（平成29年12月20日）	38,579,745	38,615,731	10,721	10,731
第11計算期間末日（平成30年 6月20日）	65,874,078	65,874,078	9,510	9,510
第12計算期間末日（平成30年12月20日）	64,505,701	64,505,701	9,567	9,567
第13計算期間末日（令和 1年 6月20日）	62,627,159	62,627,159	9,589	9,589
第14計算期間末日（令和 1年12月20日）	64,525,818	64,525,818	9,927	9,927
第15計算期間末日（令和 2年 6月22日）	60,052,104	60,052,104	9,239	9,239
第16計算期間末日（令和 2年12月21日）	67,699,416	67,763,171	10,619	10,629
令和 1年12月末日	65,881,950	—	10,136	—
令和 2年 1月末日	63,587,597	—	9,783	—
2月末日	63,525,324	—	9,773	—
3月末日	49,360,113	—	7,594	—
4月末日	52,459,223	—	8,060	—
5月末日	56,925,994	—	8,741	—
6月末日	60,264,952	—	9,271	—
7月末日	63,065,315	—	9,702	—
8月末日	65,502,598	—	10,093	—
9月末日	62,655,383	—	9,654	—
10月末日	61,155,887	—	9,423	—
11月末日	65,318,562	—	10,245	—
12月末日	67,934,937	—	10,656	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円

第2計算期間	0円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	0円
第14計算期間	0円
第15計算期間	0円
第16計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△9.24
第2計算期間	1.39
第3計算期間	11.67
第4計算期間	△1.29
第5計算期間	△0.14
第6計算期間	△11.34
第7計算期間	△4.67
第8計算期間	12.31
第9計算期間	6.30
第10計算期間	5.20
第11計算期間	△11.29
第12計算期間	0.59
第13計算期間	0.22
第14計算期間	3.52
第15計算期間	△6.93
第16計算期間	15.04

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
--	------	------	-------

第1計算期間	53,498,084	4,329,601	49,168,483
第2計算期間	60,000	13,250,340	35,978,143
第3計算期間	24,082,560	15,914,445	44,146,258
第4計算期間	—	22,720,555	21,425,703
第5計算期間	17,020,475	109,601	38,336,577
第6計算期間	630,677	100,000	38,867,254
第7計算期間	245,107	2,588,014	36,524,347
第8計算期間	8,520,976	13,736,892	31,308,431
第9計算期間	—	1,797,411	29,511,020
第10計算期間	7,135,323	660,157	35,986,186
第11計算期間	33,959,220	680,259	69,265,147
第12計算期間	—	1,841,391	67,423,756
第13計算期間	—	2,112,611	65,311,145
第14計算期間	—	310,000	65,001,145
第15計算期間	121,675	121,675	65,001,145
第16計算期間	—	1,245,694	63,755,451

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	123,332,227	98.75
親投資信託受益証券	日本	125,661	0.10
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,435,290	1.15
純資産総額		124,893,178	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BRL)	47,637.0135	2,626	125,094,797	2,589	123,332,227	98.75

日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	123,415	1.0182	125,661	1.0182	125,661	0.10
----	-----------	-------------------	---------	--------	---------	--------	---------	------

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.75
親投資信託受益証券	0.10
合計	98.85

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成23年 6月20日)	2,704,242,810	2,728,231,320	10,146	10,236
第2計算期間末日	(平成23年 7月20日)	3,032,522,979	3,059,267,019	10,205	10,295
第3計算期間末日	(平成23年 8月22日)	2,982,368,189	3,009,755,729	9,801	9,891
第4計算期間末日	(平成23年 9月20日)	2,632,459,898	2,659,809,908	8,663	8,753
第5計算期間末日	(平成23年10月20日)	2,598,784,524	2,625,666,624	8,701	8,791
第6計算期間末日	(平成23年11月21日)	2,559,988,036	2,586,650,986	8,641	8,731
第7計算期間末日	(平成23年12月20日)	2,428,950,713	2,455,255,013	8,311	8,401
第8計算期間末日	(平成24年 1月20日)	2,477,130,841	2,502,800,531	8,685	8,775
第9計算期間末日	(平成24年 2月20日)	2,608,594,663	2,633,758,939	9,330	9,420
第10計算期間末日	(平成24年 3月21日)	2,535,259,141	2,559,768,937	9,309	9,399
第11計算期間末日	(平成24年 4月20日)	2,322,495,804	2,346,192,353	8,821	8,911
第12計算期間末日	(平成24年 5月21日)	2,022,334,835	2,045,273,679	7,935	8,025
第13計算期間末日	(平成24年 6月20日)	1,864,501,447	1,885,772,559	7,889	7,979

第14計算期間末日	（平成24年 7月20日）	1,829,916,432	1,850,311,799	8,075	8,165
第15計算期間末日	（平成24年 8月20日）	1,764,714,452	1,784,190,507	8,155	8,245
第16計算期間末日	（平成24年 9月20日）	1,651,222,575	1,669,565,448	8,102	8,192
第17計算期間末日	（平成24年10月22日）	1,636,360,554	1,654,180,164	8,265	8,355
第18計算期間末日	（平成24年11月20日）	1,547,698,060	1,564,772,942	8,158	8,248
第19計算期間末日	（平成24年12月20日）	1,594,562,277	1,603,903,608	8,535	8,585
第20計算期間末日	（平成25年 1月21日）	1,673,696,284	1,682,706,487	9,288	9,338
第21計算期間末日	（平成25年 2月20日）	1,645,590,229	1,653,864,952	9,943	9,993
第22計算期間末日	（平成25年 3月21日）	1,591,149,509	1,599,151,327	9,942	9,992
第23計算期間末日	（平成25年 4月22日）	2,189,127,606	2,199,710,192	10,343	10,393
第24計算期間末日	（平成25年 5月20日）	2,204,676,664	2,215,109,250	10,566	10,616
第25計算期間末日	（平成25年 6月20日）	1,780,570,146	1,790,909,136	8,611	8,661
第26計算期間末日	（平成25年 7月22日）	1,430,289,874	1,438,401,119	8,817	8,867
第27計算期間末日	（平成25年 8月20日）	1,238,625,872	1,249,768,405	7,781	7,851
第28計算期間末日	（平成25年 9月20日）	1,338,337,853	1,349,052,406	8,744	8,814
第29計算期間末日	（平成25年10月21日）	1,338,413,618	1,349,001,611	8,849	8,919
第30計算期間末日	（平成25年11月20日）	1,262,362,397	1,272,748,606	8,508	8,578
第31計算期間末日	（平成25年12月20日）	1,211,761,205	1,221,733,933	8,506	8,576
第32計算期間末日	（平成26年 1月20日）	1,141,794,511	1,151,166,708	8,528	8,598
第33計算期間末日	（平成26年 2月20日）	1,059,667,368	1,068,697,513	8,214	8,284
第34計算期間末日	（平成26年 3月20日）	1,052,679,552	1,063,945,309	8,410	8,500
第35計算期間末日	（平成26年 4月21日）	945,261,967	954,779,969	8,938	9,028
第36計算期間末日	（平成26年 5月20日）	953,516,291	962,916,124	9,130	9,220
第37計算期間末日	（平成26年 6月20日）	930,262,744	939,344,778	9,219	9,309
第38計算期間末日	（平成26年 7月22日）	914,690,775	923,637,374	9,202	9,292
第39計算期間末日	（平成26年 8月20日）	910,425,838	919,323,790	9,209	9,299
第40計算期間末日	（平成26年 9月22日）	955,084,783	964,408,887	9,219	9,309
第41計算期間末日	（平成26年10月20日）	868,081,039	877,068,753	8,693	8,783
第42計算期間末日	（平成26年11月20日）	888,763,657	897,623,931	9,028	9,118
第43計算期間末日	（平成26年12月22日）	831,792,116	840,452,950	8,644	8,734
第44計算期間末日	（平成27年 1月20日）	822,171,081	830,824,050	8,551	8,641
第45計算期間末日	（平成27年 2月20日）	756,236,954	764,725,879	8,018	8,108
第46計算期間末日	（平成27年 3月20日）	651,346,545	659,714,359	7,006	7,096
第47計算期間末日	（平成27年 4月20日）	706,464,524	714,831,732	7,599	7,689
第48計算期間末日	（平成27年 5月20日）	718,338,988	726,718,216	7,716	7,806
第49計算期間末日	（平成27年 6月22日）	707,142,942	715,539,751	7,579	7,669
第50計算期間末日	（平成27年 7月21日）	690,882,284	699,323,894	7,366	7,456
第51計算期間末日	（平成27年 8月20日）	619,330,859	627,732,070	6,635	6,725
第52計算期間末日	（平成27年 9月24日）	481,263,578	489,362,749	5,348	5,438
第53計算期間末日	（平成27年10月20日）	496,656,773	504,573,588	5,646	5,736
第54計算期間末日	（平成27年11月20日）	521,291,064	529,085,100	6,019	6,109
第55計算期間末日	（平成27年12月21日）	466,873,174	474,466,426	5,534	5,624

第56計算期間末日	（平成28年 1月20日）	417,893,183	425,367,185	5,032	5,122
第57計算期間末日	（平成28年 2月22日）	389,277,739	396,469,591	4,871	4,961
第58計算期間末日	（平成28年 3月22日）	429,454,830	436,395,461	5,569	5,659
第59計算期間末日	（平成28年 4月20日）	424,573,904	429,870,603	5,611	5,681
第60計算期間末日	（平成28年 5月20日）	405,870,304	411,029,033	5,507	5,577
第61計算期間末日	（平成28年 6月20日）	403,127,674	408,211,713	5,550	5,620
第62計算期間末日	（平成28年 7月20日）	431,006,824	435,935,463	6,121	6,191
第63計算期間末日	（平成28年 8月22日）	411,438,162	416,274,261	5,955	6,025
第64計算期間末日	（平成28年 9月20日）	401,199,362	405,968,348	5,889	5,959
第65計算期間末日	（平成28年10月20日）	417,912,805	422,645,981	6,181	6,251
第66計算期間末日	（平成28年11月21日）	391,630,197	396,273,073	5,905	5,975
第67計算期間末日	（平成28年12月20日）	413,602,045	418,199,421	6,298	6,368
第68計算期間末日	（平成29年 1月20日）	434,715,772	439,302,648	6,634	6,704
第69計算期間末日	（平成29年 2月20日）	442,832,533	447,415,909	6,763	6,833
第70計算期間末日	（平成29年 3月21日）	427,534,124	431,927,558	6,812	6,882
第71計算期間末日	（平成29年 4月20日）	406,850,866	411,199,756	6,549	6,619
第72計算期間末日	（平成29年 5月22日）	393,605,536	397,910,706	6,400	6,470
第73計算期間末日	（平成29年 6月20日）	399,556,928	403,915,292	6,417	6,487
第74計算期間末日	（平成29年 7月20日）	408,641,786	412,919,013	6,688	6,758
第75計算期間末日	（平成29年 8月21日）	396,806,405	401,071,489	6,513	6,583
第76計算期間末日	（平成29年 9月20日）	420,304,096	424,640,494	6,785	6,855
第77計算期間末日	（平成29年10月20日）	415,380,833	419,676,190	6,769	6,839
第78計算期間末日	（平成29年11月20日）	395,423,498	398,471,885	6,486	6,536
第79計算期間末日	（平成29年12月20日）	380,015,701	382,942,806	6,491	6,541
第80計算期間末日	（平成30年 1月22日）	388,158,294	391,129,680	6,532	6,582
第81計算期間末日	（平成30年 2月20日）	359,943,826	362,905,612	6,076	6,126
第82計算期間末日	（平成30年 3月20日）	349,535,033	352,491,969	5,910	5,960
第83計算期間末日	（平成30年 4月20日）	342,480,630	345,436,666	5,793	5,843
第84計算期間末日	（平成30年 5月21日）	306,983,322	309,918,408	5,230	5,280
第85計算期間末日	（平成30年 6月20日）	296,105,393	298,134,088	5,109	5,144
第86計算期間末日	（平成30年 7月20日）	281,035,098	282,933,582	5,181	5,216
第87計算期間末日	（平成30年 8月20日）	262,018,151	263,890,665	4,897	4,932
第88計算期間末日	（平成30年 9月20日）	250,991,630	252,851,719	4,723	4,758
第89計算期間末日	（平成30年10月22日）	277,205,949	279,057,148	5,241	5,276
第90計算期間末日	（平成30年11月20日）	269,898,304	271,741,313	5,126	5,161
第91計算期間末日	（平成30年12月20日）	260,435,312	262,267,331	4,976	5,011
第92計算期間末日	（平成31年 1月21日）	267,618,350	269,449,949	5,114	5,149
第93計算期間末日	（平成31年 2月20日）	274,541,563	276,370,089	5,255	5,290
第94計算期間末日	（平成31年 3月20日）	273,248,780	275,066,491	5,261	5,296
第95計算期間末日	（平成31年 4月22日）	260,780,904	262,590,810	5,043	5,078
第96計算期間末日	（令和 1年 5月20日）	244,237,370	246,028,201	4,773	4,808
第97計算期間末日	（令和 1年 6月20日）	258,133,586	259,918,327	5,062	5,097

第98計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	266,137,947	267,910,508	5,255	5,290
第99計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	240,596,966	242,356,227	4,787	4,822
第100計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	236,560,884	238,304,745	4,748	4,783
第101計算期間末日	(令和 1年10月21日)	235,162,315	236,151,363	4,755	4,775
第102計算期間末日	(令和 1年11月20日)	223,130,362	224,091,128	4,645	4,665
第103計算期間末日	(令和 1年12月20日)	225,694,716	226,613,178	4,915	4,935
第104計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	221,791,147	222,703,009	4,865	4,885
第105計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	196,740,411	197,566,843	4,761	4,781
第106計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	138,947,220	139,765,252	3,397	3,417
第107計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	132,286,470	133,103,102	3,240	3,260
第108計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	123,919,598	124,732,030	3,051	3,071
第109計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	136,095,520	136,898,752	3,389	3,409
第110計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	135,429,754	136,218,356	3,435	3,455
第111計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	129,343,655	130,111,434	3,369	3,389
第112計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	127,671,954	128,246,513	3,333	3,348
第113計算期間末日	(令和 2年10月20日)	123,512,583	124,083,092	3,247	3,262
第114計算期間末日	(令和 2年11月20日)	129,518,852	130,085,911	3,426	3,441
第115計算期間末日	(令和 2年12月21日)	127,066,620	127,593,690	3,616	3,631
	令和 1年12月末日	226,208,185	—	4,961	—
	令和 2年 1月末日	195,512,161	—	4,726	—
	2月末日	188,623,822	—	4,581	—
	3月末日	133,909,883	—	3,274	—
	4月末日	126,515,588	—	3,105	—
	5月末日	135,021,075	—	3,324	—
	6月末日	134,768,096	—	3,356	—
	7月末日	137,618,440	—	3,527	—
	8月末日	129,481,572	—	3,373	—
	9月末日	122,852,085	—	3,207	—
	10月末日	117,068,550	—	3,091	—
	11月末日	129,627,318	—	3,438	—
	12月末日	124,893,178	—	3,565	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	90円
第2計算期間	90円
第3計算期間	90円
第4計算期間	90円
第5計算期間	90円
第6計算期間	90円

第7計算期間	90円
第8計算期間	90円
第9計算期間	90円
第10計算期間	90円
第11計算期間	90円
第12計算期間	90円
第13計算期間	90円
第14計算期間	90円
第15計算期間	90円
第16計算期間	90円
第17計算期間	90円
第18計算期間	90円
第19計算期間	50円
第20計算期間	50円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	90円
第35計算期間	90円
第36計算期間	90円
第37計算期間	90円
第38計算期間	90円
第39計算期間	90円
第40計算期間	90円
第41計算期間	90円
第42計算期間	90円
第43計算期間	90円
第44計算期間	90円
第45計算期間	90円
第46計算期間	90円
第47計算期間	90円
第48計算期間	90円

第49計算期間	90円
第50計算期間	90円
第51計算期間	90円
第52計算期間	90円
第53計算期間	90円
第54計算期間	90円
第55計算期間	90円
第56計算期間	90円
第57計算期間	90円
第58計算期間	90円
第59計算期間	70円
第60計算期間	70円
第61計算期間	70円
第62計算期間	70円
第63計算期間	70円
第64計算期間	70円
第65計算期間	70円
第66計算期間	70円
第67計算期間	70円
第68計算期間	70円
第69計算期間	70円
第70計算期間	70円
第71計算期間	70円
第72計算期間	70円
第73計算期間	70円
第74計算期間	70円
第75計算期間	70円
第76計算期間	70円
第77計算期間	70円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	35円
第86計算期間	35円
第87計算期間	35円
第88計算期間	35円
第89計算期間	35円
第90計算期間	35円

第91計算期間	35円
第92計算期間	35円
第93計算期間	35円
第94計算期間	35円
第95計算期間	35円
第96計算期間	35円
第97計算期間	35円
第98計算期間	35円
第99計算期間	35円
第100計算期間	35円
第101計算期間	20円
第102計算期間	20円
第103計算期間	20円
第104計算期間	20円
第105計算期間	20円
第106計算期間	20円
第107計算期間	20円
第108計算期間	20円
第109計算期間	20円
第110計算期間	20円
第111計算期間	20円
第112計算期間	15円
第113計算期間	15円
第114計算期間	15円
第115計算期間	15円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.36
第2計算期間	1.46
第3計算期間	△3.07
第4計算期間	△10.69
第5計算期間	1.47
第6計算期間	0.34
第7計算期間	△2.77
第8計算期間	5.58
第9計算期間	8.46
第10計算期間	0.73
第11計算期間	△4.27
第12計算期間	△9.02

第13計算期間	0.55
第14計算期間	3.49
第15計算期間	2.10
第16計算期間	0.45
第17計算期間	3.12
第18計算期間	△0.20
第19計算期間	5.23
第20計算期間	9.40
第21計算期間	7.59
第22計算期間	0.49
第23計算期間	4.53
第24計算期間	2.63
第25計算期間	△18.02
第26計算期間	2.97
第27計算期間	△10.95
第28計算期間	13.27
第29計算期間	2.00
第30計算期間	△3.06
第31計算期間	0.79
第32計算期間	1.08
第33計算期間	△2.86
第34計算期間	3.48
第35計算期間	7.34
第36計算期間	3.15
第37計算期間	1.96
第38計算期間	0.79
第39計算期間	1.05
第40計算期間	1.08
第41計算期間	△4.72
第42計算期間	4.88
第43計算期間	△3.25
第44計算期間	△0.03
第45計算期間	△5.18
第46計算期間	△11.49
第47計算期間	9.74
第48計算期間	2.72
第49計算期間	△0.60
第50計算期間	△1.62
第51計算期間	△8.70
第52計算期間	△18.04
第53計算期間	7.25
第54計算期間	8.20

第55計算期間	△6.56
第56計算期間	△7.44
第57計算期間	△1.41
第58計算期間	16.17
第59計算期間	2.01
第60計算期間	△0.60
第61計算期間	2.05
第62計算期間	11.54
第63計算期間	△1.56
第64計算期間	0.06
第65計算期間	6.14
第66計算期間	△3.33
第67計算期間	7.84
第68計算期間	6.44
第69計算期間	2.99
第70計算期間	1.75
第71計算期間	△2.83
第72計算期間	△1.20
第73計算期間	1.35
第74計算期間	5.31
第75計算期間	△1.56
第76計算期間	5.25
第77計算期間	0.79
第78計算期間	△3.44
第79計算期間	0.84
第80計算期間	1.40
第81計算期間	△6.21
第82計算期間	△1.90
第83計算期間	△1.13
第84計算期間	△8.85
第85計算期間	△1.64
第86計算期間	2.09
第87計算期間	△4.80
第88計算期間	△2.83
第89計算期間	11.70
第90計算期間	△1.52
第91計算期間	△2.24
第92計算期間	3.47
第93計算期間	3.44
第94計算期間	0.78
第95計算期間	△3.47
第96計算期間	△4.65

第97計算期間	6.78
第98計算期間	4.50
第99計算期間	△8.23
第100計算期間	△0.08
第101計算期間	0.56
第102計算期間	△1.89
第103計算期間	6.24
第104計算期間	△0.61
第105計算期間	△1.72
第106計算期間	△28.22
第107計算期間	△4.03
第108計算期間	△5.21
第109計算期間	11.73
第110計算期間	1.94
第111計算期間	△1.33
第112計算期間	△0.62
第113計算期間	△2.13
第114計算期間	5.97
第115計算期間	5.98

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	2,668,490,000	3,100,000	2,665,390,000
第2計算期間	306,670,000	500,000	2,971,560,000
第3計算期間	82,300,000	10,800,000	3,043,060,000
第4計算期間	460,000	4,630,000	3,038,890,000
第5計算期間	310,000	52,300,000	2,986,900,000
第6計算期間	350,000	24,700,000	2,962,550,000
第7計算期間	500,000	40,350,000	2,922,700,000
第8計算期間	3,117,798	73,630,000	2,852,187,798
第9計算期間	15,542,936	71,700,000	2,796,030,734
第10計算期間	11,000,000	83,720,000	2,723,310,734
第11計算期間	9,439,161	99,800,000	2,632,949,895
第12計算期間	8,890,641	93,080,000	2,548,760,536
第13計算期間	703,560	186,007,123	2,363,456,973
第14計算期間	574,922	97,880,000	2,266,151,895
第15計算期間	1,894,258	104,040,000	2,164,006,153
第16計算期間	12,290,911	138,200,000	2,038,097,064
第17計算期間	3,510,623	61,650,964	1,979,956,723

第18計算期間	18,252,496	101,000,000	1,897,209,219
第19計算期間	20,034,024	48,977,003	1,868,266,240
第20計算期間	11,285,089	77,510,641	1,802,040,688
第21計算期間	4,782,977	151,879,036	1,654,944,629
第22計算期間	1,510,000	56,090,870	1,600,363,759
第23計算期間	570,193,177	54,039,727	2,116,517,209
第24計算期間	—	30,000,000	2,086,517,209
第25計算期間	3,090,878	21,810,000	2,067,798,087
第26計算期間	5,718,866	451,267,843	1,622,249,110
第27計算期間	—	30,458,621	1,591,790,489
第28計算期間	2,010,000	63,150,000	1,530,650,489
第29計算期間	—	18,080,000	1,512,570,489
第30計算期間	23,661	28,850,000	1,483,744,150
第31計算期間	4,640,241	63,708,866	1,424,675,525
第32計算期間	—	85,790,177	1,338,885,348
第33計算期間	1,985,449	50,850,000	1,290,020,797
第34計算期間	1,000,000	39,270,000	1,251,750,797
第35計算期間	3,458,249	197,653,177	1,057,555,869
第36計算期間	1,070,060	14,200,000	1,044,425,929
第37計算期間	3,072,100	38,383,070	1,009,114,959
第38計算期間	970,000	16,018,318	994,066,641
第39計算期間	1,689,715	7,095,009	988,661,347
第40計算期間	64,900,255	17,550,000	1,036,011,602
第41計算期間	1,066,784	38,443,467	998,634,919
第42計算期間	1,440,000	15,600,000	984,474,919
第43計算期間	160,000	22,320,000	962,314,919
第44計算期間	1,600,000	2,473,913	961,441,006
第45計算期間	4,412,904	22,640,000	943,213,910
第46計算期間	8,583,216	22,040,000	929,757,126
第47計算期間	3,432,696	3,500,000	929,689,822
第48計算期間	13,035,619	11,700,000	931,025,441
第49計算期間	10,154,415	8,201,009	932,978,847
第50計算期間	11,727,892	6,750,000	937,956,739
第51計算期間	1,511,230	6,000,000	933,467,969
第52計算期間	—	33,560,000	899,907,969
第53計算期間	—	20,261,771	879,646,198
第54計算期間	337,912	13,980,000	866,004,110
第55計算期間	—	22,309,345	843,694,765
第56計算期間	—	13,250,000	830,444,765
第57計算期間	500,000	31,850,000	799,094,765
第58計算期間	—	27,913,435	771,181,330
第59計算期間	—	14,510,000	756,671,330

第60計算期間	—	19,710,000	736,961,330
第61計算期間	—	10,670,000	726,291,330
第62計算期間	—	22,200,000	704,091,330
第63計算期間	—	13,220,000	690,871,330
第64計算期間	—	9,587,559	681,283,771
第65計算期間	2,584,295	7,700,000	676,168,066
第66計算期間	—	12,900,000	663,268,066
第67計算期間	—	6,500,000	656,768,066
第68計算期間	50,000	1,550,000	655,268,066
第69計算期間	—	500,000	654,768,066
第70計算期間	70,000	27,204,582	627,633,484
第71計算期間	3,536,604	9,900,000	621,270,088
第72計算期間	744,945	6,990,623	615,024,410
第73計算期間	16,799,021	9,200,000	622,623,431
第74計算期間	—	11,590,878	611,032,553
第75計算期間	—	1,734,714	609,297,839
第76計算期間	20,854,732	10,667,024	619,485,547
第77計算期間	236,929	6,100,000	613,622,476
第78計算期間	1,180,000	5,124,898	609,677,578
第79計算期間	100,000	24,356,447	585,421,131
第80計算期間	11,056,104	2,200,000	594,277,235
第81計算期間	80,000	2,000,000	592,357,235
第82計算期間	30,000	1,000,000	591,387,235
第83計算期間	140,000	320,000	591,207,235
第84計算期間	110,000	4,300,000	587,017,235
第85計算期間	110,000	7,500,000	579,627,235
第86計算期間	60,000	37,262,990	542,424,245
第87計算期間	50,000	7,470,060	535,004,185
第88計算期間	50,000	3,600,000	531,454,185
第89計算期間	60,000	2,600,000	528,914,185
第90計算期間	30,000	2,370,000	526,574,185
第91計算期間	60,000	3,200,000	523,434,185
第92計算期間	10,000	130,000	523,314,185
第93計算期間	10,000	887,912	522,436,273
第94計算期間	10,000	3,100,000	519,346,273
第95計算期間	70,000	2,300,000	517,116,273
第96計算期間	50,000	5,500,000	511,666,273
第97計算期間	10,000	1,750,000	509,926,273
第98計算期間	20,000	3,500,000	506,446,273
第99計算期間	—	3,800,000	502,646,273
第100計算期間	—	4,400,000	498,246,273
第101計算期間	10,000	3,732,038	494,524,235

第102計算期間	10,000	14,151,104	480,383,131
第103計算期間	10,000	21,162,082	459,231,049
第104計算期間	—	3,300,000	455,931,049
第105計算期間	20,000	42,734,690	413,216,359
第106計算期間	—	4,200,000	409,016,359
第107計算期間	—	700,000	408,316,359
第108計算期間	10,000	2,110,000	406,216,359
第109計算期間	—	4,600,000	401,616,359
第110計算期間	—	7,314,937	394,301,422
第111計算期間	—	10,411,605	383,889,817
第112計算期間	—	850,000	383,039,817
第113計算期間	1,300,000	4,000,000	380,339,817
第114計算期間	—	2,300,000	378,039,817
第115計算期間	—	26,659,744	351,380,073

【PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	16,214,898	99.24
親投資信託受益証券	日本	11,010	0.07
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	112,755	0.69
純資産総額		16,338,663	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BRL)	6,262.9968	2.626	16,446,629	2,589	16,214,898	99.24
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	10,814	1.0182	11,010	1.0182	11,010	0.07

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.24
親投資信託受益証券	0.07
合計	99.31

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 6月20日）	5,211,904	5,211,904	8,852	8,852
第2計算期間末日（平成25年12月20日）	5,517,375	5,517,375	9,171	9,171
第3計算期間末日（平成26年 6月20日）	23,454,936	23,477,237	10,517	10,527
第4計算期間末日（平成26年12月22日）	27,374,162	27,400,310	10,469	10,479
第5計算期間末日（平成27年 6月22日）	88,955,686	88,955,686	9,822	9,822
第6計算期間末日（平成27年12月21日）	43,640,400	43,640,400	7,822	7,822
第7計算期間末日（平成28年 6月20日）	46,939,873	46,939,873	8,589	8,589
第8計算期間末日（平成28年12月20日）	47,352,870	47,398,224	10,441	10,451
第9計算期間末日（平成29年 6月20日）	38,293,878	38,327,697	11,323	11,333
第10計算期間末日（平成29年12月20日）	39,666,766	39,699,504	12,116	12,126
第11計算期間末日（平成30年 6月20日）	29,522,741	29,522,741	10,014	10,014
第12計算期間末日（平成30年12月20日）	23,940,103	23,940,103	10,173	10,173
第13計算期間末日（令和 1年 6月20日）	25,370,064	25,393,596	10,781	10,791
第14計算期間末日（令和 1年12月20日）	24,278,686	24,301,131	10,817	10,827
第15計算期間末日（令和 2年 6月22日）	15,094,314	15,094,314	7,718	7,718

第16計算期間末日（令和 2年12月21日）	16,577,700	16,577,700	8,477	8,477
令和 1年12月末日	24,511,356	—	10,920	—
令和 2年 1月末日	23,435,370	—	10,441	—
2月末日	22,814,749	—	10,165	—
3月末日	14,308,012	—	7,316	—
4月末日	13,656,376	—	6,983	—
5月末日	14,714,848	—	7,524	—
6月末日	14,942,742	—	7,641	—
7月末日	15,799,622	—	8,079	—
8月末日	15,199,244	—	7,772	—
9月末日	14,511,603	—	7,420	—
10月末日	14,047,287	—	7,183	—
11月末日	15,698,563	—	8,027	—
12月末日	16,338,663	—	8,355	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	0円
第16計算期間	0円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△11.48
第2計算期間	3.60
第3計算期間	14.78

第4計算期間	△0.36
第5計算期間	△6.18
第6計算期間	△20.36
第7計算期間	9.80
第8計算期間	21.67
第9計算期間	8.54
第10計算期間	7.09
第11計算期間	△17.34
第12計算期間	1.58
第13計算期間	6.07
第14計算期間	0.42
第15計算期間	△28.64
第16計算期間	9.83

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	5,887,518	—	5,887,518
第2計算期間	128,406	—	6,015,924
第3計算期間	16,285,281	—	22,301,205
第4計算期間	3,847,754	—	26,148,959
第5計算期間	64,602,538	183,799	90,567,698
第6計算期間	—	34,773,015	55,794,683
第7計算期間	—	1,144,598	54,650,085
第8計算期間	1,516,467	10,811,940	45,354,612
第9計算期間	211,152	11,746,316	33,819,448
第10計算期間	—	1,081,264	32,738,184
第11計算期間	—	3,256,098	29,482,086
第12計算期間	—	5,949,882	23,532,204
第13計算期間	—	—	23,532,204
第14計算期間	—	1,086,838	22,445,366
第15計算期間	—	2,889,225	19,556,141
第16計算期間	—	—	19,556,141

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	5,375,312,536	99.60
親投資信託受益証券	日本	4,570,826	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	16,814,123	0.32
純資産総額		5,396,697,485	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (MXN)	994,691.439	5,362	5,333,535,495	5,404	5,375,312,536	99.60
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	4,489,124	1.0182	4,570,826	1.0182	4,570,826	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.60
親投資信託受益証券	0.08
合計	99.69

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日（平成25年 4月22日）	52,352,720,351	52,578,587,107	11,589	11,639
第2計算期間末日（平成25年 5月20日）	57,535,245,738	59,265,151,996	11,641	11,991
第3計算期間末日（平成25年 6月20日）	60,874,016,875	61,188,073,350	9,692	9,742
第4計算期間末日（平成25年 7月22日）	79,947,051,563	80,329,504,253	10,452	10,502
第5計算期間末日（平成25年 8月20日）	80,156,625,687	80,576,587,718	9,543	9,593
第6計算期間末日（平成25年 9月20日）	93,991,862,769	94,457,090,961	10,102	10,152
第7計算期間末日（平成25年10月21日）	94,992,433,727	95,470,107,221	9,943	9,993
第8計算期間末日（平成25年11月20日）	96,593,036,887	97,080,023,150	9,917	9,967
第9計算期間末日（平成25年12月20日）	97,541,845,124	98,017,790,491	10,247	10,297
第10計算期間末日（平成26年 1月20日）	95,032,948,575	95,506,005,707	10,045	10,095
第11計算期間末日（平成26年 2月20日）	89,351,362,841	89,808,822,601	9,766	9,816
第12計算期間末日（平成26年 3月20日）	84,761,251,696	85,191,323,524	9,854	9,904
第13計算期間末日（平成26年 4月21日）	81,449,148,448	81,848,976,709	10,186	10,236
第14計算期間末日（平成26年 5月20日）	76,766,383,462	77,137,105,604	10,354	10,404
第15計算期間末日（平成26年 6月20日）	70,807,617,000	71,146,036,867	10,462	10,512
第16計算期間末日（平成26年 7月22日）	66,614,367,884	66,934,309,032	10,410	10,460
第17計算期間末日（平成26年 8月20日）	63,974,257,061	64,278,222,794	10,523	10,573
第18計算期間末日（平成26年 9月22日）	62,940,799,240	63,230,140,425	10,877	10,927
第19計算期間末日（平成26年10月20日）	58,433,378,922	58,715,183,139	10,368	10,418
第20計算期間末日（平成26年11月20日）	58,163,976,738	59,476,701,958	11,077	11,327
第21計算期間末日（平成26年12月22日）	48,895,234,806	49,136,566,307	10,130	10,180
第22計算期間末日（平成27年 1月20日）	46,840,917,189	47,077,251,553	9,910	9,960
第23計算期間末日（平成27年 2月20日）	44,022,595,599	44,245,350,097	9,881	9,931
第24計算期間末日（平成27年 3月20日）	41,244,116,743	41,456,369,796	9,716	9,766
第25計算期間末日（平成27年 4月20日）	40,387,110,927	40,592,939,795	9,811	9,861
第26計算期間末日（平成27年 5月20日）	39,899,116,440	40,099,763,910	9,943	9,993
第27計算期間末日（平成27年 6月22日）	34,856,045,581	35,033,349,441	9,829	9,879
第28計算期間末日（平成27年 7月21日）	30,820,821,079	30,982,561,556	9,528	9,578
第29計算期間末日（平成27年 8月20日）	27,950,784,979	28,105,692,851	9,022	9,072
第30計算期間末日（平成27年 9月24日）	25,105,921,971	25,256,650,194	8,328	8,378
第31計算期間末日（平成27年10月20日）	25,076,361,162	25,221,906,610	8,615	8,665
第32計算期間末日（平成27年11月20日）	24,248,044,814	24,386,603,606	8,750	8,800
第33計算期間末日（平成27年12月21日）	21,456,620,583	21,587,139,724	8,220	8,270
第34計算期間末日（平成28年 1月20日）	18,375,294,262	18,501,821,341	7,261	7,311
第35計算期間末日（平成28年 2月22日）	17,099,150,957	17,220,884,030	7,023	7,073
第36計算期間末日（平成28年 3月22日）	17,677,602,084	17,794,589,787	7,555	7,605
第37計算期間末日（平成28年 4月20日）	17,123,210,166	17,236,661,630	7,546	7,596

第38計算期間末日	(平成28年 5月20日)	15,444,594,437	15,554,979,988	6,996	7,046
第39計算期間末日	(平成28年 6月20日)	14,157,770,910	14,264,984,357	6,603	6,653
第40計算期間末日	(平成28年 7月20日)	14,841,283,007	14,946,197,376	7,073	7,123
第41計算期間末日	(平成28年 8月22日)	14,055,696,626	14,157,798,332	6,883	6,933
第42計算期間末日	(平成28年 9月20日)	12,702,462,095	12,801,855,260	6,390	6,440
第43計算期間末日	(平成28年10月20日)	13,264,985,421	13,361,550,903	6,868	6,918
第44計算期間末日	(平成28年11月21日)	11,908,154,127	12,001,668,223	6,367	6,417
第45計算期間末日	(平成28年12月20日)	12,306,741,059	12,397,697,793	6,765	6,815
第46計算期間末日	(平成29年 1月20日)	11,228,307,319	11,317,603,117	6,287	6,337
第47計算期間末日	(平成29年 2月20日)	11,719,545,125	11,807,947,171	6,629	6,679
第48計算期間末日	(平成29年 3月21日)	12,519,820,076	12,607,522,391	7,138	7,188
第49計算期間末日	(平成29年 4月20日)	12,439,048,191	12,526,879,468	7,081	7,131
第50計算期間末日	(平成29年 5月22日)	12,628,088,092	12,714,526,611	7,305	7,355
第51計算期間末日	(平成29年 6月20日)	13,063,901,879	13,149,241,989	7,654	7,704
第52計算期間末日	(平成29年 7月20日)	13,193,423,250	13,277,353,827	7,860	7,910
第53計算期間末日	(平成29年 8月21日)	12,492,496,023	12,575,446,444	7,530	7,580
第54計算期間末日	(平成29年 9月20日)	12,846,432,626	12,928,073,721	7,868	7,918
第55計算期間末日	(平成29年10月20日)	12,064,776,522	12,145,048,529	7,515	7,565
第56計算期間末日	(平成29年11月20日)	11,642,333,069	11,721,231,752	7,378	7,428
第57計算期間末日	(平成29年12月20日)	11,420,556,944	11,497,910,570	7,382	7,432
第58計算期間末日	(平成30年 1月22日)	11,340,530,418	11,416,281,450	7,485	7,535
第59計算期間末日	(平成30年 2月20日)	10,565,623,021	10,640,387,917	7,066	7,116
第60計算期間末日	(平成30年 3月20日)	10,230,717,641	10,304,604,145	6,923	6,973
第61計算期間末日	(平成30年 4月20日)	10,500,667,488	10,573,398,901	7,219	7,269
第62計算期間末日	(平成30年 5月21日)	9,563,264,033	9,635,551,909	6,615	6,665
第63計算期間末日	(平成30年 6月20日)	8,844,562,661	8,915,176,732	6,263	6,313
第64計算期間末日	(平成30年 7月20日)	9,645,560,196	9,713,368,730	7,112	7,162
第65計算期間末日	(平成30年 8月20日)	8,934,290,902	8,999,591,007	6,841	6,891
第66計算期間末日	(平成30年 9月20日)	8,971,092,838	9,034,756,072	7,046	7,096
第67計算期間末日	(平成30年10月22日)	8,556,868,092	8,618,987,666	6,887	6,937
第68計算期間末日	(平成30年11月20日)	7,891,346,938	7,952,857,109	6,415	6,465
第69計算期間末日	(平成30年12月20日)	7,866,822,568	7,926,903,979	6,547	6,597
第70計算期間末日	(平成31年 1月21日)	8,125,575,710	8,184,860,222	6,853	6,903
第71計算期間末日	(平成31年 2月20日)	8,141,148,848	8,199,666,570	6,956	7,006
第72計算期間末日	(平成31年 3月20日)	8,219,021,644	8,276,489,359	7,151	7,201
第73計算期間末日	(平成31年 4月22日)	8,148,321,054	8,204,276,931	7,281	7,331
第74計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	7,770,178,277	7,825,560,940	7,015	7,065
第75計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	7,701,765,529	7,756,272,535	7,065	7,115
第76計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	7,683,295,910	7,736,924,249	7,163	7,213
第77計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	7,133,116,199	7,185,932,229	6,753	6,803
第78計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	7,309,309,302	7,361,172,412	7,047	7,097
第79計算期間末日	(令和 1年10月21日)	7,331,347,051	7,382,677,843	7,141	7,191

第80計算期間末日	(令和 1年11月20日)	7,122,361,533	7,173,042,049	7,027	7,077
第81計算期間末日	(令和 1年12月20日)	7,345,144,941	7,395,165,308	7,342	7,392
第82計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	7,482,971,116	7,532,360,781	7,575	7,625
第83計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	7,554,313,863	7,602,738,858	7,800	7,850
第84計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	4,649,870,326	4,697,626,162	4,868	4,918
第85計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	4,689,787,413	4,737,239,288	4,942	4,992
第86計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	4,844,037,075	4,891,099,827	5,146	5,196
第87計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	5,130,977,373	5,177,029,143	5,571	5,621
第88計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	5,164,026,910	5,209,646,744	5,660	5,710
第89計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	5,204,771,806	5,249,494,677	5,819	5,869
第90計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	5,189,252,056	5,224,849,467	5,831	5,871
第91計算期間末日	(令和 2年10月20日)	5,249,820,518	5,284,970,774	5,974	6,014
第92計算期間末日	(令和 2年11月20日)	5,407,379,630	5,441,929,378	6,260	6,300
第93計算期間末日	(令和 2年12月21日)	5,419,578,352	5,453,427,324	6,404	6,444
	令和 1年12月末日	7,398,576,804	—	7,448	—
	令和 2年 1月末日	7,322,410,510	—	7,489	—
	2月末日	7,100,671,130	—	7,368	—
	3月末日	4,573,775,071	—	4,805	—
	4月末日	4,586,338,984	—	4,853	—
	5月末日	5,165,818,238	—	5,549	—
	6月末日	5,030,320,415	—	5,474	—
	7月末日	5,196,015,261	—	5,723	—
	8月末日	5,200,192,630	—	5,837	—
	9月末日	4,970,031,393	—	5,611	—
	10月末日	5,085,215,628	—	5,799	—
	11月末日	5,446,796,995	—	6,336	—
	12月末日	5,396,697,485	—	6,451	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	350円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	50円
第7計算期間	50円
第8計算期間	50円
第9計算期間	50円
第10計算期間	50円

第11計算期間	50円
第12計算期間	50円
第13計算期間	50円
第14計算期間	50円
第15計算期間	50円
第16計算期間	50円
第17計算期間	50円
第18計算期間	50円
第19計算期間	50円
第20計算期間	250円
第21計算期間	50円
第22計算期間	50円
第23計算期間	50円
第24計算期間	50円
第25計算期間	50円
第26計算期間	50円
第27計算期間	50円
第28計算期間	50円
第29計算期間	50円
第30計算期間	50円
第31計算期間	50円
第32計算期間	50円
第33計算期間	50円
第34計算期間	50円
第35計算期間	50円
第36計算期間	50円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円

第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円
第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	50円
第75計算期間	50円
第76計算期間	50円
第77計算期間	50円
第78計算期間	50円
第79計算期間	50円
第80計算期間	50円
第81計算期間	50円
第82計算期間	50円
第83計算期間	50円
第84計算期間	50円
第85計算期間	50円
第86計算期間	50円
第87計算期間	50円
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	40円
第91計算期間	40円
第92計算期間	40円
第93計算期間	40円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	16.39
第2計算期間	3.46
第3計算期間	△16.31
第4計算期間	8.35
第5計算期間	△8.21
第6計算期間	6.38
第7計算期間	△1.07
第8計算期間	0.24
第9計算期間	3.83
第10計算期間	△1.48
第11計算期間	△2.27
第12計算期間	1.41
第13計算期間	3.87
第14計算期間	2.14
第15計算期間	1.52
第16計算期間	△0.01
第17計算期間	1.56
第18計算期間	3.83
第19計算期間	△4.21
第20計算期間	9.24
第21計算期間	△8.09
第22計算期間	△1.67
第23計算期間	0.21
第24計算期間	△1.16
第25計算期間	1.49
第26計算期間	1.85
第27計算期間	△0.64
第28計算期間	△2.55
第29計算期間	△4.78
第30計算期間	△7.13
第31計算期間	4.04
第32計算期間	2.14
第33計算期間	△5.48
第34計算期間	△11.05
第35計算期間	△2.58
第36計算期間	8.28
第37計算期間	0.54
第38計算期間	△6.62

第39計算期間	△4.90
第40計算期間	7.87
第41計算期間	△1.97
第42計算期間	△6.43
第43計算期間	8.26
第44計算期間	△6.56
第45計算期間	7.03
第46計算期間	△6.32
第47計算期間	6.23
第48計算期間	8.43
第49計算期間	△0.09
第50計算期間	3.86
第51計算期間	5.46
第52計算期間	3.34
第53計算期間	△3.56
第54計算期間	5.15
第55計算期間	△3.85
第56計算期間	△1.15
第57計算期間	0.73
第58計算期間	2.07
第59計算期間	△4.92
第60計算期間	△1.31
第61計算期間	4.99
第62計算期間	△7.67
第63計算期間	△4.56
第64計算期間	14.35
第65計算期間	△3.10
第66計算期間	3.72
第67計算期間	△1.54
第68計算期間	△6.12
第69計算期間	2.83
第70計算期間	5.43
第71計算期間	2.23
第72計算期間	3.52
第73計算期間	2.51
第74計算期間	△2.96
第75計算期間	1.42
第76計算期間	2.09
第77計算期間	△5.02
第78計算期間	5.09
第79計算期間	2.04
第80計算期間	△0.89

第81計算期間	5.19
第82計算期間	3.85
第83計算期間	3.63
第84計算期間	△36.94
第85計算期間	2.54
第86計算期間	5.13
第87計算期間	9.23
第88計算期間	2.49
第89計算期間	3.69
第90計算期間	0.89
第91計算期間	3.13
第92計算期間	5.45
第93計算期間	2.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	46,231,525,743	1,058,174,387	45,173,351,356
第2計算期間	4,430,488,220	177,946,483	49,425,893,093
第3計算期間	13,801,772,996	416,371,004	62,811,295,085
第4計算期間	15,135,300,501	1,456,057,468	76,490,538,118
第5計算期間	7,725,103,985	223,235,720	83,992,406,383
第6計算期間	9,572,253,310	519,021,194	93,045,638,499
第7計算期間	3,114,116,782	625,056,474	95,534,698,807
第8計算期間	2,945,179,876	1,082,625,972	97,397,252,711
第9計算期間	1,255,349,931	3,463,529,061	95,189,073,581
第10計算期間	1,643,898,803	2,221,545,950	94,611,426,434
第11計算期間	1,288,536,805	4,408,011,132	91,491,952,107
第12計算期間	783,781,803	6,261,368,260	86,014,365,650
第13計算期間	308,782,831	6,357,496,262	79,965,652,219
第14計算期間	210,607,297	6,031,830,959	74,144,428,557
第15計算期間	188,823,155	6,649,278,274	67,683,973,438
第16計算期間	49,027,152	3,744,770,861	63,988,229,729
第17計算期間	40,726,192	3,235,809,215	60,793,146,706
第18計算期間	36,661,213	2,961,570,788	57,868,237,131
第19計算期間	32,278,161	1,539,671,824	56,360,843,468
第20計算期間	6,611,581	3,858,446,213	52,509,008,836
第21計算期間	20,710,499	4,263,418,996	48,266,300,339
第22計算期間	2,024,970	1,001,452,342	47,266,872,967
第23計算期間	6,706,109	2,722,679,474	44,550,899,602

第24計算期間	8,301,282	2,108,590,277	42,450,610,607
第25計算期間	297,354	1,285,134,202	41,165,773,759
第26計算期間	535,354	1,036,814,938	40,129,494,175
第27計算期間	9,874	4,668,731,997	35,460,772,052
第28計算期間	3,733,721	3,116,410,218	32,348,095,555
第29計算期間	170,450	1,366,691,542	30,981,574,463
第30計算期間	1,541,185	837,471,016	30,145,644,632
第31計算期間	5,966,472	1,042,521,481	29,109,089,623
第32計算期間	—	1,397,331,138	27,711,758,485
第33計算期間	5,076,767	1,613,006,908	26,103,828,344
第34計算期間	6,951,384	805,363,865	25,305,415,863
第35計算期間	206,614	959,007,794	24,346,614,683
第36計算期間	10,000	949,084,078	23,397,540,605
第37計算期間	1,401,556	708,649,340	22,690,292,821
第38計算期間	10,000	613,192,582	22,077,110,239
第39計算期間	3,027,764	637,448,583	21,442,689,420
第40計算期間	71,170,910	530,986,523	20,982,873,807
第41計算期間	30,654,426	593,186,958	20,420,341,275
第42計算期間	5,300,000	547,008,258	19,878,633,017
第43計算期間	10,000	565,546,572	19,313,096,445
第44計算期間	10,234,555	620,511,765	18,702,819,235
第45計算期間	156,842,225	668,314,571	18,191,346,889
第46計算期間	107,791,857	439,979,008	17,859,159,738
第47計算期間	261,235,942	439,986,474	17,680,409,206
第48計算期間	169,327,401	309,273,480	17,540,463,127
第49計算期間	320,110,713	294,318,378	17,566,255,462
第50計算期間	36,981,407	315,532,989	17,287,703,880
第51計算期間	122,857,931	342,539,727	17,068,022,084
第52計算期間	40,663,371	322,569,879	16,786,115,576
第53計算期間	79,845,031	275,876,291	16,590,084,316
第54計算期間	13,720,828	275,586,013	16,328,219,131
第55計算期間	20,838,398	294,656,075	16,054,401,454
第56計算期間	21,138,622	295,803,382	15,779,736,694
第57計算期間	1,309,496	310,320,945	15,470,725,245
第58計算期間	63,123	320,581,897	15,150,206,471
第59計算期間	1,802,815	199,029,993	14,952,979,293
第60計算期間	8,859,589	184,537,932	14,777,300,950
第61計算期間	—	231,018,164	14,546,282,786
第62計算期間	—	88,707,528	14,457,575,258
第63計算期間	2,609,042	337,369,923	14,122,814,377
第64計算期間	162,698	561,270,094	13,561,706,981
第65計算期間	27,273	501,713,163	13,060,021,091

第66計算期間	1,401,865	328,776,124	12,732,646,832
第67計算期間	8,861,603	317,593,439	12,423,914,996
第68計算期間	14,635	121,895,388	12,302,034,243
第69計算期間	1,064,832	286,816,822	12,016,282,253
第70計算期間	312,284	159,692,075	11,856,902,462
第71計算期間	7,418,637	160,776,588	11,703,544,511
第72計算期間	1,418,985	211,420,453	11,493,543,043
第73計算期間	283,984	302,651,470	11,191,175,557
第74計算期間	982,359	115,625,133	11,076,532,783
第75計算期間	4,000,000	179,131,421	10,901,401,362
第76計算期間	10,635,678	186,369,078	10,725,667,962
第77計算期間	2,785,019	165,246,847	10,563,206,134
第78計算期間	38,352,590	228,936,696	10,372,622,028
第79計算期間	73,634,196	180,097,749	10,266,158,475
第80計算期間	12,504,385	142,559,638	10,136,103,222
第81計算期間	12,842,312	144,872,005	10,004,073,529
第82計算期間	13,620	126,154,063	9,877,933,086
第83計算期間	9,202,138	202,136,134	9,684,999,090
第84計算期間	49,542,815	183,374,558	9,551,167,347
第85計算期間	1,236,780	62,029,068	9,490,375,059
第86計算期間	962,283	78,786,841	9,412,550,501
第87計算期間	8,224,847	210,421,333	9,210,354,015
第88計算期間	350,000	86,737,202	9,123,966,813
第89計算期間	5,000,000	184,392,493	8,944,574,320
第90計算期間	22,439,449	67,660,794	8,899,352,975
第91計算期間	2,000,000	113,788,730	8,787,564,245
第92計算期間	9,930,197	160,057,246	8,637,437,196
第93計算期間	1,046,000	176,239,994	8,462,243,202

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	339,562,006	99.31
親投資信託受益証券	日本	283,345	0.08
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	－	2,090,165	0.61
純資産総額		341,935,516	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位３０銘柄

令和 2年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	62,835.3083	5,362	336,922,923	5,404	339,562,006	99.31
日本	親投資信託受 益証券	マネー・マーケット・マザーファン ド	278,281	1.0182	283,345	1.0182	283,345	0.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.31
親投資信託受益証券	0.08
合計	99.39

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年 6月20日)	3,537,328,951	3,541,006,892	9,618	9,628
第2計算期間末日 (平成25年12月20日)	4,327,195,737	4,331,329,856	10,467	10,477
第3計算期間末日 (平成26年 6月20日)	3,563,679,702	3,566,921,669	10,992	11,002

第4計算期間末日	（平成26年12月22日）	2,622,863,339	2,625,218,533	11,137	11,147
第5計算期間末日	（平成27年 6月22日）	1,684,322,868	1,685,836,201	11,130	11,140
第6計算期間末日	（平成27年12月21日）	1,092,629,573	1,092,629,573	9,635	9,635
第7計算期間末日	（平成28年 6月20日）	802,882,275	802,882,275	8,076	8,076
第8計算期間末日	（平成28年12月20日）	743,626,794	743,626,794	8,650	8,650
第9計算期間末日	（平成29年 6月20日）	781,633,446	781,633,446	10,205	10,205
第10計算期間末日	（平成29年12月20日）	668,060,788	668,714,150	10,225	10,235
第11計算期間末日	（平成30年 6月20日）	553,552,845	553,552,845	9,059	9,059
第12計算期間末日	（平成30年12月20日）	526,111,698	526,111,698	9,891	9,891
第13計算期間末日	（令和 1年 6月20日）	482,302,424	482,736,137	11,120	11,130
第14計算期間末日	（令和 1年12月20日）	439,280,665	439,645,569	12,038	12,048
第15計算期間末日	（令和 2年 6月22日）	317,182,741	317,182,741	9,650	9,650
第16計算期間末日	（令和 2年12月21日）	339,528,824	339,822,423	11,564	11,574
	令和 1年12月末日	445,230,579	—	12,211	—
	令和 2年 1月末日	430,391,465	—	12,359	—
	2月末日	421,108,194	—	12,238	—
	3月末日	278,230,679	—	8,090	—
	4月末日	278,274,280	—	8,255	—
	5月末日	318,947,423	—	9,527	—
	6月末日	310,271,382	—	9,482	—
	7月末日	317,711,099	—	9,999	—
	8月末日	322,615,766	—	10,285	—
	9月末日	295,485,901	—	9,953	—
	10月末日	307,286,096	—	10,353	—
	11月末日	334,121,476	—	11,381	—
	12月末日	341,935,516	—	11,649	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円
第9計算期間	0円
第10計算期間	10円
第11計算期間	0円

第12計算期間	0円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	0円
第16計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	△3.72
第2計算期間	8.93
第3計算期間	5.11
第4計算期間	1.41
第5計算期間	0.02
第6計算期間	△13.43
第7計算期間	△16.18
第8計算期間	7.10
第9計算期間	17.97
第10計算期間	0.29
第11計算期間	△11.40
第12計算期間	9.18
第13計算期間	12.52
第14計算期間	8.34
第15計算期間	△19.83
第16計算期間	19.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,736,587,443	58,645,519	3,677,941,924
第2計算期間	855,584,708	399,407,289	4,134,119,343
第3計算期間	417,151,867	1,309,303,479	3,241,967,731
第4計算期間	64,134,045	950,907,578	2,355,194,198
第5計算期間	8,204,807	850,065,564	1,513,333,441
第6計算期間	10,139,834	389,457,204	1,134,016,071
第7計算期間	5,535,478	145,360,650	994,190,899
第8計算期間	8,897,318	143,397,526	859,690,691
第9計算期間	23,803,556	117,553,180	765,941,067
第10計算期間	23,863,224	136,441,360	653,362,931

第11計算期間	3,657,873	45,949,794	611,071,010
第12計算期間	6,450,196	85,626,282	531,894,924
第13計算期間	54,578	98,236,008	433,713,494
第14計算期間	2,874,309	71,683,313	364,904,490
第15計算期間	4,430,180	40,643,329	328,691,341
第16計算期間	55,312	35,147,349	293,599,304

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	3,566,250,534	99.38
親投資信託受益証券	日本	5,148,199	0.14
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	17,018,904	0.48
純資産総額		3,588,417,637	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和 2年12月30日現在

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (TRY)	121,212.2282	2,499	302,909,358	2,614	316,848,764	8.83
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラスJ (GBP)	40,252.0579	7,446	299,716,823	7,477	300,964,636	8.39
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (MXN)	55,234.0016	5,362	296,164,716	5,404	298,484,544	8.32
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラスJ (EUR)	36,858.7186	8,052	296,786,402	8,084	297,965,881	8.30
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (AUD)	41,875.2949	7,084	296,644,589	7,112	297,817,097	8.30
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (INR)	42,901.3635	6,873	294,861,071	6,923	297,006,139	8.28
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド III - クラスJ (USD)	33,720.4609	8,712	293,772,655	8,743	294,817,989	8.22

バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (KR W)	35,560.0826	8,222	292,374,999	8,282	294,508,604	8.21
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (CA D)	43,124.4486	6,809	293,634,370	6,821	294,151,863	8.20
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (I D R)	44,587.3312	6,602	294,365,560	6,594	294,008,861	8.19
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (RU B)	77,119.2847	3,790	292,282,089	3,785	291,896,492	8.13
バミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BR L)	111,154.7566	2,626	291,892,390	2,589	287,779,664	8.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,056,177	1.0182	5,148,199	1.0182	5,148,199	0.14

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.38
親投資信託受益証券	0.14
合計	99.53

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成25年 9月20日)	1,533,834,356	1,541,357,804	10,194	10,244
第2計算期間末日 (平成25年10月21日)	1,673,915,750	1,682,148,833	10,166	10,216
第3計算期間末日 (平成25年11月20日)	2,240,632,154	2,251,804,469	10,028	10,078
第4計算期間末日 (平成25年12月20日)	2,619,984,878	2,632,763,764	10,251	10,301

第5計算期間末日	(平成26年 1月20日)	2,853,103,435	2,867,069,083	10,215	10,265
第6計算期間末日	(平成26年 2月20日)	3,123,149,793	3,145,204,563	9,913	9,983
第7計算期間末日	(平成26年 3月20日)	4,254,877,874	4,284,753,106	9,970	10,040
第8計算期間末日	(平成26年 4月21日)	5,834,956,592	5,874,338,115	10,372	10,442
第9計算期間末日	(平成26年 5月20日)	11,073,713,945	11,147,316,623	10,532	10,602
第10計算期間末日	(平成26年 6月20日)	17,578,544,190	17,694,366,441	10,624	10,694
第11計算期間末日	(平成26年 7月22日)	20,576,855,886	20,713,204,500	10,564	10,634
第12計算期間末日	(平成26年 8月20日)	22,713,512,827	22,863,631,408	10,591	10,661
第13計算期間末日	(平成26年 9月22日)	24,864,778,205	25,025,636,832	10,820	10,890
第14計算期間末日	(平成26年10月20日)	24,554,997,512	24,721,167,008	10,344	10,414
第15計算期間末日	(平成26年11月20日)	26,906,213,815	27,077,047,644	11,025	11,095
第16計算期間末日	(平成26年12月22日)	25,641,863,258	25,814,858,013	10,376	10,446
第17計算期間末日	(平成27年 1月20日)	25,075,312,357	25,250,061,000	10,045	10,115
第18計算期間末日	(平成27年 2月20日)	25,153,886,145	25,329,447,920	10,029	10,099
第19計算期間末日	(平成27年 3月20日)	24,528,128,309	24,703,465,675	9,792	9,862
第20計算期間末日	(平成27年 4月20日)	25,362,955,457	25,537,645,553	10,163	10,233
第21計算期間末日	(平成27年 5月20日)	25,526,158,684	25,698,811,723	10,349	10,419
第22計算期間末日	(平成27年 6月22日)	25,050,901,242	25,223,018,811	10,188	10,258
第23計算期間末日	(平成27年 7月21日)	24,745,850,278	24,918,949,527	10,007	10,077
第24計算期間末日	(平成27年 8月20日)	23,094,208,275	23,265,100,845	9,460	9,530
第25計算期間末日	(平成27年 9月24日)	20,919,803,777	21,087,516,444	8,732	8,802
第26計算期間末日	(平成27年10月20日)	20,987,269,644	21,149,464,733	9,058	9,128
第27計算期間末日	(平成27年11月20日)	20,069,758,616	20,223,091,882	9,162	9,232
第28計算期間末日	(平成27年12月21日)	18,069,825,940	18,216,523,267	8,622	8,692
第29計算期間末日	(平成28年 1月20日)	16,269,297,901	16,413,839,091	7,879	7,949
第30計算期間末日	(平成28年 2月22日)	14,954,355,621	15,089,516,127	7,745	7,815
第31計算期間末日	(平成28年 3月22日)	15,067,230,340	15,193,586,837	8,347	8,417
第32計算期間末日	(平成28年 4月20日)	14,312,589,446	14,431,778,310	8,406	8,476
第33計算期間末日	(平成28年 5月20日)	13,300,290,479	13,415,472,212	8,083	8,153
第34計算期間末日	(平成28年 6月20日)	12,511,878,887	12,623,430,316	7,851	7,921
第35計算期間末日	(平成28年 7月20日)	12,837,337,721	12,945,838,042	8,282	8,352
第36計算期間末日	(平成28年 8月22日)	11,958,545,170	12,063,402,570	7,983	8,053
第37計算期間末日	(平成28年 9月20日)	11,447,589,249	11,520,201,538	7,883	7,933
第38計算期間末日	(平成28年10月20日)	10,756,828,929	10,823,484,569	8,069	8,119
第39計算期間末日	(平成28年11月21日)	10,180,774,809	10,245,302,910	7,889	7,939
第40計算期間末日	(平成28年12月20日)	10,551,308,381	10,614,216,000	8,386	8,436
第41計算期間末日	(平成29年 1月20日)	10,330,192,272	10,391,838,773	8,379	8,429
第42計算期間末日	(平成29年 2月20日)	10,084,259,448	10,143,995,698	8,441	8,491
第43計算期間末日	(平成29年 3月21日)	10,033,132,575	10,091,704,568	8,565	8,615
第44計算期間末日	(平成29年 4月20日)	9,638,648,134	9,696,234,489	8,369	8,419
第45計算期間末日	(平成29年 5月22日)	9,680,057,318	9,736,260,152	8,612	8,662
第46計算期間末日	(平成29年 6月20日)	9,477,881,776	9,532,510,099	8,675	8,725

第47計算期間末日	(平成29年 7月20日)	9,461,736,781	9,515,303,038	8,832	8,882
第48計算期間末日	(平成29年 8月21日)	9,033,585,719	9,086,016,941	8,615	8,665
第49計算期間末日	(平成29年 9月20日)	9,389,434,907	9,441,453,720	9,025	9,075
第50計算期間末日	(平成29年10月20日)	9,185,882,152	9,237,007,276	8,984	9,034
第51計算期間末日	(平成29年11月20日)	8,768,631,247	8,818,691,590	8,758	8,808
第52計算期間末日	(平成29年12月20日)	8,819,234,635	8,868,893,539	8,880	8,930
第53計算期間末日	(平成30年 1月22日)	8,748,634,733	8,797,769,042	8,903	8,953
第54計算期間末日	(平成30年 2月20日)	8,046,600,617	8,094,752,801	8,355	8,405
第55計算期間末日	(平成30年 3月20日)	7,755,970,283	7,803,707,592	8,124	8,174
第56計算期間末日	(平成30年 4月20日)	7,829,165,403	7,876,779,327	8,222	8,272
第57計算期間末日	(平成30年 5月21日)	7,426,066,978	7,473,411,133	7,843	7,893
第58計算期間末日	(平成30年 6月20日)	6,997,531,388	7,044,123,740	7,509	7,559
第59計算期間末日	(平成30年 7月20日)	7,073,950,257	7,118,961,582	7,858	7,908
第60計算期間末日	(平成30年 8月20日)	6,503,331,042	6,547,635,756	7,339	7,389
第61計算期間末日	(平成30年 9月20日)	6,432,304,080	6,475,612,886	7,426	7,476
第62計算期間末日	(平成30年10月22日)	6,313,003,675	6,355,213,916	7,478	7,528
第63計算期間末日	(平成30年11月20日)	6,149,292,976	6,190,654,698	7,434	7,484
第64計算期間末日	(平成30年12月20日)	5,993,163,088	6,033,530,238	7,423	7,473
第65計算期間末日	(平成31年 1月21日)	5,926,003,330	5,965,669,620	7,470	7,520
第66計算期間末日	(平成31年 2月20日)	5,931,177,371	5,970,026,877	7,634	7,684
第67計算期間末日	(平成31年 3月20日)	5,953,320,606	5,991,602,550	7,776	7,826
第68計算期間末日	(平成31年 4月22日)	5,870,538,676	5,908,379,707	7,757	7,807
第69計算期間末日	(令和 1年 5月20日)	5,438,829,257	5,475,492,182	7,417	7,467
第70計算期間末日	(令和 1年 6月20日)	5,463,627,869	5,499,681,518	7,577	7,627
第71計算期間末日	(令和 1年 7月22日)	5,460,089,163	5,495,508,003	7,708	7,758
第72計算期間末日	(令和 1年 8月20日)	5,146,848,074	5,181,913,250	7,339	7,389
第73計算期間末日	(令和 1年 9月20日)	5,203,122,974	5,237,671,513	7,530	7,580
第74計算期間末日	(令和 1年10月21日)	5,168,080,268	5,191,972,659	7,571	7,606
第75計算期間末日	(令和 1年11月20日)	4,979,100,563	5,002,264,017	7,523	7,558
第76計算期間末日	(令和 1年12月20日)	4,907,364,129	4,929,552,085	7,741	7,776
第77計算期間末日	(令和 2年 1月20日)	4,955,118,689	4,977,056,916	7,905	7,940
第78計算期間末日	(令和 2年 2月20日)	4,870,719,983	4,892,196,870	7,938	7,973
第79計算期間末日	(令和 2年 3月23日)	3,502,123,879	3,523,170,803	5,824	5,859
第80計算期間末日	(令和 2年 4月20日)	3,599,752,470	3,620,675,703	6,022	6,057
第81計算期間末日	(令和 2年 5月20日)	3,666,391,261	3,687,007,617	6,224	6,259
第82計算期間末日	(令和 2年 6月22日)	3,845,386,839	3,865,642,979	6,644	6,679
第83計算期間末日	(令和 2年 7月20日)	3,846,712,818	3,866,712,710	6,732	6,767
第84計算期間末日	(令和 2年 8月20日)	3,824,493,509	3,843,980,280	6,869	6,904
第85計算期間末日	(令和 2年 9月23日)	3,642,877,640	3,662,025,200	6,659	6,694
第86計算期間末日	(令和 2年10月20日)	3,611,735,048	3,630,599,738	6,701	6,736
第87計算期間末日	(令和 2年11月20日)	3,528,633,311	3,546,623,020	6,865	6,900
第88計算期間末日	(令和 2年12月21日)	3,589,403,520	3,607,146,713	7,080	7,115

令和 1年12月末日	4,947,999,523	—	7,819	—
令和 2年 1月末日	4,791,142,786	—	7,743	—
2月末日	4,652,845,225	—	7,700	—
3月末日	3,530,510,606	—	5,877	—
4月末日	3,551,407,164	—	5,946	—
5月末日	3,781,020,945	—	6,434	—
6月末日	3,843,644,788	—	6,648	—
7月末日	3,822,592,013	—	6,772	—
8月末日	3,792,853,618	—	6,855	—
9月末日	3,594,292,233	—	6,576	—
10月末日	3,352,936,500	—	6,486	—
11月末日	3,558,368,081	—	6,926	—
12月末日	3,588,417,637	—	7,119	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	50円
第2計算期間	50円
第3計算期間	50円
第4計算期間	50円
第5計算期間	50円
第6計算期間	70円
第7計算期間	70円
第8計算期間	70円
第9計算期間	70円
第10計算期間	70円
第11計算期間	70円
第12計算期間	70円
第13計算期間	70円
第14計算期間	70円
第15計算期間	70円
第16計算期間	70円
第17計算期間	70円
第18計算期間	70円
第19計算期間	70円
第20計算期間	70円
第21計算期間	70円
第22計算期間	70円
第23計算期間	70円
第24計算期間	70円

第25計算期間	70円
第26計算期間	70円
第27計算期間	70円
第28計算期間	70円
第29計算期間	70円
第30計算期間	70円
第31計算期間	70円
第32計算期間	70円
第33計算期間	70円
第34計算期間	70円
第35計算期間	70円
第36計算期間	70円
第37計算期間	50円
第38計算期間	50円
第39計算期間	50円
第40計算期間	50円
第41計算期間	50円
第42計算期間	50円
第43計算期間	50円
第44計算期間	50円
第45計算期間	50円
第46計算期間	50円
第47計算期間	50円
第48計算期間	50円
第49計算期間	50円
第50計算期間	50円
第51計算期間	50円
第52計算期間	50円
第53計算期間	50円
第54計算期間	50円
第55計算期間	50円
第56計算期間	50円
第57計算期間	50円
第58計算期間	50円
第59計算期間	50円
第60計算期間	50円
第61計算期間	50円
第62計算期間	50円
第63計算期間	50円
第64計算期間	50円
第65計算期間	50円
第66計算期間	50円

第67計算期間	50円
第68計算期間	50円
第69計算期間	50円
第70計算期間	50円
第71計算期間	50円
第72計算期間	50円
第73計算期間	50円
第74計算期間	35円
第75計算期間	35円
第76計算期間	35円
第77計算期間	35円
第78計算期間	35円
第79計算期間	35円
第80計算期間	35円
第81計算期間	35円
第82計算期間	35円
第83計算期間	35円
第84計算期間	35円
第85計算期間	35円
第86計算期間	35円
第87計算期間	35円
第88計算期間	35円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
第1計算期間	2.44
第2計算期間	0.21
第3計算期間	△0.86
第4計算期間	2.72
第5計算期間	0.13
第6計算期間	△2.27
第7計算期間	1.28
第8計算期間	4.73
第9計算期間	2.21
第10計算期間	1.53
第11計算期間	0.09
第12計算期間	0.91
第13計算期間	2.82
第14計算期間	△3.75
第15計算期間	7.26

第16計算期間	△5.25
第17計算期間	△2.51
第18計算期間	0.53
第19計算期間	△1.66
第20計算期間	4.50
第21計算期間	2.51
第22計算期間	△0.87
第23計算期間	△1.08
第24計算期間	△4.76
第25計算期間	△6.95
第26計算期間	4.53
第27計算期間	1.92
第28計算期間	△5.12
第29計算期間	△7.80
第30計算期間	△0.81
第31計算期間	8.67
第32計算期間	1.54
第33計算期間	△3.00
第34計算期間	△2.00
第35計算期間	6.38
第36計算期間	△2.76
第37計算期間	△0.62
第38計算期間	2.99
第39計算期間	△1.61
第40計算期間	6.93
第41計算期間	0.51
第42計算期間	1.33
第43計算期間	2.06
第44計算期間	△1.70
第45計算期間	3.50
第46計算期間	1.31
第47計算期間	2.38
第48計算期間	△1.89
第49計算期間	5.33
第50計算期間	0.09
第51計算期間	△1.95
第52計算期間	1.96
第53計算期間	0.82
第54計算期間	△5.59
第55計算期間	△2.16
第56計算期間	1.82
第57計算期間	△4.00

第58計算期間	△3.62
第59計算期間	5.31
第60計算期間	△5.96
第61計算期間	1.86
第62計算期間	1.37
第63計算期間	0.08
第64計算期間	0.52
第65計算期間	1.30
第66計算期間	2.86
第67計算期間	2.51
第68計算期間	0.39
第69計算期間	△3.73
第70計算期間	2.83
第71計算期間	2.38
第72計算期間	△4.13
第73計算期間	3.28
第74計算期間	1.00
第75計算期間	△0.17
第76計算期間	3.36
第77計算期間	2.57
第78計算期間	0.86
第79計算期間	△26.19
第80計算期間	4.00
第81計算期間	3.93
第82計算期間	7.31
第83計算期間	1.85
第84計算期間	2.55
第85計算期間	△2.54
第86計算期間	1.15
第87計算期間	2.96
第88計算期間	3.64

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	1,504,689,768	—	1,504,689,768
第2計算期間	141,926,986	—	1,646,616,754
第3計算期間	588,846,248	1,000,000	2,234,463,002
第4計算期間	338,712,170	17,397,969	2,555,777,203
第5計算期間	258,973,003	21,620,592	2,793,129,614

第6計算期間	434,804,413	77,252,532	3,150,681,495
第7計算期間	1,249,161,446	131,952,538	4,267,890,403
第8計算期間	1,440,961,594	82,920,124	5,625,931,873
第9計算期間	5,032,936,577	144,200,163	10,514,668,287
第10計算期間	6,294,944,607	263,576,914	16,546,035,980
第11計算期間	3,011,090,036	78,752,502	19,478,373,514
第12計算期間	2,000,940,849	33,802,706	21,445,511,657
第13計算期間	1,595,170,664	60,878,451	22,979,803,870
第14計算期間	963,510,389	204,814,740	23,738,499,519
第15計算期間	1,031,884,244	365,550,944	24,404,832,819
第16計算期間	448,164,230	139,460,577	24,713,536,472
第17計算期間	288,554,461	37,999,074	24,964,091,859
第18計算期間	175,980,789	59,818,997	25,080,253,651
第19計算期間	127,602,722	159,661,126	25,048,195,247
第20計算期間	153,756,707	246,223,931	24,955,728,023
第21計算期間	50,148,453	341,156,569	24,664,719,907
第22計算期間	446,509,629	523,005,272	24,588,224,264
第23計算期間	547,824,871	407,584,907	24,728,464,228
第24計算期間	101,260,423	416,500,334	24,413,224,317
第25計算期間	48,870,881	503,142,635	23,958,952,563
第26計算期間	12,113,229	800,338,670	23,170,727,122
第27計算期間	35,636,429	1,301,611,189	21,904,752,362
第28計算期間	6,130,217	954,121,460	20,956,761,119
第29計算期間	157,261,935	465,281,509	20,648,741,545
第30計算期間	20,224,444	1,360,322,146	19,308,643,843
第31計算期間	35,693,974	1,293,409,557	18,050,928,260
第32計算期間	7,334,274	1,031,281,952	17,026,980,582
第33計算期間	136,949,822	709,397,087	16,454,533,317
第34計算期間	45,956,543	564,571,423	15,935,918,437
第35計算期間	25,080,831	460,953,399	15,500,045,869
第36計算期間	178,790,549	699,207,823	14,979,628,595
第37計算期間	156,197,946	613,368,624	14,522,457,917
第38計算期間	61,780,711	1,253,110,620	13,331,128,008
第39計算期間	31,474,490	456,982,287	12,905,620,211
第40計算期間	5,531,800	329,628,157	12,581,523,854
第41計算期間	12,607,437	264,830,994	12,329,300,297
第42計算期間	1,910,803	383,960,930	11,947,250,170
第43計算期間	22,349,225	255,200,739	11,714,398,656
第44計算期間	71,505,532	268,633,072	11,517,271,116
第45計算期間	7,588,610	284,292,833	11,240,566,893
第46計算期間	6,858,655	321,760,867	10,925,664,681
第47計算期間	3,278,574	215,691,795	10,713,251,460

第48計算期間	4,194,989	231,201,893	10,486,244,556
第49計算期間	73,870,815	156,352,688	10,403,762,683
第50計算期間	7,128,777	185,866,495	10,225,024,965
第51計算期間	1,400,203	214,356,510	10,012,068,658
第52計算期間	25,265,838	105,553,634	9,931,780,862
第53計算期間	6,707,742	111,626,633	9,826,861,971
第54計算期間	534,507	196,959,577	9,630,436,901
第55計算期間	564,956	83,539,926	9,547,461,931
第56計算期間	263,085	24,940,190	9,522,784,826
第57計算期間	10,000	53,963,714	9,468,831,112
第58計算期間	293,478	150,654,065	9,318,470,525
第59計算期間	661,123	316,866,493	9,002,265,155
第60計算期間	24,722	141,346,897	8,860,942,980
第61計算期間	308,519	199,490,273	8,661,761,226
第62計算期間	13,045	219,725,965	8,442,048,306
第63計算期間	113,348	169,817,108	8,272,344,546
第64計算期間	1,813,914	200,728,427	8,073,430,033
第65計算期間	12,729,614	152,901,539	7,933,258,108
第66計算期間	13,387	163,370,286	7,769,901,209
第67計算期間	13,099	113,525,314	7,656,388,994
第68計算期間	1,729,541	89,912,303	7,568,206,232
第69計算期間	12,912	235,634,059	7,332,585,085
第70計算期間	314,896	122,170,059	7,210,729,922
第71計算期間	28,558,897	155,520,790	7,083,768,029
第72計算期間	9,865,329	80,598,093	7,013,035,265
第73計算期間	684,058	104,011,374	6,909,707,949
第74計算期間	8,012,176	91,322,516	6,826,397,609
第75計算期間	9,496,631	217,764,416	6,618,129,824
第76計算期間	222,873	278,936,527	6,339,416,170
第77計算期間	11,324,541	82,675,805	6,268,064,906
第78計算期間	—	131,811,316	6,136,253,590
第79計算期間	1,558,442	124,405,112	6,013,406,920
第80計算期間	—	35,340,303	5,978,066,617
第81計算期間	9,993,342	97,672,281	5,890,387,678
第82計算期間	100,000	103,019,066	5,787,468,612
第83計算期間	—	73,213,663	5,714,254,949
第84計算期間	—	146,605,838	5,567,649,111
第85計算期間	104,027	97,021,533	5,470,731,605
第86計算期間	899,286	81,719,348	5,389,911,543
第87計算期間	—	249,994,679	5,139,916,864
第88計算期間	255,323	70,688,458	5,069,483,729

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）】

（１）【投資状況】

令和 2年12月30日現在
（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
投資信託受益証券	パミューダ	147,379,122	99.41
親投資信託受益証券	日本	134,954	0.09
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	732,699	0.50
純資産総額		148,246,775	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

a評価額上位３０銘柄

令和 2年12月30日現在

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (TR Y)	5,007.9352	2,499	12,514,830	2,614	13,090,742	8.83
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (GB P)	1,663.1534	7,446	12,383,840	7,477	12,435,397	8.39
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (MX N)	2,282.45	5,362	12,238,496	5,404	12,334,359	8.32
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (EU R)	1,523.1392	8,052	12,264,316	8,084	12,313,057	8.31
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (AU D)	1,730.5016	7,084	12,258,873	7,112	12,307,327	8.30
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (IN R)	1,772.9931	6,873	12,185,781	6,923	12,274,431	8.28
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド III - クラスJ (US D)	1,393.593	8,712	12,140,982	8,743	12,184,183	8.22
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (KR W)	1,469.7253	8,222	12,084,081	8,282	12,172,264	8.21
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (CA D)	1,782.2937	6,809	12,135,637	6,821	12,157,025	8.20
パミュー ダ	投資信託受益 証券	ビムコ エマージング ボンド インカ ム ファンド II - クラスJ (ID R)	1,842.7316	6,602	12,165,714	6,594	12,150,972	8.20

パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (RU B)	3,187.5985	3,790	12,080,998	3,785	12,065,060	8.14
パミューダ	投資信託受益証券	ビムコ エマージング ボンド インカム ファンド II - クラスJ (BR L)	4,594.1698	2,626	12,064,289	2,589	11,894,305	8.02
日本	親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	132,542	1.0182	134,954	1.0182	134,954	0.09

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

令和 2年12月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.41
親投資信託受益証券	0.09
合計	99.51

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年12月末日、同日前１年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

		純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日	(平成25年12月20日)	118,575,524	118,689,022	10,447	10,457
第2計算期間末日	(平成26年 6月20日)	494,577,887	495,017,549	11,249	11,259
第3計算期間末日	(平成26年12月22日)	763,658,878	764,327,669	11,418	11,428
第4計算期間末日	(平成27年 6月22日)	857,278,077	858,012,320	11,676	11,686
第5計算期間末日	(平成27年12月21日)	601,199,722	601,781,552	10,333	10,343
第6計算期間末日	(平成28年 6月20日)	486,187,963	486,187,963	9,916	9,916
第7計算期間末日	(平成28年12月20日)	386,016,516	386,366,342	11,035	11,045
第8計算期間末日	(平成29年 6月20日)	356,362,231	356,663,975	11,810	11,820
第9計算期間末日	(平成29年12月20日)	282,032,323	282,258,147	12,489	12,499
第10計算期間末日	(平成30年 6月20日)	246,319,107	246,544,139	10,946	10,956

第11計算期間末日（平成30年12月20日）	212,914,687	213,103,987	11,247	11,257
第12計算期間末日（令和 1年 6月20日）	178,115,343	178,264,651	11,929	11,939
第13計算期間末日（令和 1年12月20日）	170,128,358	170,263,460	12,593	12,603
第14計算期間末日（令和 2年 6月22日）	140,374,600	140,500,410	11,158	11,168
第15計算期間末日（令和 2年12月21日）	147,521,450	147,641,881	12,249	12,259
令和 1年12月末日	171,836,590	—	12,718	—
令和 2年 1月末日	170,900,158	—	12,652	—
2月末日	170,690,779	—	12,639	—
3月末日	130,041,364	—	9,716	—
4月末日	126,559,450	—	9,887	—
5月末日	137,670,483	—	10,757	—
6月末日	140,459,744	—	11,164	—
7月末日	142,023,755	—	11,430	—
8月末日	142,253,934	—	11,629	—
9月末日	137,110,053	—	11,213	—
10月末日	135,893,770	—	11,118	—
11月末日	143,704,479	—	11,934	—
12月末日	148,246,775	—	12,316	—

②【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	10円
第2計算期間	10円
第3計算期間	10円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	0円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円

③【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第1計算期間	4.57
第2計算期間	7.77
第3計算期間	1.59
第4計算期間	2.34
第5計算期間	△11.41
第6計算期間	△4.03
第7計算期間	11.38
第8計算期間	7.11
第9計算期間	5.83
第10計算期間	△12.27
第11計算期間	2.84
第12計算期間	6.15
第13計算期間	5.65
第14計算期間	△11.31
第15計算期間	9.86

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	113,528,982	30,540	113,498,442
第2計算期間	352,099,364	25,935,214	439,662,592
第3計算期間	242,385,686	13,257,263	668,791,015
第4計算期間	96,423,558	30,970,596	734,243,977
第5計算期間	2,292,715	154,706,559	581,830,133
第6計算期間	13,904,090	105,441,339	490,292,884
第7計算期間	1,357,805	141,824,485	349,826,204
第8計算期間	7,719,956	55,802,044	301,744,116
第9計算期間	4,324,831	80,244,354	225,824,593
第10計算期間	7,905,023	8,696,938	225,032,678
第11計算期間	191,172	35,923,484	189,300,366
第12計算期間	141,167	40,133,302	149,308,231
第13計算期間	144,275	14,349,653	135,102,853
第14計算期間	153,440	9,446,129	125,810,164
第15計算期間	108,534	5,487,688	120,431,010

（参考）

マネー・マーケット・マザーファンド

投資状況

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

資産の種類	国／地域	時価合計	投資比率（％）
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）	—	1,205,112,862	100.00
純資産総額		1,205,112,862	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

該当事項はありません。

b 全銘柄の種類／業種別投資比率

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《参考情報》



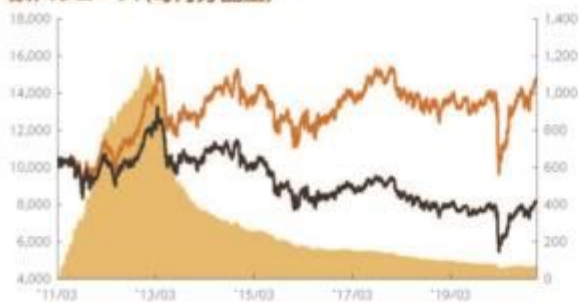
運用実績

2020年12月30日現在

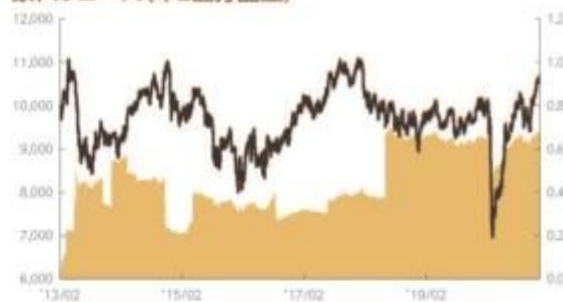
■基準価額・純資産の推移

2011年3月31日(設定日)～2020年12月30日 (豪ドルコース(毎月分配型)／ブラジルリアルコース(毎月分配型))
 2013年1月16日(設定日)～2020年12月30日 (メキシコペソコース(毎月分配型))
 2013年2月20日(設定日)～2020年12月30日 (豪ドルコース(年2回分配型)／ブラジルリアルコース(年2回分配型)／
 メキシコペソコース(年2回分配型))
 2013年7月1日(設定日)～2020年12月30日 (世界通貨分散コース(毎月分配型)／世界通貨分散コース(年2回分配型))

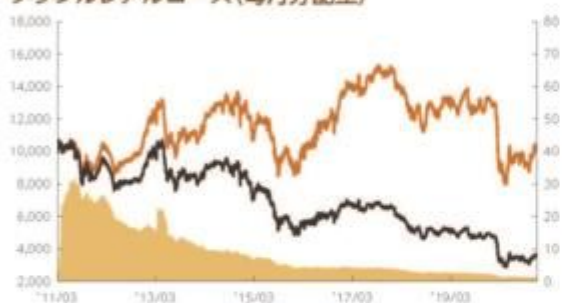
豪ドルコース(毎月分配型)



豪ドルコース(年2回分配型)



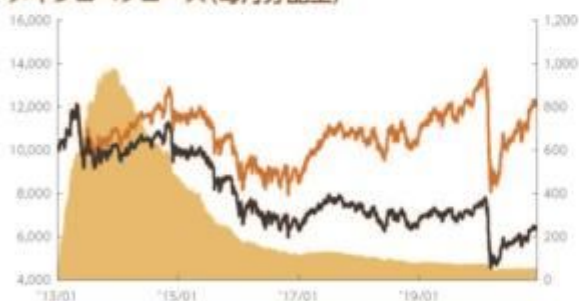
ブラジルリアルコース(毎月分配型)



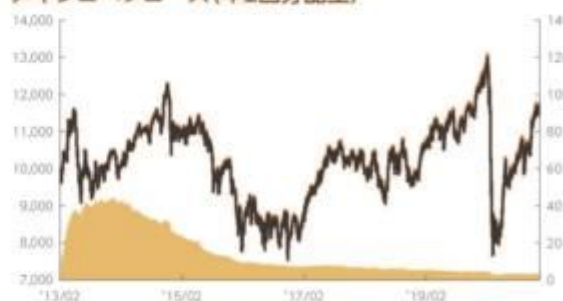
ブラジルリアルコース(年2回分配型)



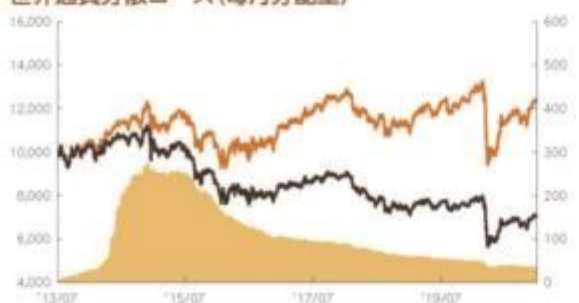
メキシコペソコース(毎月分配型)



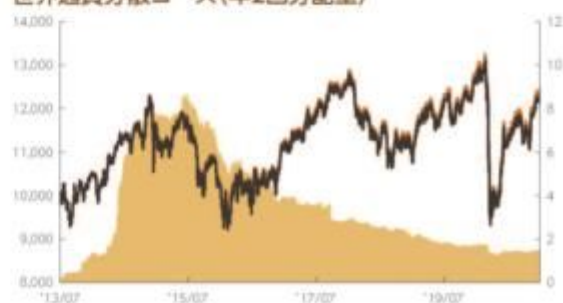
メキシコペソコース(年2回分配型)



世界通貨分散コース(毎月分配型)



世界通貨分散コース(年2回分配型)



- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■基準価額・純資産

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
基準価額	8,211円	3,565円	6,451円	7,119円
純資産総額	67.8億円	1.2億円	53.9億円	35.8億円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
基準価額	10,656円	8,355円	11,649円	12,316円
純資産総額	0.6億円	0.1億円	3.4億円	1.4億円

■分配の推移

	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルリアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
2020年12月	20円	15円	40円	35円
2020年11月	20円	15円	40円	35円
2020年10月	20円	15円	40円	35円
2020年9月	20円	15円	40円	35円
2020年8月	20円	20円	50円	35円
2020年7月	20円	20円	50円	35円
直近1年間累計	210円	220円	560円	420円
設定来累計	5,690円	7,280円	5,110円	4,795円

	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルリアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
2020年12月	10円	0円	10円	10円
2020年6月	0円	0円	0円	10円
2019年12月	0円	10円	10円	10円
2019年6月	0円	10円	10円	10円
2018年12月	0円	0円	0円	10円
2018年6月	0円	0円	0円	10円
設定来累計	40円	70円	90円	140円

•分配金は1万口当たり、税引前

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■主要な資産の状況

資産構成	豪ドルコース (毎月分配型)	ブラジルレアルコース (毎月分配型)	メキシコペソコース (毎月分配型)	世界通貨分散コース (毎月分配型)
外国投資信託	99.3%	98.8%	99.6%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.6%	1.1%	0.3%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資産構成	豪ドルコース (年2回分配型)	ブラジルレアルコース (年2回分配型)	メキシコペソコース (年2回分配型)	世界通貨分散コース (年2回分配型)
外国投資信託	99.4%	99.2%	99.3%	99.4%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
コールローン他 (負債控除後)	0.5%	0.7%	0.6%	0.5%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- 比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

組入上位銘柄	クーポン	償還日	組入比率
1 PETROBRAS GLOBAL FINANCE SR UNSEC	5.0930%	2030/01/15	2.0%
2 PERUSAHAAN GAS NEGARA SR UNSEC REGS	5.1250%	2024/05/16	1.9%
3 RUSSIA FOREIGN BOND SR UNSEC REGS	5.1000%	2035/03/28	1.9%
4 GAZPROM (GPN CAPITAL) SR UNSEC REGS	4.3750%	2022/09/19	1.8%
5 EXPORT CREDIT BANK OF TJ SR UNSEC REGS	5.3750%	2023/10/24	1.8%
6 BRAZIL MINAS SPE REGS	5.3330%	2028/02/15	1.7%
7 ESKOM HOLDINGS SOC LTD SR UNSEC REGS	6.3500%	2028/08/10	1.6%
8 SOUTH AFRICA (REP) BD SER R186	10.5000%	2026/12/21	1.5%
9 TURKEY (REP OF) UNSC GLBL	4.8750%	2043/04/16	1.4%
10 EGYPT GOVT SR UNSEC	6.3750%	2031/04/11	1.4%

- 比率は実質的な投資を行う外国投資信託の純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 余裕資金運用に伴う短期金融商品保有分を含む(レポ取引・CPを除く)

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

■年間収益率の推移

- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

豪ドルコース(毎月分配型)



•2011年は設定日から年末までの収益率を表示

ブラジルリアルコース(毎月分配型)



•2011年は設定日から年末までの収益率を表示

メキシコペソコース(毎月分配型)



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

世界通貨分散コース(毎月分配型)



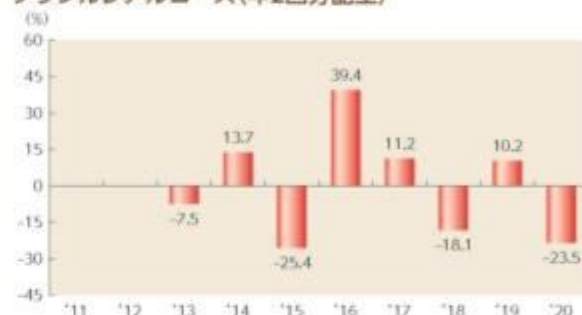
•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

豪ドルコース(年2回分配型)



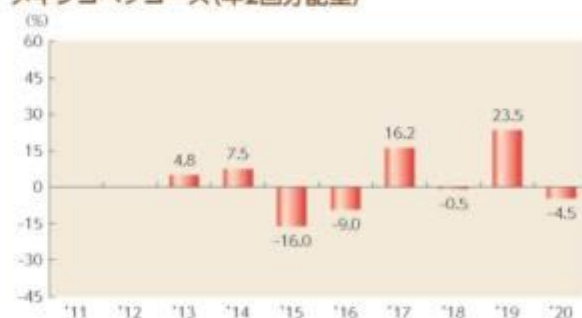
•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

ブラジルリアルコース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

メキシコペソコース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

世界通貨分散コース(年2回分配型)



•2013年は設定日から年末までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

①申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②申込単位

販売会社が定める単位

③申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

④申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑤申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑥申込手数料

申込価額（発行価格）×3.3%（税抜 3%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

⑦申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いの販売会社により異なる場合があります。

⑧申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

⑨取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

※申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2【換金（解約）手続等】

①解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日

ニューヨークの銀行の休業日

その他ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

②解約単位

販売会社が定める単位

③解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

④信託財産留保額

ありません。

⑤解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

⑥解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

⑦支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

⑧解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

⑨解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

※換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

①基準価額の算出方法

基準価額＝信託財産の純資産総額÷受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

②基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

③基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（2）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2011年3月31日設定）
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
2025年11月20日まで（2013年1月16日設定）
「豪ドルコース（年２回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」
「メキシコペソコース（年２回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年2月20日設定）
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（年２回分配型）」
2025年11月20日まで（2013年7月1日設定）

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

「豪ドルコース（毎月分配型）」
「ブラジルリアルコース（毎月分配型）」
「メキシコペソコース（毎月分配型）」
「世界通貨分散コース（毎月分配型）」
毎月21日から翌月20日まで
「豪ドルコース（年２回分配型）」
「ブラジルリアルコース（年２回分配型）」
「メキシコペソコース（年２回分配型）」
「世界通貨分散コース（年２回分配型）」

毎年６月21日から12月20日および12月21日から翌年６月20日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

①ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）

- ・各ファンドについて、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・各ファンドの受益権の口数を合計した口数が50億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、投資対象とする投資信託証券（「世界通貨分散コース（毎月分配型）」、「世界通貨分散コース（年２回分配型）」はすべての投資信託証券）に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

②信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

は、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

③ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還（信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。）、信託約款の変更または併合（変更にあつては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。）をしようとする場合には、書面による決議（「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を發します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、受益者が議決権を行行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

④反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

⑤関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の期間は、原則として、ファンドの信託期間終了日までとします。

⑥運用報告書

委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

⑦委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑧受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファン

ドを償還させます。

⑨信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑩公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

（１）収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

①分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から５年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

②分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（２）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から１０年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第２ 管理及び運営 ２ 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年6月23日から令和2年12月21日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	39,887,523	49,243,576
投資信託受益証券	6,556,973,621	6,757,874,467
親投資信託受益証券	5,649,175	5,649,175
未収入金	20,000,000	10,000,000
流動資産合計	6,622,510,319	6,822,767,218
資産合計	6,622,510,319	6,822,767,218
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	13,689,607	16,584,773
未払解約金	9,677,347	11,092,616
未払受託者報酬	258,794	248,900
未払委託者報酬	10,416,472	10,018,152
未払利息	61	27
その他未払費用	19,398	18,658
流動負債合計	34,061,679	37,963,126
負債合計	34,061,679	37,963,126
純資産の部		
元本等		
元本	9,126,405,147	8,292,386,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,537,956,507	△1,507,582,421
（分配準備積立金）	3,254,371,126	3,052,270,306
元本等合計	6,588,448,640	6,784,804,092
純資産合計	6,588,448,640	6,784,804,092
負債純資産合計	6,622,510,319	6,822,767,218

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 1年12月21日 令和 2年 6月22日	自 至	当期 令和 2年 6月23日 令和 2年12月21日
営業収益				
受取配当金		233,320,365		229,301,849
受取利息		79		97
有価証券売買等損益		△729,502,487		771,598,997
営業収益合計		△496,182,043		1,000,900,943
営業費用				
支払利息		7,080		5,645
受託者報酬		1,505,987		1,465,656
委託者報酬		60,615,874		58,992,681
その他費用		112,885		109,863
営業費用合計		62,241,826		60,573,845
営業利益又は営業損失（△）		△558,423,869		940,327,098
経常利益又は経常損失（△）		△558,423,869		940,327,098
当期純利益又は当期純損失（△）		△558,423,869		940,327,098
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△2,842,379		12,348,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,145,913,668		△2,537,956,507
剰余金増加額又は欠損金減少額		249,754,394		206,064,095
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		249,754,394		206,064,095
剰余金減少額又は欠損金増加額		1,037,939		-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		1,037,939		-
分配金		85,177,804		103,668,995
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△2,537,956,507		△1,507,582,421

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	10,017,651,144円	9,126,405,147円
期中追加設定元本額	2,538,425円	—円
期中一部解約元本額	893,784,422円	834,018,634円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,537,956,507円	1,507,582,421円
3. 受益権の総数	9,126,405,147口	8,292,386,513口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																		
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2.分配金の計算過程 第104期 令和 1年12月21日 令和 2年 1月20日	2.分配金の計算過程 第110期 令和 2年 6月23日 令和 2年 7月20日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>34,948,276円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	34,948,276円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>38,383,590円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	38,383,590円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	34,948,276円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	38,383,590円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
収益調整金額	C	846,224,366円	収益調整金額	C	774,269,100円
分配準備積立金額	D	3,391,001,071円	分配準備積立金額	D	3,213,705,401円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,272,173,713円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,026,358,091円
当ファンドの期末残存口数	F	9,860,683,226口	当ファンドの期末残存口数	F	9,012,365,085口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,332円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,467円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,791,024円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,024,730円
第105期			第111期		
令和 2年 1月21日			令和 2年 7月21日		
令和 2年 2月20日			令和 2年 8月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,933,383円	費用控除後の配当等収益額	A	37,898,668円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	828,111,928円	収益調整金額	C	757,383,819円
分配準備積立金額	D	3,338,146,480円	分配準備積立金額	D	3,163,535,700円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,191,191,791円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,958,818,187円
当ファンドの期末残存口数	F	9,649,622,810口	当ファンドの期末残存口数	F	8,815,818,838口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,343円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,490円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,474,434円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,631,637円
第106期			第112期		
令和 2年 2月21日			令和 2年 8月21日		
令和 2年 3月23日			令和 2年 9月23日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	22,378,271円	費用控除後の配当等収益額	A	27,158,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	815,286,465円	収益調整金額	C	748,712,523円
分配準備積立金額	D	3,296,743,582円	分配準備積立金額	D	3,147,351,328円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,134,408,318円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,923,222,799円
当ファンドの期末残存口数	F	9,500,177,473口	当ファンドの期末残存口数	F	8,714,886,697口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,351円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,501円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,250,266円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,429,773円
第107期			第113期		
令和 2年 3月24日			令和 2年 9月24日		
令和 2年 4月20日			令和 2年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,614,623円	費用控除後の配当等収益額	A	28,475,238円

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	804,149,180円	収益調整金額	C	736,702,858円
分配準備積立金額	D	3,256,647,220円	分配準備積立金額	D	3,106,439,597円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,101,411,023円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,871,617,693円
当ファンドの期末残存口数	F	9,363,301,990口	当ファンドの期末残存口数	F	8,575,097,593口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,380円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,514円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	14,044,952円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,150,195円
第108期 令和 2年 4月21日 令和 2年 5月20日			第114期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	40,970,565円	費用控除後の配当等収益額	A	35,771,925円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	797,693,107円	収益調整金額	C	723,717,014円
分配準備積立金額	D	3,255,498,392円	分配準備積立金額	D	3,062,807,870円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,094,162,064円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,822,296,809円
当ファンドの期末残存口数	F	9,285,014,198口	当ファンドの期末残存口数	F	8,423,943,922口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,409円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,537円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,927,521円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,847,887円
第109期 令和 2年 5月21日 令和 2年 6月22日			第115期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	41,593,039円	費用控除後の配当等収益額	A	35,250,805円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	784,066,580円	収益調整金額	C	712,414,672円
分配準備積立金額	D	3,226,467,694円	分配準備積立金額	D	3,033,604,274円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,052,127,313円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,781,269,751円
当ファンドの期末残存口数	F	9,126,405,147口	当ファンドの期末残存口数	F	8,292,386,513口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,439円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	4,559円
1万口当たり分配金額	H	15円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	13,689,607円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	16,584,773円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	510,234,000	367,466,579
親投資信託受益証券	—	—
合計	510,234,000	367,466,579

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.7219円	0.8182円
(1万口当たり純資産額)	(7,219円)	(8,182円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (AUD)	953,963.08	6,757,874,467	
投資信託受益証券 合計		953,963.08	6,757,874,467	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,548,198	5,649,175	
親投資信託受益証券 合計		5,548,198	5,649,175	
合計		6,502,161.08	6,763,523,642	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	760,872	1,023,973
投資信託受益証券	59,757,004	67,248,059
親投資信託受益証券	71,026	71,026
流動資産合計	60,588,902	68,343,058
資産合計	60,588,902	68,343,058
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	63,755
未払受託者報酬	12,992	14,030
未払委託者報酬	523,006	565,002
未払利息	1	-
その他未払費用	799	855
流動負債合計	536,798	643,642
負債合計	536,798	643,642
純資産の部		
元本等		
元本	65,001,145	63,755,451
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,949,041	3,943,965
（分配準備積立金）	14,166,952	15,874,936
元本等合計	60,052,104	67,699,416
純資産合計	60,052,104	67,699,416
負債純資産合計	60,588,902	68,343,058

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
営業収益		
受取配当金	2,038,497	2,202,155
有価証券売買等損益	△5,956,176	7,358,900
営業収益合計	△3,917,679	9,561,055
営業費用		
支払利息	52	19
受託者報酬	12,992	14,030
委託者報酬	523,006	565,002
その他費用	799	855
営業費用合計	536,849	579,906
営業利益又は営業損失（△）	△4,454,528	8,981,149
経常利益又は経常損失（△）	△4,454,528	8,981,149
当期純利益又は当期純損失（△）	△4,454,528	8,981,149
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,749	119,229
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△475,327	△4,949,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	934	94,841
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	934	94,841
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,869	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,869	-
分配金	-	63,755
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,949,041	3,943,965

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	65,001,145円	65,001,145円
期中追加設定元本額	121,675円	—円
期中一部解約元本額	121,675円	1,245,694円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,949,041円	—円
3. 受益権の総数	65,001,145口	63,755,451口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,499,491円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,423,405円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>12,667,461円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,499,491円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,423,405円	分配準備積立金額	D	12,667,461円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>2,043,233円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>19,051,177円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>13,895,458円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	2,043,233円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	19,051,177円	分配準備積立金額	D	13,895,458円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	1,499,491円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	19,423,405円																													
分配準備積立金額	D	12,667,461円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	2,043,233円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	19,051,177円																													
分配準備積立金額	D	13,895,458円																													

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	33,590,357円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	34,989,868円
当ファンドの期末残存口数	F	65,001,145口	当ファンドの期末残存口数	F	63,755,451口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,167円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	5,488円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	63,755円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△5,873,523	7,234,085
親投資信託受益証券	△7	—
合計	△5,873,530	7,234,085

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.9239円	1.0619円
(1万口当たり純資産額)	(9,239円)	(10,619円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (AUD)	9,492.95	67,248,059	
投資信託受益証券 合計		9,492.95	67,248,059	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	69,757	71,026	
親投資信託受益証券 合計		69,757	71,026	
合計		79,249.95	67,319,085	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,096,422	1,234,923
投資信託受益証券	135,448,666	125,094,797
親投資信託受益証券	125,661	125,661
未収入金	-	3,000,000
流動資産合計	137,670,749	129,455,381
資産合計	137,670,749	129,455,381
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	803,232	527,070
未払解約金	544,000	1,659,290
未払受託者報酬	5,518	4,897
未払委託者報酬	222,072	197,147
未払利息	3	-
その他未払費用	404	357
流動負債合計	1,575,229	2,388,761
負債合計	1,575,229	2,388,761
純資産の部		
元本等		
元本	401,616,359	351,380,073
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△265,520,839	△224,313,453
（分配準備積立金）	80,238,569	71,219,524
元本等合計	136,095,520	127,066,620
純資産合計	136,095,520	127,066,620
負債純資産合計	137,670,749	129,455,381

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 1年12月21日 令和 2年 6月22日	自 至	当期 令和 2年 6月23日 令和 2年12月21日
営業収益				
受取配当金		8,498,128		5,883,189
受取利息		3		3
有価証券売買等損益		△64,880,708		7,762,942
営業収益合計		△56,382,577		13,646,134
営業費用				
支払利息		277		146
受託者報酬		37,031		28,679
委託者報酬		1,490,400		1,154,178
その他費用		2,718		2,097
営業費用合計		1,530,426		1,185,100
営業利益又は営業損失（△）		△57,913,003		12,461,034
経常利益又は経常損失（△）		△57,913,003		12,461,034
当期純利益又は当期純損失（△）		△57,913,003		12,461,034
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△25,171		561,125
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△233,536,333		△265,520,839
剰余金増加額又は欠損金減少額		30,909,247		33,981,205
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		30,909,247		33,981,205
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,299		878,150
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		17,299		878,150
分配金		4,988,622		3,795,578
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△265,520,839		△224,313,453

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	459,231,049円	401,616,359円
期中追加設定元本額	30,000円	1,300,000円
期中一部解約元本額	57,644,690円	51,536,286円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	265,520,839円	224,313,453円
3. 受益権の総数	401,616,359口	351,380,073口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																		
1 .運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1 .運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2 .分配金の計算過程 第104期 令和 1年12月21日 令和 2年 1月20日	2 .分配金の計算過程 第110期 令和 2年 6月23日 令和 2年 7月20日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>1,408,989円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	1,408,989円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>999,438円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	999,438円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	1,408,989円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	999,438円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																	

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
収益調整金額	C	26,567,691円	収益調整金額	C	22,982,040円
分配準備積立金額	D	88,712,981円	分配準備積立金額	D	78,777,255円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	116,689,661円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	102,758,733円
当ファンドの期末残存口数	F	455,931,049口	当ファンドの期末残存口数	F	394,301,422口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,559円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,606円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	911,862円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	788,602円
第105期			第111期		
令和 2年 1月21日			令和 2年 7月21日		
令和 2年 2月20日			令和 2年 8月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,236,133円	費用控除後の配当等収益額	A	776,765円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	24,082,467円	収益調整金額	C	22,375,185円
分配準備積立金額	D	80,848,875円	分配準備積立金額	D	76,902,360円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	106,167,475円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	100,054,310円
当ファンドの期末残存口数	F	413,216,359口	当ファンドの期末残存口数	F	383,889,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,569円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,606円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	826,432円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	767,779円
第106期			第112期		
令和 2年 2月21日			令和 2年 8月21日		
令和 2年 3月23日			令和 2年 9月23日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,048,406円	費用控除後の配当等収益額	A	761,194円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	23,837,678円	収益調整金額	C	22,325,643円
分配準備積立金額	D	80,432,612円	分配準備積立金額	D	76,741,053円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,318,696円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,827,890円
当ファンドの期末残存口数	F	409,016,359口	当ファンドの期末残存口数	F	383,039,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,574円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,606円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	818,032円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	574,559円
第107期			第113期		
令和 2年 3月24日			令和 2年 9月24日		
令和 2年 4月20日			令和 2年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,180,024円	費用控除後の配当等収益額	A	760,214円

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	23,796,885円	収益調整金額	C	22,432,017円
分配準備積立金額	D	80,524,948円	分配準備積立金額	D	76,124,407円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,501,857円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,316,638円
当ファンドの期末残存口数	F	408,316,359口	当ファンドの期末残存口数	F	380,339,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,583円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,611円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	816,632円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	570,509円
第108期 令和 2年 4月21日 令和 2年 5月20日			第114期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,022,568円	費用控除後の配当等収益額	A	952,861円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	23,676,466円	収益調整金額	C	22,296,374円
分配準備積立金額	D	80,470,333円	分配準備積立金額	D	75,852,650円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	105,169,367円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	99,101,885円
当ファンドの期末残存口数	F	406,216,359口	当ファンドの期末残存口数	F	378,039,817口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,588円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,621円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	812,432円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	567,059円
第109期 令和 2年 5月21日 令和 2年 6月22日			第115期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,274,952円	費用控除後の配当等収益額	A	884,775円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	23,408,356円	収益調整金額	C	20,723,949円
分配準備積立金額	D	79,766,849円	分配準備積立金額	D	70,861,819円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	104,450,157円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	92,470,543円
当ファンドの期末残存口数	F	401,616,359口	当ファンドの期末残存口数	F	351,380,073口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,600円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,631円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	15円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	803,232円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	527,070円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	13,281,734	6,330,959
親投資信託受益証券	—	—
合計	13,281,734	6,330,959

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.3389円	0.3616円
(1万口当たり純資産額)	(3,389円)	(3,616円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (BRL)	47,637.01	125,094,797	
投資信託受益証券 合計		47,637.01	125,094,797	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	123,415	125,661	
親投資信託受益証券 合計		123,415	125,661	
合計		171,052.01	125,220,458	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	231,533	259,351
投資信託受益証券	15,023,953	16,446,629
親投資信託受益証券	11,010	11,010
流動資産合計	15,266,496	16,716,990
資産合計	15,266,496	16,716,990
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,171	3,372
未払委託者報酬	167,795	135,734
その他未払費用	216	184
流動負債合計	172,182	139,290
負債合計	172,182	139,290
純資産の部		
元本等		
元本	19,556,141	19,556,141
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,461,827	△2,978,441
（分配準備積立金）	14,803,426	15,441,893
元本等合計	15,094,314	16,577,700
純資産合計	15,094,314	16,577,700
負債純資産合計	15,266,496	16,716,990

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
営業収益		
受取配当金	959,779	698,417
有価証券売買等損益	△7,866,586	924,259
営業収益合計	△6,906,807	1,622,676
営業費用		
支払利息	5	-
受託者報酬	4,171	3,372
委託者報酬	167,795	135,734
その他費用	216	184
営業費用合計	172,187	139,290
営業利益又は営業損失（△）	△7,078,994	1,483,386
経常利益又は経常損失（△）	△7,078,994	1,483,386
当期純利益又は当期純損失（△）	△7,078,994	1,483,386
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,019,820	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,833,320	△4,461,827
剰余金減少額又は欠損金増加額	235,973	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	235,973	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,461,827	△2,978,441

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	22,445,366円	19,556,141円
期中追加設定元本額	—円	—円
期中一部解約元本額	2,889,225円	—円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,461,827円	2,978,441円
3. 受益権の総数	19,556,141口	19,556,141口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>732,287円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,391,281円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>14,071,139円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	732,287円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	5,391,281円	分配準備積立金額	D	14,071,139円	2.分配金の計算過程 <table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>638,467円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>5,391,281円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>14,803,426円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	638,467円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	5,391,281円	分配準備積立金額	D	14,803,426円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	732,287円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	5,391,281円																													
分配準備積立金額	D	14,071,139円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	638,467円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	5,391,281円																													
分配準備積立金額	D	14,803,426円																													

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,194,707円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	20,833,174円
当ファンドの期末残存口数	F	19,556,141口	当ファンドの期末残存口数	F	19,556,141口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,326円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	10,652円
1万口当たり分配金額	H	—円	1万口当たり分配金額	H	—円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	—円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△6,745,846	923,760
親投資信託受益証券	△2	—
合計	△6,745,848	923,760

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.7718円	0.8477円
(1万口当たり純資産額)	(7,718円)	(8,477円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ （BRL）	6,262.99	16,446,629	
投資信託受益証券 合計		6,262.99	16,446,629	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	10,814	11,010	
親投資信託受益証券 合計		10,814	11,010	
合計		17,076.99	16,457,639	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,676,059	25,789,806
投資信託受益証券	5,105,684,824	5,394,053,041
親投資信託受益証券	4,570,826	4,570,826
未収入金	48,200,000	71,500,000
流動資産合計	5,195,131,709	5,495,913,673
資産合計	5,195,131,709	5,495,913,673
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	46,051,770	33,848,972
未払解約金	9,531,841	34,027,828
未払受託者報酬	207,396	204,683
未払委託者報酬	8,347,732	8,238,479
未払利息	56	14
その他未払費用	15,541	15,345
流動負債合計	64,154,336	76,335,321
負債合計	64,154,336	76,335,321
純資産の部		
元本等		
元本	9,210,354,015	8,462,243,202
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,079,376,642	△3,042,664,850
（分配準備積立金）	1,873,676,925	1,764,654,953
元本等合計	5,130,977,373	5,419,578,352
純資産合計	5,130,977,373	5,419,578,352
負債純資産合計	5,195,131,709	5,495,913,673

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	自 至	前期 令和 1年12月21日 令和 2年 6月22日	自 至	当期 令和 2年 6月23日 令和 2年12月21日
営業収益				
受取配当金		384,994,101		301,699,256
受取利息		55		76
有価証券売買等損益		△1,749,846,789		712,168,961
営業収益合計		△1,364,852,633		1,013,868,293
営業費用				
支払利息		5,202		3,597
受託者報酬		1,331,289		1,156,824
委託者報酬		53,584,359		46,562,029
その他費用		99,787		86,708
営業費用合計		55,020,637		47,809,158
営業利益又は営業損失（△）		△1,419,873,270		966,059,135
経常利益又は経常損失（△）		△1,419,873,270		966,059,135
当期純利益又は当期純損失（△）		△1,419,873,270		966,059,135
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）		△6,798,770		7,930,904
期首剰余金又は期首欠損金（△）		△2,658,928,588		△4,079,376,642
剰余金増加額又は欠損金減少額		296,690,671		324,517,981
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		296,690,671		324,517,981
剰余金減少額又は欠損金増加額		17,927,332		16,445,328
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		17,927,332		16,445,328
分配金		286,136,893		229,489,092
期末剰余金又は期末欠損金（△）		△4,079,376,642		△3,042,664,850

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	10,004,073,529円	9,210,354,015円
期中追加設定元本額	69,182,483円	40,765,646円
期中一部解約元本額	862,901,997円	788,876,459円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	4,079,376,642円	3,042,664,850円
3. 受益権の総数	9,210,354,015口	8,462,243,202口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																		
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2.分配金の計算過程 第82期 令和 1年12月21日 令和 2年 1月20日	2.分配金の計算過程 第88期 令和 2年 6月23日 令和 2年 7月20日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>72,460,829円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	72,460,829円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>50,039,839円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	50,039,839円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	72,460,829円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	50,039,839円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
収益調整金額	C	1,065,266,546円	収益調整金額	C	997,185,727円
分配準備積立金額	D	1,945,002,321円	分配準備積立金額	D	1,856,032,224円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,082,729,696円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,903,257,790円
当ファンドの期末残存口数	F	9,877,933,086口	当ファンドの期末残存口数	F	9,123,966,813口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,120円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,182円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	49,389,665円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	45,619,834円
第83期 令和 2年 1月21日 令和 2年 2月20日			第89期 令和 2年 7月21日 令和 2年 8月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	71,499,536円	費用控除後の配当等収益額	A	49,657,798円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,046,272,341円	収益調整金額	C	978,581,415円
分配準備積立金額	D	1,927,821,409円	分配準備積立金額	D	1,822,870,060円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,045,593,286円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,851,109,273円
当ファンドの期末残存口数	F	9,684,999,090口	当ファンドの期末残存口数	F	8,944,574,320口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,144円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,187円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	50円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	48,424,995円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	44,722,871円
第84期 令和 2年 2月21日 令和 2年 3月23日			第90期 令和 2年 8月21日 令和 2年 9月23日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	50,659,822円	費用控除後の配当等収益額	A	42,187,369円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,041,622,925円	収益調整金額	C	978,299,100円
分配準備積立金額	D	1,914,129,979円	分配準備積立金額	D	1,813,983,359円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,006,412,726円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,834,469,828円
当ファンドの期末残存口数	F	9,551,167,347口	当ファンドの期末残存口数	F	8,899,352,975口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,147円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,185円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,755,836円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,597,411円
第85期 令和 2年 3月24日 令和 2年 4月20日			第91期 令和 2年 9月24日 令和 2年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	56,295,922円	費用控除後の配当等収益額	A	46,855,743円

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,035,241,260円	収益調整金額	C	966,417,068円
分配準備積立金額	D	1,904,584,310円	分配準備積立金額	D	1,797,297,827円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,996,121,492円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,810,570,638円
当ファンドの期末残存口数	F	9,490,375,059口	当ファンドの期末残存口数	F	8,787,564,245口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,156円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,198円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,451,875円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	35,150,256円
第86期 令和 2年 4月21日 令和 2年 5月20日			第92期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	55,236,317円	費用控除後の配当等収益額	A	47,725,118円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,026,945,299円	収益調整金額	C	951,919,079円
分配準備積立金額	D	1,897,544,629円	分配準備積立金額	D	1,776,085,851円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,979,726,245円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,775,730,048円
当ファンドの期末残存口数	F	9,412,550,501口	当ファンドの期末残存口数	F	8,637,437,196口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,165円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,213円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	47,062,752円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	34,549,748円
第87期 令和 2年 5月21日 令和 2年 6月22日			第93期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	56,601,373円	費用控除後の配当等収益額	A	45,749,505円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	1,006,556,085円	収益調整金額	C	932,825,565円
分配準備積立金額	D	1,863,127,322円	分配準備積立金額	D	1,752,754,420円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,926,284,780円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,731,329,490円
当ファンドの期末残存口数	F	9,210,354,015口	当ファンドの期末残存口数	F	8,462,243,202口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,177円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	3,227円
1万口当たり分配金額	H	50円	1万口当たり分配金額	H	40円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	46,051,770円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	33,848,972円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	383,106,255	114,741,830
親投資信託受益証券	—	—
合計	383,106,255	114,741,830

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.5571円	0.6404円
(1万口当たり純資産額)	(5,571円)	(6,404円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (MXN)	1,005,977.81	5,394,053,041	
投資信託受益証券 合計		1,005,977.81	5,394,053,041	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	4,489,124	4,570,826	
親投資信託受益証券 合計		4,489,124	4,570,826	
合計		5,495,101.81	5,398,623,867	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,040,306	5,523,656
投資信託受益証券	314,249,039	336,922,923
親投資信託受益証券	283,345	283,345
流動資産合計	320,572,690	342,729,924
資産合計	320,572,690	342,729,924
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	-	293,599
未払解約金	80,000	-
未払受託者報酬	80,120	70,378
未払委託者報酬	3,224,670	2,832,604
未払利息	9	3
その他未払費用	5,150	4,516
流動負債合計	3,389,949	3,201,100
負債合計	3,389,949	3,201,100
純資産の部		
元本等		
元本	328,691,341	293,599,304
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,508,600	45,929,520
（分配準備積立金）	230,815,230	222,706,710
元本等合計	317,182,741	339,528,824
純資産合計	317,182,741	339,528,824
負債純資産合計	320,572,690	342,729,924

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
営業収益		
受取配当金	23,150,080	18,216,069
受取利息	12	9
有価証券売買等損益	△102,246,300	43,587,815
営業収益合計	△79,096,208	61,803,893
営業費用		
支払利息	947	556
受託者報酬	80,120	70,378
委託者報酬	3,224,670	2,832,604
その他費用	5,150	4,516
営業費用合計	3,310,887	2,908,054
営業利益又は営業損失（△）	△82,407,095	58,895,839
経常利益又は経常損失（△）	△82,407,095	58,895,839
当期純利益又は当期純損失（△）	△82,407,095	58,895,839
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△4,058,180	2,397,424
期首剰余金又は期首欠損金（△）	74,376,175	△11,508,600
剰余金増加額又は欠損金減少額	747,706	1,233,304
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	1,230,533
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	747,706	2,771
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,283,566	-
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,283,566	-
分配金	-	293,599
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△11,508,600	45,929,520

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	364,904,490円	328,691,341円
期中追加設定元本額	4,430,180円	55,312円
期中一部解約元本額	40,643,329円	35,147,349円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	11,508,600円	—円
3. 受益権の総数	328,691,341口	293,599,304口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																														
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																														
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																														
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>18,826,496円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>26,291,716円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>211,988,734円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,826,496円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	26,291,716円	分配準備積立金額	D	211,988,734円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>16,864,863円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,523,095円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>206,135,446円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,864,863円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	23,523,095円	分配準備積立金額	D	206,135,446円
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	18,826,496円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	26,291,716円																													
分配準備積立金額	D	211,988,734円																													
項目																															
費用控除後の配当等収益額	A	16,864,863円																													
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																													
収益調整金額	C	23,523,095円																													
分配準備積立金額	D	206,135,446円																													

第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	257,106,946円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	246,523,404円
当ファンドの期末残存口数	F	328,691,341口	当ファンドの期末残存口数	F	293,599,304口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,822円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,396円
1万口当たり分配金額	H	－円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	－円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	293,599円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第15期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第16期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△97,174,285	41,406,693
親投資信託受益証券	△29	—
合計	△97,174,314	41,406,693

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第15期 [令和 2年 6月22日現在]	第16期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.9650円	1.1564円
(1万口当たり純資産額)	(9,650円)	(11,564円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
-----	-----	----	-----	----

投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II ー クラスJ (MXN)	62,835.3	336,922,923	
投資信託受益証券 合計		62,835.3	336,922,923	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	278,281	283,345	
親投資信託受益証券 合計		278,281	283,345	
合計		341,116.3	337,206,268	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)		
	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,564,018	22,341,200
投資信託受益証券	3,816,862,818	3,562,512,792
親投資信託受益証券	5,148,199	5,148,199
未収入金	31,000,000	24,000,000
流動資産合計	3,882,575,035	3,614,002,191
資産合計	3,882,575,035	3,614,002,191
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	20,256,140	17,743,193
未払解約金	10,592,402	1,331,345
未払受託者報酬	153,408	133,675
未払委託者報酬	6,174,706	5,380,430
未払利息	45	12
その他未払費用	11,495	10,016
流動負債合計	37,188,196	24,598,671
負債合計	37,188,196	24,598,671
純資産の部		
元本等		
元本	5,787,468,612	5,069,483,729
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,942,081,773	△1,480,080,209
（分配準備積立金）	800,870,619	743,343,721
元本等合計	3,845,386,839	3,589,403,520
純資産合計	3,845,386,839	3,589,403,520
負債純資産合計	3,882,575,035	3,614,002,191

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
営業収益		
受取配当金	204,559,723	173,826,781
受取利息	66	63
有価証券売買等損益	△705,648,228	203,823,193
営業収益合計	△501,088,439	377,650,037
営業費用		
支払利息	5,477	4,047
受託者報酬	934,044	813,764
委託者報酬	37,595,282	32,754,059
その他費用	69,995	60,968
営業費用合計	38,604,798	33,632,838
営業利益又は営業損失（△）	△539,693,237	344,017,199
経常利益又は経常損失（△）	△539,693,237	344,017,199
当期純利益又は当期純損失（△）	△539,693,237	344,017,199
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,748,287	3,173,461
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,432,052,041	△1,942,081,773
剰余金増加額又は欠損金減少額	164,459,035	234,792,240
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	164,459,035	234,792,240
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,789,476	402,599
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,789,476	402,599
分配金	126,257,767	113,231,815
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,942,081,773	△1,480,080,209

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	6,339,416,170円	5,787,468,612円
期中追加設定元本額	22,976,325円	1,258,636円
期中一部解約元本額	574,923,883円	719,243,519円
2. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,942,081,773円	1,480,080,209円
3. 受益権の総数	5,787,468,612口	5,069,483,729口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																		
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2.分配金の計算過程 第77期 令和 1年12月21日 令和 2年 1月20日	2.分配金の計算過程 第83期 令和 2年 6月23日 令和 2年 7月20日																		
<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>33,936,513円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	33,936,513円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円	<table><tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>28,755,502円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>一円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	28,755,502円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	33,936,513円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	28,755,502円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	一円																	

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
収益調整金額	C	568,516,529円	収益調整金額	C	519,795,744円
分配準備積立金額	D	805,737,005円	分配準備積立金額	D	790,739,231円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,408,190,047円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,339,290,477円
当ファンドの期末残存口数	F	6,268,064,906口	当ファンドの期末残存口数	F	5,714,254,949口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,246円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,343円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,938,227円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,999,892円
第78期 令和 2年 1月21日 令和 2年 2月20日			第84期 令和 2年 7月21日 令和 2年 8月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	29,578,678円	費用控除後の配当等収益額	A	28,293,791円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	556,561,041円	収益調整金額	C	506,459,901円
分配準備積立金額	D	800,538,913円	分配準備積立金額	D	778,983,052円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,386,678,632円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,313,736,744円
当ファンドの期末残存口数	F	6,136,253,590口	当ファンドの期末残存口数	F	5,567,649,111口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,259円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,359円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,476,887円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,486,771円
第79期 令和 2年 2月21日 令和 2年 3月23日			第85期 令和 2年 8月21日 令和 2年 9月23日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	24,061,194円	費用控除後の配当等収益額	A	22,303,054円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	545,622,920円	収益調整金額	C	497,658,458円
分配準備積立金額	D	792,247,245円	分配準備積立金額	D	774,062,601円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,361,931,359円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,294,024,113円
当ファンドの期末残存口数	F	6,013,406,920口	当ファンドの期末残存口数	F	5,470,731,605口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,264円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,365円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	21,046,924円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	19,147,560円
第80期 令和 2年 3月24日 令和 2年 4月20日			第86期 令和 2年 9月24日 令和 2年10月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,692,509円	費用控除後の配当等収益額	A	25,324,388円

前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	542,416,270円	収益調整金額	C	490,433,733円
分配準備積立金額	D	790,587,730円	分配準備積立金額	D	765,608,755円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,366,696,509円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,281,366,876円
当ファンドの期末残存口数	F	5,978,066,617口	当ファンドの期末残存口数	F	5,389,911,543口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,286円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,377円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,923,233円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	18,864,690円
第81期 令和 2年 4月21日 令和 2年 5月20日			第87期 令和 2年10月21日 令和 2年11月20日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	32,456,036円	費用控除後の配当等収益額	A	26,332,211円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	535,803,554円	収益調整金額	C	467,687,255円
分配準備積立金額	D	790,230,897円	分配準備積立金額	D	736,259,662円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,358,490,487円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,230,279,128円
当ファンドの期末残存口数	F	5,890,387,678口	当ファンドの期末残存口数	F	5,139,916,864口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,306円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,393円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,616,356円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,989,709円
第82期 令和 2年 5月21日 令和 2年 6月22日			第88期 令和 2年11月21日 令和 2年12月21日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,084,187円	費用控除後の配当等収益額	A	26,724,366円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	－円
収益調整金額	C	526,455,655円	収益調整金額	C	461,315,411円
分配準備積立金額	D	788,042,572円	分配準備積立金額	D	734,362,548円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,347,582,414円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,222,402,325円
当ファンドの期末残存口数	F	5,787,468,612口	当ファンドの期末残存口数	F	5,069,483,729口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,328円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	2,411円
1万口当たり分配金額	H	35円	1万口当たり分配金額	H	35円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	20,256,140円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	17,743,193円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	当期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券	(1) 有価証券

区分	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 （２）デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 （３）上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左 （２）デリバティブ取引 同左 （３）上記以外の金融商品 同左 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	225,288,725	102,097,171
親投資信託受益証券	—	—
合計	225,288,725	102,097,171

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	前期 [令和 2年 6月22日現在]	当期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	0.6644円	0.7080円
(1万口当たり純資産額)	(6,644円)	(7,080円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （AUD）	42,077.09	298,074,171	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （BRL）	111,698.37	293,319,930	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （MXN）	55,498.99	297,585,623	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （USD）	33,882.68	295,185,916	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （EUR）	37,035.16	298,207,127	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （GBP）	40,444.17	301,147,322	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （CAD）	43,334.41	295,064,055	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （TRY）	121,776.41	304,319,255	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （INR）	43,108.02	296,281,457	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （IDR）	44,803.78	295,794,564	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （RUB）	77,502.16	293,733,214	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （KRW）	35,733.41	293,800,158	
投資信託受益証券 合計		686,894.71	3,562,512,792	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,056,177	5,148,199	
親投資信託受益証券 合計		5,056,177	5,148,199	

合計	5,743,071.71	3,567,660,991	
----	--------------	---------------	--

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年２回分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第14期 [令和 2年 6月22日現在]	第15期 [令和 2年12月21日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,692,470	2,278,978
投資信託受益証券	139,127,182	146,517,837
親投資信託受益証券	134,954	134,954
流動資産合計	141,954,606	148,931,769
資産合計	141,954,606	148,931,769
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	125,810	120,431
未払解約金	70,000	-
未払受託者報酬	33,509	31,216
未払委託者報酬	1,348,561	1,256,691
未払利息	4	1
その他未払費用	2,122	1,980
流動負債合計	1,580,006	1,410,319
負債合計	1,580,006	1,410,319
純資産の部		
元本等		
元本	125,810,164	120,431,010
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,564,436	27,090,440
（分配準備積立金）	77,521,939	80,046,903
元本等合計	140,374,600	147,521,450
純資産合計	140,374,600	147,521,450
負債純資産合計	141,954,606	148,931,769

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第14期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第15期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
営業収益		
受取配当金	7,357,912	6,697,143
受取利息	4	2
有価証券売買等損益	△25,808,707	8,093,512
営業収益合計	△18,450,791	14,790,657
営業費用		
支払利息	326	175
受託者報酬	33,509	31,216
委託者報酬	1,348,561	1,256,691
その他費用	2,122	1,980
営業費用合計	1,384,518	1,290,062
営業利益又は営業損失（△）	△19,835,309	13,500,595
経常利益又は経常損失（△）	△19,835,309	13,500,595
当期純利益又は当期純損失（△）	△19,835,309	13,500,595
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,927,485	236,124
期首剰余金又は期首欠損金（△）	35,025,505	14,564,436
剰余金増加額又は欠損金減少額	20,813	17,316
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	20,813	17,316
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,448,248	635,352
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,448,248	635,352
分配金	125,810	120,431
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,564,436	27,090,440

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年6月20日および12月20日を計算期間の末日としておりますが、前計算期間および当計算期間においては当該日が休業日のため、当計算期間は令和 2年 6月23日から令和 2年12月21日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

	第14期 [令和 2年 6月22日現在]	第15期 [令和 2年12月21日現在]
1. 期首元本額	135,102,853円	125,810,164円
期中追加設定元本額	153,440円	108,534円
期中一部解約元本額	9,446,129円	5,487,688円
2. 受益権の総数	125,810,164口	120,431,010口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第14期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第15期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日																																																
1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1.運用に係る権限を委託するための費用 信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産の純資産総額に対し年10,000分の59以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																
2.分配金の計算過程	2.分配金の計算過程																																																
<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,727,152円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>17,881,218円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>71,920,597円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>95,528,967円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>125,810,164口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>7,593円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,727,152円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	17,881,218円	分配準備積立金額	D	71,920,597円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	95,528,967円	当ファンドの期末残存口数	F	125,810,164口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,593円	<table><tr><td>項目</td><td></td><td></td></tr><tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>6,025,303円</td></tr><tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>—円</td></tr><tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>17,183,826円</td></tr><tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>74,142,031円</td></tr><tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>97,351,160円</td></tr><tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>120,431,010口</td></tr><tr><td>1万口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F*10,000</td><td>8,083円</td></tr></table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,025,303円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円	収益調整金額	C	17,183,826円	分配準備積立金額	D	74,142,031円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,351,160円	当ファンドの期末残存口数	F	120,431,010口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,083円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	5,727,152円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	17,881,218円																																															
分配準備積立金額	D	71,920,597円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	95,528,967円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	125,810,164口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	7,593円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	6,025,303円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	—円																																															
収益調整金額	C	17,183,826円																																															
分配準備積立金額	D	74,142,031円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	97,351,160円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	120,431,010口																																															
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	8,083円																																															

第14期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日			第15期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日		
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	125,810円	収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	120,431円

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第14期 自 令和 1年12月21日 至 令和 2年 6月22日	第15期 自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。	同左

２ 金融商品の時価等に関する事項

区分	第14期 [令和 2年 6月22日現在]	第15期 [令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第14期 [令和 2年 6月22日現在]	第15期 [令和 2年12月21日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	△21,477,263	7,539,905
親投資信託受益証券	△14	—
合計	△21,477,277	7,539,905

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第14期 [令和 2年 6月22日現在]	第15期 [令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1158円 (11,158円)	1.2249円 (12,249円)

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （AUD）	1,730.5	12,258,873	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （BRL）	4,594.16	12,064,289	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （MXN）	2,282.45	12,238,496	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （USD）	1,393.59	12,140,982	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （EUR）	1,523.13	12,264,316	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド III － クラスJ （GBP）	1,663.15	12,383,840	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （CAD）	1,782.29	12,135,637	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （TRY）	5,007.93	12,514,830	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （INR）	1,772.99	12,185,781	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （IDR）	1,842.73	12,165,714	
	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （RUB）	3,187.59	12,080,998	

	ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド II － クラスJ （KRW）	1,469.72	12,084,081	
投資信託受益証券 合計		28,250.28	146,517,837	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	132,542	134,954	
親投資信託受益証券 合計		132,542	134,954	
合計		160,792.28	146,652,791	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

マネー・マーケット・マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[令和 2年12月21日現在]	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	270,309,758
現先取引勘定	899,999,518
流動資産合計	1,170,309,276
資産合計	1,170,309,276
負債の部	
流動負債	
未払解約金	3,398
未払利息	148
流動負債合計	3,546
負債合計	3,546
純資産の部	
元本等	
元本	1,149,383,762
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	20,921,968
元本等合計	1,170,305,730
純資産合計	1,170,305,730
負債純資産合計	1,170,309,276

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

	[令和 2年12月21日現在]
1. 期首	令和 2年 6月23日
期首元本額	1,226,054,292円
期中追加設定元本額	187,116,746円
期中一部解約元本額	263,787,276円
元本の内訳※	
三菱ＵＦＪ ＤＣ金利連動アロケーション型バランスファンド	419,427,703円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞ （毎月分配型）	3,683,862円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞ （毎月分配型）	2,590,474円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞ （毎月分配型）	111,354円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞ （毎月分配型）	9,893,887円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞ （毎月分配型）	24,765,135円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜南アフリカランドコース＞ （毎月分配型）	282,290円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞ （毎月分配型）	3,078,471円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	70,207,175円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜中国元コース＞ （毎月分配型）	89,620円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜インドネシアルピアコース＞ （毎月分配型）	1,033,322円
三菱ＵＦＪ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞ （毎月分配型）	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（毎月分配型）	10,715,809円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（毎月分配型）	1,378,553円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞ （毎月分配型）	5,548,198円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞ （毎月分配型）	123,415円

	[令和 2年12月21日現在]
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	667,045円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	792,001円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	177,454円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	980,684円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	3,857,128円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	2,016,707円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	1,145,161円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	16,341,949円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	1,513,806円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜アジアバスケット通貨コース＞（毎月分配型）	642,729円
三菱ＵＦＪ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	71,623,735円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	521,466円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ユーロコース＞（毎月分配型）	379,197円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	640,555円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	749,309円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜資源国バスケット通貨コース＞（毎月分配型）	88,852円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ＜マネープールファンド＞	990,657円
三菱ＵＦＪ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム（毎月分配型）	11,916,657円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）	6,643,326円
三菱ＵＦＪ 米国リートファンドＡ＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,836円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	4,489,124円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド（年２回分配型）	30,649円

	[令和 2年12月21日現在]
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド（年2回分配型）	60,179円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年2回分配型）	69,757円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年2回分配型）	10,814円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年2回分配型）	278,281円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	665,580円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	2,308,140円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	19,658円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジあり＞（毎月決算型）	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）	5,056,177円
PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）	132,542円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（毎月決算型）	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（毎月決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替リスク軽減型＞（年1回決算型）	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド＜為替ヘッジなし＞（年1回決算型）	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜円コース＞（毎月分配型）	3,156,977円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜米ドルコース＞（毎月分配型）	7,196,270円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜豪ドルコース＞（毎月分配型）	1,491,640円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）	3,517,041円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）	845,131円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜トルコリラコース＞（毎月分配型）	2,156,093円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ＜ロシアルーブルコース＞（毎月分配型）	5,114,733円

	[令和 2年12月21日現在]
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>（年2回分配型）	1,528,278円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>（年2回分配型）	2,664,317円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>（年2回分配型）	215,434円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）	490,224円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコペソコース>（年2回分配型）	284,008円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>（年2回分配型）	409,936円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>（年2回分配型）	345,928円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドA>	36,140,619円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネープールファンドB>	1,355,303円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（毎月決算型）	3,308,438円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,859,081円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>（年1回決算型）	1,609,969円
三菱UFJ／ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	521,457円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	354,513円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（毎月分配型）	2,542,269円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（毎月分配型）	9,387,547円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（毎月決算型）	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>（年1回決算型）	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>（年1回決算型）	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（毎月分配型）	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>（年2回分配型）	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	3,319,056円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	20,075,917円

	[令和 2年12月21日現在]
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	1,616,484円
三菱UFJ／AMP オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム（毎月決算型）	5,899,118円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（毎月分配型）	6,879,079円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム（年2回分配型）	1,171,788円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（毎月分配型）	50,073円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>（年2回分配型）	30,438円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（毎月分配型）	511,609円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>（年2回分配型）	266,153円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）	368,276円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）	89,371円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型>（3ヵ月決算型）	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム>（毎月決算型）	6,324,266円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	149,290,689円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円
スマート・プロテクター90（限定追加型）2016-12	4,349,768円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>（資産成長型）	138,394円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>（資産成長型）	305,382円
テンブルトン新興国小型株ファンド	49,097円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（毎月決算型）	2,259,287円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>（年2回決算型）	10,781,250円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（毎月決算型）	2,474,981円
ピムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>（年2回決算型）	15,671,669円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジあり）（年1回決算型）	82,770円
欧州ハイイールド債券ファンド（為替ヘッジなし）（年1回決算型）	87,384円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計<安定重視型>（分配抑制コース）	9,820円

	[令和 2年12月21日現在]
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配コース）	9,820円
わたしの未来設計＜成長重視型＞（分配抑制コース）	9,820円
ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型）	983円
グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし）	983円
＜DC＞ベイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド	9,821円
ベイリー・ギフォード インパクト投資ファンド	9,821円
＜DC＞ベイリー・ギフォード ESG世界株ファンド	9,822円
三菱UFJ インド債券オープン（毎月決算型）	39,351円
三菱UFJ／AMP オーストラリアREITファンド＜Wプレミアム＞（毎月決算型）	11,293,333円
マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	9,881,822円
MUAMトピックスリスクコントロール（5％）インデックスファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）	4,937,186円
ピムコ・グローバル・ハイイールド・ファンド（毎月分配型）	11,784,347円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース（為替ヘッジなし）	10,766,608円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース（為替ヘッジあり）	14,313,901円
三菱UFJ ターゲット・イヤーファンド 2030	707,131円
三菱UFJ ＜DC＞ターゲット・イヤー ファンド 2030	7,680,220円
合計	1,149,383,762円
2. 受益権の総数	1,149,383,762口

※当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（金融商品に関する注記）

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 令和 2年 6月23日 至 令和 2年12月21日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに於いて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 2年12月21日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、該当事項はありません。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[令和 2年12月21日現在]
1口当たり純資産額	1.0182円
(1万口当たり純資産額)	(10,182円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	6,797,952,013
II 負債総額	17,195,219
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	6,780,756,794
IV 発行済口数	8,258,616,389口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.8211
（10,000口当たり）	（8,211）

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜豪ドルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	67,965,218
II 負債総額	30,281
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	67,934,937
IV 発行済口数	63,755,451口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0656
（10,000口当たり）	（10,656）

【ＰＩＭＣＯ ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	124,949,148
II 負債総額	55,970
III 純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	124,893,178
IV 発行済口数	350,380,073口
V 1口当たり純資産価額（Ⅲ／Ⅳ）	0.3565
（10,000口当たり）	（3,565）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜ブラジルリアルコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	16,345,969
II 負債総額	7,306
III 純資産総額（I－II）	16,338,663
IV 発行済口数	19,556,141口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.8355
（10,000口当たり）	（8,355）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	5,402,053,682
II 負債総額	5,356,197
III 純資産総額（I－II）	5,396,697,485
IV 発行済口数	8,365,104,277口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.6451
（10,000口当たり）	（6,451）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜メキシコペソコース＞（年２回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

（単位：円）

I 資産総額	342,087,903
II 負債総額	152,387
III 純資産総額（I－II）	341,935,516
IV 発行済口数	293,530,124口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.1649
（10,000口当たり）	（11,649）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（毎月分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	3,590,017,764
II 負債総額	1,600,127
III 純資産総額（I－II）	3,588,417,637
IV 発行済口数	5,040,909,894口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	0.7119
（10,000口当たり）	（7,119）

【PIMCO ニューワールドインカムファンド＜世界通貨分散コース＞（年2回分配型）】

【純資産額計算書】

令和 2年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	148,312,736
II 負債総額	65,961
III 純資産総額（I－II）	148,246,775
IV 発行済口数	120,373,863口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.2316
（10,000口当たり）	（12,316）

(参考)

マネー・マーケット・マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年12月30日現在

(単位：円)

I 資産総額	1,205,160,807
II 負債総額	47,945
III 純資産総額（I－II）	1,205,112,862
IV 発行済口数	1,183,569,833口
V 1口当たり純資産価額（III／IV）	1.0182
（10,000口当たり）	（10,182）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（２）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

- ①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定のほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2020年12月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間に於ける資本金の額の増減はありません。

（2）委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

①投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

②運用戦略の決定

運用戦略委員会において、①で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

③運用計画の決定

②で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

④ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

⑤投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

⑥投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

⑦ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

⑧運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年12月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本 数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	866	15,598,213
追加型公社債投資信託	16	1,482,629
単位型株式投資信託	72	322,653
単位型公社債投資信託	32	175,577
合 計	986	17,579,072

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第36期事業年度に係る中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

(単位：千円)

第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
------------------------	-----------------------

(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	※2	53,969,686	※2	56,398,457
有価証券		1,403,513		1,960,318
前払費用		514,587		575,904
未収入金		2,284		14,559
未収委託者報酬		9,995,458		10,296,453
未収収益	※2	560,483	※2	638,994
金銭の信託	※2	100,000	※2	100,000
その他		153,256		254,330
流動資産合計		66,699,271		70,239,017
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	617,032	※1	584,048
器具備品	※1	665,247	※1	871,893
土地		628,433		628,433
有形固定資産合計		1,910,713		2,084,375
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		3,670,753		3,369,611
ソフトウェア仮勘定		536,345		1,374,932
無形固定資産合計		4,222,921		4,760,365
投資その他の資産				
投資有価証券		21,408,781		16,704,756
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産	※1	824,268	※1	819,255
長期差入保証金		593,536		565,358
前払年金費用		415,234		375,031
繰延税金資産		1,496,180		1,912,824
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		△23,600		△23,600
投資その他の資産合計		25,079,767		20,718,993
固定資産合計		31,213,401		27,563,734
資産合計		97,912,673		97,802,752

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)		第35期 (令和2年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		293,258		687,565
未払金				
未払収益分配金		170,281		131,478
未払償還金		448,695		395,400
未払手数料	※2	3,990,054	※2	4,026,078
その他未払金	※2	3,961,765	※2	3,818,195
未払費用	※2	3,803,995	※2	4,402,578
未払消費税等		194,852		629,469
未払法人税等		573,657		617,341

賞与引当金	901,135	933,517
役員賞与引当金	140,100	124,590
その他	868,992	701,285
流動負債合計	15,346,788	16,467,499
固定負債		
長期未払金	43,200	32,400
退職給付引当金	860,851	1,010,401
役員退職慰労引当金	144,303	130,784
時効後支払損引当金	247,767	238,811
固定負債合計	1,296,122	1,412,398
負債合計	16,642,910	17,879,897
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	26,069,594	25,847,605
利益剰余金合計	33,410,184	33,188,194
株主資本合計	80,143,028	79,921,039

(単位：千円)

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,126,733	1,815
評価・換算差額等合計	1,126,733	1,815
純資産合計	81,269,762	79,922,854
負債純資産合計	97,912,673	97,802,752

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	70,375,414	67,967,489
投資顧問料	2,505,299	2,385,084
その他営業収益	18,844	16,085
営業収益合計	72,899,557	70,368,658

営業費用				
支払手数料	※2	28,533,952	※2	27,106,451
広告宣伝費		739,643		696,418
公告費		500		1,000
調査費				
調査費		1,794,755		1,857,271
委託調査費		12,194,996		11,579,175
事務委託費		1,016,816		847,769
営業雑経費				
通信費		170,794		153,731
印刷費		427,442		427,118
協会費		48,375		52,053
諸会費		16,175		15,990
事務機器関連費		1,841,631		1,953,926
営業費用合計		46,785,083		44,690,907
一般管理費				
給料				
役員報酬		349,083		331,987
給料・手当		6,453,717		6,611,427
賞与引当金繰入		901,135		933,517
役員賞与引当金繰入		140,100		124,590
福利厚生費		1,234,293		1,276,950
交際費		13,011		11,871
旅費交通費		200,426		165,891
租税公課		373,201		360,165
不動産賃借料		654,886		647,402
退職給付費用		428,912		422,919
役員退職慰労引当金繰入		51,159		48,183
固定資産減価償却費		1,252,321		1,307,555
諸経費		523,213		427,212
一般管理費合計		12,575,461		12,669,674
営業利益		13,539,012		13,008,076

(単位：千円)

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	181,073	90,965
受取利息	※2 1,913	※2 4,169
投資有価証券償還益	416,706	585,179
収益分配金等時効完成分	44,392	101,734
受取賃貸料	※2 38,388	※2 65,808
その他	11,871	19,987
営業外収益合計	694,346	867,845
営業外費用		
投資有価証券償還損	118,173	96,379
時効後支払損引当金繰入	1,166	-
事務過誤費	420	3,483
賃貸関連費用	35,994	20,339
その他	1,481	1,920

営業外費用合計		157,235		122,122
経常利益		14,076,123		13,753,799
特別利益				
投資有価証券売却益		501,778		174,842
特別利益合計		501,778		174,842
特別損失				
投資有価証券売却損		135,399		75,963
投資有価証券評価損		62,310		163,865
固定資産除却損	※1	4,848	※1	8,832
固定資産売却損		225		435
システム関連費		322,986		-
商標使用料		90,000		-
特別損失合計		615,770		249,096
税引前当期純利益		13,962,130		13,679,545
法人税、住民税及び事業税	※2	4,420,179	※2	4,146,534
法人税等調整額		△100,112		79,824
法人税等合計		4,320,066		4,226,359
当期純利益		9,642,064		9,453,186

(3) 【株主資本等変動計算書】

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剰余金の配当							△11,363,380	△11,363,380	△11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,721,316	△1,721,316	△1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			△11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△358,179	△358,179	△358,179
当期変動額合計	△358,179	△358,179	△2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
					その他利益剰余金		

	資本金	資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	株主資本合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028
当期変動額									
剰余金の配当							△9,675,175	△9,675,175	△9,675,175
当期純利益							9,453,186	9,453,186	9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△221,989	△221,989	△221,989
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762
当期変動額			
剰余金の配当			△9,675,175
当期純利益			9,453,186
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,124,917	△1,124,917	△1,124,917
当期変動額合計	△1,124,917	△1,124,917	△1,346,907
当期末残高	1,815	1,815	79,922,854

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3)役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6)時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2)連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3)「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1)概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

※1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
建物	551,025千円	599,542千円
器具備品	1,350,407千円	1,408,613千円
投資不動産	138,024千円	145,391千円

※2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
預金	240,211千円	314,247千円
未収収益	25,307千円	15,773千円
金銭の信託	100,000千円	100,000千円
未払手数料	671,568千円	712,210千円
その他未払金	3,217,341千円	3,029,426千円
未払費用	444,754千円	432,019千円

(損益計算書関係)

※1.固定資産除却損の内訳

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
建物	2,547千円	—
器具備品	2,301千円	8,832千円

計	4,848千円	8,832千円
---	---------	---------

※2.関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
支払手数料	5,298,064千円	5,234,629千円
受取利息	3千円	2千円
受取賃貸料	38,388千円	65,808千円
法人税、住民税及び事業税	3,216,517千円	3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|--------------|
| ① | 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| ③ | 基準日 | 平成30年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ④ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ⑤ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | | |
|---|----------|-------------|
| ① | 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| ② | 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| ③ | 基準日 | 平成31年3月31日 |
| ④ | 効力発生日 | 令和 元年6月27日 |

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

(リース取引関係)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
1年内	675,956千円	675,956千円
1年超	675,956千円	—
合計	1,351,912千円	675,956千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	—
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	—
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	—
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	—
資産計	86,722,080	86,722,080	—
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	—
負債計	3,990,054	3,990,054	—

第35期(令和2年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	56,398,457	56,398,457	—
(2) 有価証券	1,960,318	1,960,318	—
(3) 未収委託者報酬	10,296,453	10,296,453	—
(4) 投資有価証券	16,673,396	16,673,396	—
資産計	85,328,625	85,328,625	—

(1) 未払手数料	4,026,078	4,026,078	—
負債計	4,026,078	4,026,078	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
非上場株式	55,360	31,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	—	—	—
未収委託者報酬	9,995,458	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	56,398,457	—	—	—
未収委託者報酬	10,296,453	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,960,318	5,652,257	4,813,929	27,375
合計	68,655,228	5,652,257	4,813,929	27,375

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）

円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,012,389	8,573,551	△561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	△561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

第35期(令和2年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	9,859,345	8,694,010	1,165,334
	小計	9,859,345	8,694,010	1,165,334
貸借対照表計上額が取得原価を超えないものの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
	小計	8,774,369	9,937,087	△1,162,718
合計		18,633,714	18,631,098	2,616

3. 売却したその他有価証券

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	140,240	58,440	—
債券	—	—	—
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
株式	8,940	—	15,060
債券	—	—	—
その他	2,035,469	174,842	60,903
合計	2,044,409	174,842	75,963

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円（その他有価証券のその他62,310千円）減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円（その他有価証券のその他163,865千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度（積立型制度）及び退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,729,252 千円	3,712,289 千円
勤務費用	193,531	204,225
利息費用	24,351	17,557
数理計算上の差異の発生額	△15,898	△52,430
退職給付の支払額	△218,947	△162,904
過去勤務費用の発生額	—	—
退職給付債務の期末残高	3,712,289	3,718,736

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
年金資産の期首残高	2,723,393 千円	2,666,937 千円
期待運用収益	48,664	47,757
数理計算上の差異の発生額	△4,606	△164,633
事業主からの拠出額	102,564	51,282
退職給付の支払額	△203,077	△140,518
年金資産の期末残高	2,666,937	2,460,824

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,125,760 千円	2,969,807 千円
年金資産	△2,666,937	△2,460,824
	458,822	508,982
非積立型制度の退職給付債務	586,529	748,929
未積立退職給付債務	1,045,351	1,257,911
未認識数理計算上の差異	△ 114,968	△203,136
未認識過去勤務費用	△ 484,766	△419,405
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370
退職給付引当金	860,851	1,010,401
前払年金費用	△415,234	△375,031
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	445,616	635,370

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
勤務費用	193,531 千円	204,225 千円

利息費用	24,351	17,557
期待運用収益	△48,664	△47,757
数理計算上の差異の費用処理額	43,633	24,035
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	5,986	6,427
確定給付制度に係る退職給付費用	284,199	269,848

（注）「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
債券	63.9 %	64.7 %
株式	33.2	32.3
その他	2.9	3.0
合計	100	100

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
割引率	0.035～0.49%	0.095～0.52%
長期期待運用収益率	1.5～1.8%	1.5～1.8%

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期 (平成31年3月31日現在)	第35期 (令和2年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	436,050千円	427,046千円
投資有価証券評価損	223,821	226,322
未払事業税	109,109	117,461
賞与引当金	275,927	285,842
役員賞与引当金	19,428	19,703
役員退職慰労引当金	44,185	40,046
退職給付引当金	263,592	309,384
減価償却超過額	157,741	96,767
委託者報酬	264,398	213,044
長期差入保証金	31,721	40,180
時効後支払損引当金	75,866	73,124
連結納税適用による時価評価	148,858	57,656
その他	71,320	123,248
繰延税金資産 小計	2,122,023	2,029,829

評価性引当額	—	—
繰延税金資産 合計	2,122,023	2,029,829
繰延税金負債		
前払年金費用	△127,144	△114,834
連結納税適用による時価評価	△1,320	△1,260
その他有価証券評価差額金	△497,269	△801
その他	△108	△109
繰延税金負債 合計	△625,842	△117,005
繰延税金資産の純額	1,496,180	1,912,824

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期（平成31年3月31日現在）及び第35期（令和2年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）及び第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,298,064 千円 695,834 千円	未払手数料 未払費用	671,568 千円 365,510 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,030,180 千円	その他未払金	3,029,426 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,234,629 千円 583,270 千円	未払手数料 未払費用	712,210 千円 302,681 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円

第35期（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	4,073,855 千円	未払手数料	697,109 千円
						取引銀行	コーラブル預金の払戻 (注3)	20,000,000 千円		
							コーラブル預金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び預金	20,000,000 千円
							コーラブル預金に係る受取利息 (注3)	4,126 千円	未収収益	997 千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払 (注2)	5,714,501 千円	未払手数料	944,351 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、

(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。

なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行(株)に対して承継させております。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2.親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
1株当たり純資産額	384,107.08円	377,741.17円
1株当たり当期純利益金額	45,571.50円	44,678.80円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)	第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)
当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	9,642,064	9,453,186
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

中間財務諸表

(1)中間貸借対照表

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)		
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金		51,757,620
有価証券		47,281
前払費用		533,748
未収入金		22,328
未収委託者報酬		11,205,707
未収収益		1,109,882
金銭の信託		200,000
その他		216,914
流動資産合計		65,093,483
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	561,961
器具備品	※1	1,130,570
土地		628,433
有形固定資産合計		2,320,965
無形固定資産		
電話加入権		15,822
ソフトウェア		3,039,396

ソフトウェア仮勘定		2,003,918
無形固定資産合計		5,059,137
投資その他の資産		
投資有価証券		17,150,138
関係会社株式		320,136
投資不動産	※1	817,921
長期差入保証金		552,888
前払年金費用		316,933
繰延税金資産		1,088,156
その他		45,230
貸倒引当金		△23,600
投資その他の資産合計		20,267,805
固定資産合計		27,647,907
資産合計		92,741,391

(単位：千円)

第36期中間会計期間

(令和2年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		326,091
未払金		
未払収益分配金		158,732
未払償還金		133,877
未払手数料		4,401,647
その他未払金		2,173,325
未払費用		4,669,476
未払消費税等	※2	507,145
未払法人税等		523,722
賞与引当金		895,400
役員賞与引当金		76,200
その他		699,988
流動負債合計		14,565,607
固定負債		
長期未払金		21,600
退職給付引当金		1,075,559
役員退職慰労引当金		133,578
時効後支払損引当金		248,354
固定負債合計		1,479,092
負債合計		16,044,700
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		2,000,131
資本剰余金		
資本準備金		3,572,096
その他資本剰余金		41,160,616
資本剰余金合計		44,732,712
利益剰余金		
利益準備金		342,589
その他利益剰余金		
別途積立金		6,998,000
繰越利益剰余金		20,902,380
利益剰余金合計		28,242,970
株主資本合計		74,975,814

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (令和2年9月30日現在)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,720,876
評価・換算差額等合計	1,720,876
純資産合計	76,696,691
負債純資産合計	92,741,391

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	32,500,161
投資顧問料	1,178,818
その他営業収益	6,615
営業収益合計	33,685,595
営業費用	
支払手数料	12,792,753
広告宣伝費	275,488
公告費	250
調査費	
調査費	1,005,823
委託調査費	5,663,034
事務委託費	344,079
営業雑経費	
通信費	208,539
印刷費	182,427
協会費	26,229
諸会費	8,309
事務機器関連費	917,566
その他営業雑経費	126
営業費用合計	21,424,626
一般管理費	
給料	
役員報酬	171,181
給料・手当	2,786,316
賞与引当金繰入	895,400
役員賞与引当金繰入	76,200
福利厚生費	625,724
交際費	1,235
旅費交通費	10,767
租税公課	186,405
不動産賃借料	327,689
退職給付費用	229,835
役員退職慰労引当金繰入	11,763
固定資産減価償却費	※1 643,956
諸経費	188,448
一般管理費合計	6,154,923
営業利益	6,106,045

(単位：千円)

第36期中間会計期間
（自 令和2年4月1日
至 令和2年9月30日）

営業外収益	
受取配当金	17,539
受取利息	2,089
投資有価証券償還益	24,505
収益分配金等時効完成分	275,165
受取賃貸料	32,904
その他	9,312
営業外収益合計	361,516
営業外費用	
投資有価証券償還損	37,772
時効後支払損引当金繰入	13,892
賃貸関連費用	※1 6,562
その他	2,149
営業外費用合計	60,377
経常利益	6,407,184
特別利益	
投資有価証券売却益	157,075
特別利益合計	157,075
特別損失	
投資有価証券売却損	37,339
特別損失合計	37,339
税引前中間純利益	6,526,919
法人税、住民税及び事業税	1,948,492
法人税等調整額	65,981
法人税等合計	2,014,473
中間純利益	4,512,445

(3)中間株主資本等変動計算書

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	25,847,605	33,188,194	79,921,039
当中間期変動額									
剰余金の配当							△9,457,670	△9,457,670	△9,457,670
中間純利益							4,512,445	4,512,445	4,512,445
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△4,945,224	△4,945,224	△4,945,224
当中間期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	20,902,380	28,242,970	74,975,814

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,815	1,815	79,922,854
当中間期変動額			

剰余金の配当			△9,457,670
中間純利益			4,512,445
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	1,719,061	1,719,061	1,719,061
当中間期変動額合計	1,719,061	1,719,061	△3,226,163
当中間期末残高	1,720,876	1,720,876	76,696,691

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

す。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

- (3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用
令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

[注記事項]

（中間貸借対照表関係）

※1 減価償却累計額

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
建物	621,629千円
器具備品	1,475,730千円
投資不動産	148,595千円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

（中間損益計算書関係）

※1 減価償却実施額

	第36期中間会計期間 （自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）
有形固定資産	83,458千円
無形固定資産	560,498千円
投資不動産	3,204千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	—	—	211,581
合計	211,581	—	—	211,581

2. 配当に関する事項

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①	配当金の総額	9,457,670千円
②	配当の原資	利益剰余金
③	1株当たり配当額	44,700円
④	基準日	令和2年3月31日
⑤	効力発生日	令和2年6月29日

（リース取引関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

〈借主側〉

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	337,978千円
1年超	—
合 計	337,978千円

（金融商品関係）

第36期中間会計期間(令和2年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

令和2年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

	中間貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	51,757,620	51,757,620	—
(2) 有価証券	47,281	47,281	—
(3) 未収委託者報酬	11,205,707	11,205,707	—
(4) 投資有価証券	17,118,778	17,118,778	—
資産計	80,129,387	80,129,387	—
(1) 未払手数料	4,401,647	4,401,647	—
負債計	4,401,647	4,401,647	—

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

（注3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、

異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

（有価証券関係）

第36期中間会計期間（令和2年9月30日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（中間貸借対照表計上額 関係会社株式320,136千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	14,690,037	11,992,800	2,697,236
	小 計	14,690,037	11,992,800	2,697,236
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	2,476,022	2,692,895	△216,872
	小 計	2,476,022	2,692,895	△216,872
合 計		17,166,060	14,685,695	2,480,364

（注）非上場株式（中間貸借対照表計上額31,360千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第36期中間会計期間（自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 （令和2年9月30日現在）
1株当たり純資産額	362,493.28円
（算定上の基礎）	
純資産の部の合計額（千円）	76,696,691
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	76,696,691
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第36期中間会計期間 (自 令和2年4月1日 至 令和2年9月30日)
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	21,327.27円
中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	4,512,445
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

- ①定款の変更等
定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- ②訴訟事件その他重要事項
該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ①名称：三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ②資本金の額：324,279百万円（2020年9月末現在）
- ③事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名称	②資本金の額 (2020年9月末現在)	③事業の内容
丸三証券株式会社	10,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（３）再委託先

- ①名称：ピムコジャパンリミテッド
- ②資本金の額：13,411,674.44米ドル（2020年9月末現在）
- ③事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

２【関係業務の概要】

- （１）受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- （２）販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。
- （３）再委託先：委託会社から投資信託証券への運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドにおける運用の指図を行います。

３【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2020年12月末現在）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が３％以上のものを記載しています。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2020年 6月30日	臨時報告書
2020年 9月18日	有価証券届出書
2020年 9月18日	有価証券報告書
2020年 9月30日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（毎月分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>（年2回分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（毎月分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>（年2回分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（毎月分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコペソコース>（年2回分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（毎月分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和3年1月27日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているPIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）の令和2年6月23日から令和2年12月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>（年2回分配型）の令和2年12月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況

により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱ＵＦＪ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和2年11月30日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄 也 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和2年4月1日から令和2年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。